

離婚後の子の養育計画に関する 調査研究業務報告書

令和7年3月
日本加除出版株式会社

は し が き

令和6年5月、離婚後の子の養育に関する民法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立した。我が国の離婚については、夫婦の間に未成年子がいる場合であっても、夫婦間で離婚後の子の養育に関する取決めがされなかったり、取決めがされたもののその履行がされなかったりするケースが多数存在していることが指摘されていた。父母の離婚後も子が適切な養育環境の中で成長していくためには、子の養育について適切な取決めがされていることが望ましいと考えられるところ、改正法は、子の養育に関する規定（民法第766条）の内容を明確化したり、養育費債権に先取特権を付与したりするなど、子の養育に関する取決めを促すとともに、その実効性を確保しようとするものであると解される。

本調査研究は、上記の改正法の趣旨を踏まえ、離婚をする父母間における子の養育の計画に関する取決め（以下「養育計画」という。）が適切に定められるようにするための方策について検討するものである。具体的には、①海外における養育計画の法制度及び運用を調査するとともに、我が国の当事者支援団体から実情を聴取した上で、②民法学及び心理学等の知見も踏まえながら、養育計画の標準的な内容、養育計画作成に向けた当事者支援の在り方等を検討し、③自治体の協力を得て検証を行い、④その結果を踏まえた検討を行い最終的な提案を取りまとめた。本報告書は、これらの結果を取りまとめたものである。本報告書が、未成年子の養育の在り方について悩んでいる当事者の方々の一助となり、また、父母の離婚を経験する子らが適切な養育環境の中で成長するために役立つものとなれば、大変幸いである。

なお、上述のとおり、本研究に当たっては、当事者支援団体の方々、協力自治体（大阪府八尾市及び東京都豊島区）の方々にご協力いただいたほか、現に離婚を検討中の当事者、離婚をした当事者の方々にもご協力をいただいた。改めて心から感謝を申し上げる次第である。

令和7年3月

日本加除出版株式会社

協力研究者（五十音順）

直 原 康 光（大阪大学大学院人間科学研究科講師）
棚 村 政 行（早稲田大学名誉教授）
浜 田 真 樹（浜田・木村法律事務所弁護士、大阪弁護士会）
福 丸 由 佳（白梅学園大学子ども学部教授）

協力自治体（五十音順）

大 阪 府 八 尾 市
東 京 都 豊 島 区

協力民間団体

一般社団法人りむすび

目 次

第1 目的及び概要	1
1 目 的	1
2 本調査研究の概要	1
(1) 本調査研究について	1
(2) 本調査研究の体制	1
第2 離婚後の子の養育計画に関する諸外国の法制度や運用、我が国の民間団体等の取組の調査研究	3
1 諸外国の法制度及び運用	3
(1) 諸外国の法制度に関する調査内容について	3
(2) 調査対象国並びに研究者について	3
(3) 検 討	4
2 協力民間団体関係者からのヒアリング結果	4
第3 離婚後の子の養育計画書並びに作成の手引きについて	5
1 モデル養育計画の立案準備	5
(1) 改正法との関係	5
(2) モデル養育計画に盛り込むべき項目	5
2 モデル養育計画の利用方法の検討	6
3 モデル養育計画の立案	6
(1) 記載例の内容	6
(2) 手引きの内容	7
第4 モデル養育計画等の試行準備（協力自治体等の選定）	8
第5 モデル養育計画等の試行	9
1 実施までの流れ	9
(1) 協力自治体における周知広報	9
(2) 調査研究専用ページの作成	10
2 自治体での取組状況	11
第6 試行の結果概要	12
1 養育計画書等に関する当事者へのアンケート結果	12
(1) 実施手続・倫理的配慮	12

(2) 質問項目（1 回目）	12
(3) 質問項目（2 回目：話し合い後）	14
(4) 離婚当事者からのアンケート回答結果.....	14
2 協力自治体の窓口対応者等へのアンケート結果.....	15
(1) 実施手続・倫理的配慮.....	15
(2) 質問項目	15
(3) 職員・支援者からのアンケート回答結果.....	16
3 協力自治体との意見交換会.....	16
(1) 協力自治体における広報の状況	17
(2) 協力自治体の窓口対応者のヒアリング結果.....	17
(3) 協力自治体との意見交換会	18
4 小括（試行結果の考察）	20
第 7 モデル養育計画及びそれを利用した支援の在り方について	21
1 養育計画の基本的な考え方の確認.....	21
2 モデル養育計画等についての検討.....	21
(1) 目的・趣旨	22
(2) 対象事項	22
(3) 作成の手引き	22
(4) 養育類型ごとの書式の要否	22
(5) 内容・形式	23
(6) 補助的な記載事項.....	23
3 モデル養育計画等の情報提供、支援の在り方についての検討.....	24
(1) 情報提供	24
(2) 支援の在り方.....	24
4 小括.....	25
第 8 今後の検討課題.....	26
1 モデル養育計画等について.....	26
2 支援の在り方について	26
【資料 1】 諸外国の法制度（報告書第 2 の 1 関係）	27
【資料 2】 民間団体等からのヒアリング（報告書第 2 の 2 関係）	109
【資料 3-1】 こどものための養育計画書	110
【資料 3-2】 こどものための養育計画書_記載例 1	114
【資料 3-3】 こどものための養育計画書_記載例 2	118
【資料 3-4】 こどものための養育計画作成書の手引き	122
【資料 4】 父母（離婚当事者）からのアンケート回答結果（報告書第 6 の 1 関係）	139
【資料 5】 職員・支援者からのアンケート回答結果（報告書第 6 の 2 関係）	148

第1 目的及び概要

1 目 的

父母の離婚を経験する子の利益の観点からは、父母の離婚後もその双方が子の養育に責任を果たすことを確保するため、養育費や親子交流といった子の監護に関する事項や、子の教育（進学先等）といった子の成長にとって重要な事項の決め方について、あらかじめ適切に定められていることが望ましい（養育計画）。令和6年5月に成立した民法等の一部を改正する法律は、親権の有無にかかわらず親の子に対する責任を明示する規定を設けるとともに、子の養育に関する規定（民法第766条）の内容を明確化したり、養育費債権に先取特権を付与したりするなど子の養育に係る取決めについての規定を充実させるものであるから、このような養育計画の作成を促進することは同改正の趣旨に沿うものであると考えられる。

もっとも、我が国では、未成年の子を有する父母の離婚であっても公的機関の関与のない協議離婚の占める割合が高く、離婚の際には原則として公的機関が関与する諸外国に比して、養育計画作成を促す施策や、その作成に必要な知見を離婚後養育講座等によって父母に提供する取組が定着していない。

そのような現状認識を前提に、法務省令和6年度委託事業「離婚後の子の養育計画に関する調査研究」（以下「本調査研究」という。）は、適切な養育計画の内容並びに適切な養育計画作成のための情報提供及び支援の在り方について検討することを目的とするものである。

2 本調査研究の概要

(1) 本調査研究について

本調査研究は、民法（家族法）や心理学の研究者等の協力の下で、以下のように進められた。

ア 養育計画に関する諸外国の法制度や運用、我が国の民間団体等の取組の調査

養育計画に関する諸外国の法制度や運用について、文献やインターネット等によって調査を行った。また、我が国において養育計画の作成を含む父母の離婚後の子の養育を支援している民間団体等に対してヒアリングを行い、先進的な取組などを調査した。

イ モデル養育計画の作成及び支援・情報提供の在り方の立案

上記の調査結果を踏まえ、協力研究者らによる合議体による協議を通じて、我が国において作成されるべき養育計画のモデル（モデル養育計画）、その作成のための手引き、それらを活用した支援や情報提供の在り方についての案を作成した。

ウ モデル養育計画や支援策等の試行

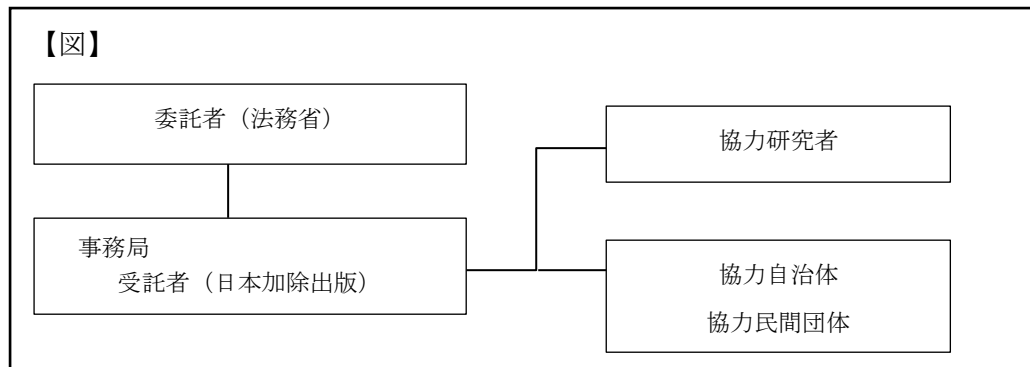
自治体（2か所）及び民間団体の協力を得て、実際に上記イで作成した案を用いて離婚前後の当事者への支援策を試行し、その結果を検討した。

エ 取りまとめ

上記ウの結果を基に、上記イの案の改善点等の検討を行い、最終案を作成した。

(2) 本調査研究の体制

本調査研究は、以下の体制で行った。



ア 協力研究者

本調査研究は、協力研究者として選定した直原康光・大阪大学大学院人間科学研究科講師（心理学）、棚村政行・早稲田大学名誉教授（民法学）、浜田真樹・弁護士（大阪弁護士会）、福丸由佳・白梅学園大学教授（心理学）の4名（五十音順）の合議体により進められた。

イ 協力自治体、協力民間団体

協力自治体には、人口規模、地域等諸条件を考慮し、大阪府八尾市、東京都豊島区（五十音順）の2自治体を選定した。

また、協力民間団体としては、養育計画に関する支援を実施している団体である一般社団法人りむすびに協力いただいた。

第2 離婚後の子の養育計画に関する諸外国の法制度や運用、我が国の民間団体等の取組の調査研究

1 諸外国の法制度及び運用

(1) 諸外国の法制度に関する調査内容について

諸外国の法制度及び運用の調査に当たっては、まず、①養育計画に関する法制度、②養育計画書（養育計画を記載する書面をいう。以下同じ。）の内容、③養育計画書の作成支援の3テーマを設定し、各テーマに関し、各国共通の調査項目を策定した。調査項目の詳細は下記のとおりである。

① 養育計画に関する法制度について

- a 養育計画の作成は義務化（法制度化）されているか。当事者が合意できない場合はどのような対応が取られているか。
- b どのような機関が養育計画書の作成に関与することとされているか（裁判所、弁護士、民間機関等）。
- c 作成された養育計画書についてどのような法的効果が付与されているか（例えば、法的拘束力や執行について一般の合意とは異なる効果が付与されているか）。

② 養育計画書の内容について

- a サンプルとなる標準的（※）な養育計画書（1通）の和訳を行う。
※ 紛争類型別に分かれている場合には葛藤が中程度のもの、子の年齢別に分かれている場合には小学校低学年程度の年齢のものとする。
- b 上記養育計画書の特徴、補足すべき事項（例えば、義務的に定めなければならない事項があるか、養育費の定めが別立てとなっているか等）。
- c 上記養育計画書以外にどのような種類の養育計画書が用意されているか（父母の葛藤、子の年齢ごとに分かれているかなど）。

③ 養育計画書の作成支援について

- a どのような機関が養育計画書の作成支援を行っているか。
- b 養育計画書の作成に当たってのガイダンスや情報提供はどのようにして行われているか（ガイドブック、動画配信等）、また、その内容。
- c 子の意見をどのようにして反映することとされているか。

(2) 調査対象国並びに研究者について

比較法的観点から、対象国をアメリカ（カリフォルニア州）、フランス、ドイツ、オーストラリア、韓国、台湾の6か国とし、各国の法制について専門的知見を有する以下の研究者（敬称略）に依頼し、各国の状況の調査を行った。

原田 綾子（名古屋大学）	【アメリカ・カリフォルニア州】
大島 梨沙（青山学院大学）	【フランス】
喜友名菜織（兵庫県立大学）	【ドイツ】
古賀 絢子（東京経済大学）	【オーストラリア】
金 亮完（大阪経済法科大学）	【韓国】

黄 淨愉（国立台北大学） 【台湾】

各国に係る調査結果は、別紙資料1のとおりである。

(3) 検 討

養育計画の作成が義務化されている国があり、義務化されていない国においても、民間団体等の支援による養育計画の作成が図られていた。また、作成される養育計画の内容は国によって様々であった。作成支援については、国によって、弁護士、民間団体、裁判所など様々な主体によって行われており、支援内容としては、ウェブ上での情報提供をはじめ多様なものがあった。

これらの結果を踏まえ、まずは多くの国で合意対象とされている部分を中心としてモデル養育計画に盛り込むべき基本的な事項を選定した上で、我が国の特徴を踏まえ、更に検討を行うこととされた。また、適切な形で心理面・法律面からのサポートや、支援に関する情報提供を盛り込むことも検討することとされた。また、各国において、養育計画書自体は簡明なものとされている国が多いことを踏まえ、モデル養育計画と、その作成のための手引書は別の文書として作成する方向で検討することとされた。

2 協力民間団体関係者からのヒアリング結果

協力民間団体である一般社団法人りむすびから、以下のとおり、取組内容全般や、養育計画作成支援の実情についてのヒアリングを行った（その他に行った民間団体からのヒアリングについては別紙資料2のとおり。）。

養育計画作成においては、当事者間の葛藤をなるべく低くすることに向けたワンストップでのサポートが重要であること、これらのサポートを提供するための人材育成が必要であること等が指摘された。

また、過去の支援事例に基づき、モデル養育計画には、①交流頻度や時間帯、②引き渡し方法や場所、③長期休暇、④行事、⑤プレゼント、⑥習い事や進路、⑦交流の際の連絡手段、⑧その他の連絡手段、⑨養育費・特別費用、⑩再協議の方法等が含まれるとよいのではないかとの提案がされた。また、養育計画の作成は目的ではなく、子どもを父母間の紛争に巻き込まないための手段にすぎないことを意識すべきとの指摘もあった。

さらに、具体的な支援に関し、一方の当事者のみが相談に来た際に相手方を話合いに参加させること、当事者の「親権」「監護」「親子交流」に関するニーズを正確に把握すること、葛藤の程度に応じて養育計画の内容の細かさを決めること、当事者双方に離婚後の養育に関する具体的なイメージを想起させることの重要性が指摘され、そのための工夫が紹介された。支援においては、支援団体単独で支援すべきことと、弁護士等の法律家と連携すべきことを整理する必要があるとの指摘もされた。

第3 離婚後の子の養育計画書並びに作成の手引きについて

1 モデル養育計画の立案準備

上記第2の調査を踏まえて、モデル養育計画に盛り込むべき項目について以下の検討を行った。

(1) 改正法との関係

まず、本調査研究は、改正法の施行後の運用を見据えたものであるが、調査研究実施期間中の現時点においては改正法が未施行である。そのため、自治体における試行は現行法の枠組で実施せざるを得ないことから、まず現行法に対応したモデル養育計画を立案し、これを用いて自治体における試行をすることとした。もっとも、本調査研究が改正法の趣旨に沿うものであることから、立案作業においても、改正法を意識した議論がされた。

(2) モデル養育計画に盛り込むべき項目

ア 養育計画作成に当たっての注意事項

冒頭に、養育計画の作成に当たって特に父母に心がけてもらいたい事項（養育計画の作成は紛争の場ではなく、子のための協議の場であること）などを記載すること、法務省のウェブサイトのURLを貼るなどして情報提供を行うことを検討した。

イ こどもの基本的な情報

子の特定事項として、子の氏名、生年月日、親権者の定め等を記載させることを検討した。

ウ 親子交流（親子が過ごす時間）

親子交流については、方法、頻度、受け渡しの場所及び方法、父母間の連絡方法、第三者の関与の有無、長期休暇や学校行事などへの参加、その他のルール（プレゼントなど）を記載させることを検討した。

エ 養育費

養育費については、金額、支払時期、支払方法等の定めについての検討を行った。その際には、改正法による法定養育費の創設や、養育費に対する先取特権の付与等についても考慮された。

オ 親権行使に関する事項

(ア) 取り決めておくべき事項

親権行使に関する事項としては、今後、離婚後共同親権制度が導入されることも想定して、子の居所、医療、進学、氏の変更、養子縁組、就職、財産管理、海外旅行、パスポートなどの項目について検討を行った。

なお、離婚後共同親権制度が導入され、それが選択された場合には、氏の変更、養子縁組について、現行法とは手続が変更し得ることから、あらかじめその説明を記載しておくことなども検討された。

(イ) 取決めの内容（協議方法を含む）

「当該事項については、父／母が決定する。他方の親に対しては、内容を通知する。」

「事前に同居親から別居親に連絡し協議する。ただし、〇日以内に返答がない場合には、同居親が単独で決めることができる。」等の方法を選択肢として掲げること等を検討した。

(ウ) 連絡方法

実務上は、連絡方法を適切に定めておくことは、紛争予防の観点から極めて重要であるとの指摘がされ、重点的に検討が行われた。

カ その他

約束事項、再協議の方法などについて、検討がなされた。

2 モデル養育計画の利用方法の検討

養育計画は、父母が子の養育に関する事項をあらかじめ取り決めることによって子の利益を確保するとともに、父母間の将来の紛争を予防することを目的として作成されるものである。モデル養育計画では、このような養育計画の意義を当事者に理解してもらえるような工夫をしつつ、当事者間の葛藤が高まることを防ぐ手立てを講ずることを検討した。また、何が子の利益に資するかは個別具体的な事情によって様々であり、例えば、父母が交代でこどもの面倒を見ることが望ましいケースもあれば、父母の一方が主にこどもの面倒を見ることとしつつ、重要な局面で他方が関与することが望ましいといったケースもあり得る。また、こどもが成長するにつれてこどもを取り巻く状況は変わり得ることも想定する必要がある。そこで、モデル養育計画では、こうした多様なケースに対応できるようなモデルを示すこととした。他方で、暴力等の危険性が高いケースや当事者の安全・安心を確保することができないケースにおいて無理に話し合いを継続することは、適切な取決めを行うことができずにかえって子の利益に反する結果を招くことになりかねない。また、必ずしも話し合いは父母のみで行う必要はなく、必要に応じて第三者のサポートを得ることも重要である。モデル養育計画等は子の利益のために検討されるべきものであるから、こうした注意点についてもモデル養育計画及びその作成の手引きに盛り込むとともに、適切な相談先を案内する等の工夫をすることとした。

3 モデル養育計画の立案

上記の検討結果を踏まえ、別紙参考資料3のとおり、モデル養育計画「こどものための養育計画書」（A4・4頁）と、同作成の手引き「こどものための養育計画書作成の手引き」（A4・16頁）を作成した（養育計画及び同作成の手引きを合わせて「モデル養育計画等」という。）。

(1) 記載例の内容

本調査研究においては、「こどものための養育計画書」について、比較的よくあると想定される場面について、以下の2つの記載例を作成した。

記載例①は、同居母、週1回程度の親子交流（宿泊あり）、重要事項は基本的に話し合いで決めることとするケースである。

記載例②は、同居父、月数回の親子交流、重要事項の決定について情報提供することを合意しているケースである。

(2) 手引きの内容

「こどものための養育計画書作成の手引き」では、なるべく視覚的にも優しく分かりやすい印象を与えたいとの協力研究者からの指示の下、動物や花のイラストや多色刷で柔らかい印象を与えられる内容とした。構成は第1から第5まで、それぞれ、はじめに（第1）、養育費について（第2）、親子交流（第3）、重要事項の決定方法（第4）、再協議について（第5）が記述されている。

また、暴力などの被害により安全な話合いが難しい状況にある場合は、当事者のみで計画書等の活用を目指すのではなく、専門機関等への相談を通じてより専門的で個別の事案に応じた丁寧なケアを受けることが望ましいことから、この点に関する一般的、基本的な情報提供を行っている。

ア はじめに

養育計画書を作成するに当たって、3つの特に配慮してほしい要素（こども自身の思い・気持ちに耳を傾けること／親同士がこどもを巻き込んで争うことがないようにすること／成長するにつれて環境は変わっていくこと）を説明している。

イ 養育費について

養育費についての説明、取決め方法の説明を行っており、その中でも「特別な費用の負担」については3つの具体例を、「支払額を変動制にする場合」についてはその留意点と具体例を挙げている。

ウ 親子交流

親子交流についての説明、心構え、取決め方法についての説明を行っている。急な事情変更に対応するための「代替日の提案」や、その他の約束事項についての具体例（プレゼントのタイミングの取決め、学校行事への参加、祖父母等の立会い等）を挙げている。

また、第三者機関の利用についての記述や、こどもについての情報提供のルールづくりについて触れている。

エ 重要事項の決定方法

重要事項の決定方法についての説明、こどもの生活場所や転居、こどもの医療、こどもの進学・就職、その他の項目を説明している。

オ 再協議について

こどもや父母自身の事後的な事情の変化が生じ得ることについての説明を行っており、柔軟な養育計画の変更や再協議の可能性に触れている。

第4 モデル養育計画等の試行準備（協力自治体等の選定）

協力自治体としては、自治体の地域性等の諸条件を考慮し、最終的に以下の2自治体に依頼した（五十音順）。

① 大阪府八尾市

- ・人 口 25万9158人（令和6年12月時点）
- ・婚姻件数 984件（令和4年）
- ・離婚件数 430件（令和4年）
- ・部 署 こども若者部こども若者政策課

② 東京都豊島区

- ・人 口 29万4470人（令和7年1月時点）
- ・婚姻件数 1,782件（令和5年）
- ・離婚件数 406件（令和5年）
- ・部 署 区民部総合窓口課戸籍グループ

(参考) 自治体ウェブサイト (八尾市の例)



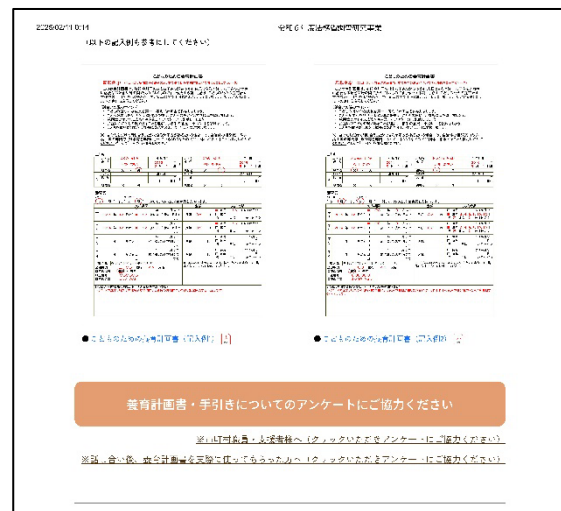
(2) 調査研究専用ページの作成

調査研究専用ページは、本調査研究における留意事項（倫理的配慮）を各当事者が閲覧・承諾後、別ページにて養育計画書のひな形や記載例、手引きの内容を閲覧してもらう形式を取っている。

調査研究専用ページにおいては、「こどものための養育計画書」（Excel、入力可能な PDF）、「こどものための養育計画書作成の手引き」（PDF、デジタルブック）、「こどものための養育計画書（記入例1）」「こどものための養育計画書（記入例2）」（PDF）を掲載し、サイトへのアクセス者が自由にこれらの書面をダウンロードできる形式を取っている。

また、これらの書面の下部にウェブアンケートへのアクセス先を案内し、「離婚後養育講座」を視聴できる動画（YouTube）のサイトを参考として掲載している。

(参考) 調査研究専用ページ



(注) 当ページにおいては、

- ・「こどものための養育計画書」(Excel、入力可能な PDF)
- ・「こどものための養育計画書作成の手引き」(PDF、デジタルブック)
- ・「こどものための養育計画書」(記入例 1・2) (PDF)

を掲載しており、デジタルブックを除き、自由にこれらをダウンロードできる。

また、下部にウェブアンケートへのアクセス先を案内している。

2 自治体での取組状況

後記第6のとおり、令和6年11月18日から終了日の令和7年2月28日までの間、前記第4の協力自治体及び協力民間団体において、実際にモデル養育計画等を用いた支援を行った。

第6 試行の結果概要

1 養育計画書等に関する当事者へのアンケート結果

(1) 実施手続・倫理的配慮

前記第5の期間、各協力自治体及び協力民間団体の案内を受けて養育計画書並びに作成の手引き（以下「モデル養育計画等」という。）を配布された離婚当事者を主な対象に、ウェブアンケート形式で意見を収集した。

モデル養育計画等を読んでアンケートに協力いただいた当事者（調査協力者）には、謝礼（アマゾンギフト券 500 円分）を送信した。アンケート調査に当たっては、大阪大学の研究倫理委員会の承認を受け実施した（承認番号：25054）。

アンケートの具体的な実施方法については下記のとおりである。

ア 協力自治体における実施

協力自治体ごとに取り組まれた案内方法は一律ではなく、また、調査研究の担当部署や窓口におけるこれまでの相談実績、人口規模の違いなどの理由もあり、単純に比較することはできないが、各協力自治体のちらしの作成配布枚数は概ね以下のとおりであった。また、事業開始日前後から、各協力自治体のウェブサイトにおいても案内の周知をいただいた。

①大阪府八尾市	750 部
②東京都豊島区	2,000 部

なお、チラシを配布する対象者の置かれた状況は様々であることに配慮し、アンケートへの回答は任意とした。

イ 協力民間団体における実施

また、協力民間団体においては、自治体と同様にちらしを作成の上、コミュニティに配布をしてもらった。協力が可能な当事者にアンケートを実施し、意見を収集した。

(2) 質問項目（1回目）

次の項目を尋ねた。

ア 当事者の状況

アンケートに協力いただいた当事者の基本属性として、①当事者の立場（母親、父親、祖父母親戚その他）、②別居・離婚の状況（同居、別居、離婚後）を尋ねた。そこから、離婚前の当事者、離婚後の当事者を別として項目を尋ね、当事者共通の項目を尋ねた。

イ 離婚前の当事者に対する質問項目への回答

(ア) 読んだ後の活用状況

離婚前の当事者に対し、モデル養育計画等を使って、①相手と話し合いをしてみたいと思ったか否か（はい、いいえ）、②自分自身で養育計画を考えてみたか否か（はい、い

いえ)を尋ねた。

a 活用した場合の感想、全体的な改善点

上記(ア)のいずれかで「はい」と回答した群に対し、このモデル養育計画等は、役に立つと思うかを「とても役に立つと思った」―「まったく役に立つと思わなかった」の4件法で尋ねた。

また、①養育費について話し合うことや取り決めること、②親子交流(面会交流)について話し合うことや取り決めること、③こどもに関する情報(こどもの健康状態、学校生活、生活状況や成長ぶりなど)を父母で共有すること、④重要事項の決定方法について話し合うことや取り決めること、⑤別居や離婚に関することで、必要に応じて、専門家(弁護士、カウンセラー、自治体の窓口など)に相談すること、のそれぞれの項目について、養育計画書または作成の手引きが役に立つと思ったかを同様に尋ねた。

さらに、モデル養育計画等の改善点を自由記述で尋ねた。

b 活用しなかった場合の理由等

(ア)でいずれも「いいえ」と回答した群に対しては、自分自身で養育計画を立ててみたり、モデル養育計画等を使って、相手と話し合いをしてみたいと思わない(あるいはできない)理由について尋ねた。

(イ) 読んだあとの意欲等

モデル養育計画等を読んで感じた項目(①こどもの気持ちに耳を傾けようと思う、②親の争いにこどもを巻き込まないように、ふるまおうと思う、③親子交流(面会交流)について、取り決めようと思う、④養育費について、取り決めようと思う、⑤別居や離婚に関することで、必要に応じて、専門家(弁護士、カウンセラー、自治体の窓口など)に相談しようと思う)について尋ねた(複数回答可)。

ウ 離婚後の当事者に対する質問項目への回答

「離婚している」と回答した人には、(ア)離婚からの年数、(イ)モデル養育計画等全体のわかりやすさとその理由、(ウ)こどもに関する取決め状況(養育費、親子交流(面会交流)、重要事項の決定)、(エ)取り決めでしていなかった場合の、養育計画書及び手引きを読んだ後の活用状況(モデル養育計画等が役に立つと思ったか)、活用した場合の感想について尋ねた。

(エ)については前記イ(ア)a同様に①養育費について話し合うことや取り決めること、②親子交流(面会交流)について話し合うことや取り決めること、③こどもに関する情報(こどもの健康状態、学校生活、生活状況や成長ぶりなど)を父母で共有すること、④重要事項の決定方法について話し合うことや取り決めること、⑤別居や離婚に関することで、必要に応じて、専門家(弁護士、カウンセラー、自治体の窓口など)に相談すること、のそれぞれの項目について、モデル養育計画等が役に立つと思ったかを同様に尋ねた。

さらに、(オ)仮に離婚時等に養育計画書などがあったことを想像した回答として、このモデル養育計画等が離婚時または離婚条件を話し合う時にあったら、役に立ったと思うか、その理由について尋ね、最後に(カ)全体的な改善点について尋ねた。

エ 当事者共通の質問項目への回答

当事者共通の質問項目としては、（ア）モデル養育計画等は別居や離婚を考えている親にとって役に立つかを「とても役に立つ」―「全く役に立たない」の4件法で尋ねるとともに、別居や離婚を考えている親は、できるだけこの養育計画書を作成するとよいと思うかを「とてもそう思う」―「全く思わない」の4件法で尋ねた。そして、（イ）その他全体的な感想を最後に自由記述で求めた。

オ 当事者の基本属性

回答者の属性として、①（元）パートナーからの暴力的な言動の有無（まったくなかった、たまにあった、よくあった）、②年齢（20代、30代、40代、50代）、③最終学歴（中学、高校、高専・専門学校等、短期大学、大学、大学院）、④居住自治体（大阪府、東京都、及び協力民間団体からの紹介）を尋ねた。

最後に、養育計画書及び作成の手引きを使って相手と話し合いをした場合に再度アンケートに協力してもらえるかの意向及びアンケートの紐づけのための任意の番号を尋ねた。

（3）質問項目（2回目：話し合い後）

1回目のアンケートにおいて、養育計画書及び作成の手引きを使って相手と話し合いをした場合に再度アンケートに協力すると回答した当事者に対して、電子メールにてアンケートリンクを送付し、相手と話し合いを行った後に、アンケートへの回答を求めた。

まず1回目の回答との紐付けを行うために前回同様任意の4桁を入力し、居住自治体の確認を行った。その後、質問項目として、話し合いをしてみて、養育計画書及び作成の手引きが話し合いの際に役に立ったかどうか、養育計画書及び作成の手引きが、①養育費について話し合うことや取り決めること、②親子交流（面会交流）について話し合うことや取り決めること、③子どもに関する情報（子どもの健康状態、学校生活、生活状況や成長ぶりなど）を父母で共有すること、④重要事項の決定方法について話し合うことや取り決めること、⑤別居や離婚に関することで、必要に応じて、専門家（弁護士、カウンセラー、自治体の窓口など）に相談することの各項目で役に立つと思うかを「とても役に立つと思った」―「まったく役に立つと思わなかった」の4件法で尋ねた。

さらに、養育計画書及び作成の手引きの改善点を自由記述で尋ねた。

また、養育計画書及び作成の手引きは別居や離婚を考えている親にとって役に立つかを「とても役に立つ」―「全く役に立たない」の4件法で尋ねるとともに、別居や離婚を考えている親は、できるだけこの養育計画書を作成するとよいと思うかを「とてもそう思う」―「全く思わない」の4件法で尋ねた。そして、その他全体的な感想を最後に自由記述で求めた。

（4）離婚当事者からのアンケート回答結果（詳細については別紙資料3を参照されたい。）

まず、当事者の属性（母親29名、父親20名、親戚その他4名）及び同居・別居の別（別居24名、同居16名、離婚後9名）を尋ねた後、離婚前当事者と離婚後当事者との質問を分け、最後に共通しての質問を行った。

離婚前当事者へのアンケート結果からは、モデル養育計画等が役に立つかどうかについて、8割を超える人が肯定的な受け止めであった。その後の活用について、自分自身で養育計画を立て

てみたという回答は6割、モデル養育計画等を使って相手と話し合いをしてみたいと思ったという回答が9割を超えていた。

さらに、共通の質問として、モデル養育計画等が別居や離婚を考えている親にとって役に立つかどうか、できるだけこの養育計画書を作成するとよいと思うかについては、前者は9割以上、後者も8割以上の肯定的な意見を得られた〔項目4（1）〕。

以上から、モデル養育計画等の有用性について、一定の評価を得られたことが窺える。

一方で、自由記述の回答からは、手引きの分かりやすさ、情報アクセスの改善、専門家への相談のしやすさなどが課題となっていることも明らかになった。当事者に寄り添った運用や支援の在り方が今後求められる〔項目2（1）ア〕。さらに、モデル養育計画等について考えることが負担、相手に断られることなどを理由に、相手と話し合うことも自身で計画を立てることもできなかったと回答した当事者もわずかながら見られた（2名、5%）。また、自身で計画を立ててみたものの、相手と話し合いをしてみたいとは思わなかったと回答した当事者は比較的多く見られた（14名、35%）。これらの結果から、当事者の多様な状況に配慮することの必要性も示唆された。

最後に、相手と話し合った後のアンケートへの回答は、肯定的な意見が1件得られるに留まった。回答への負担や試行期間の短さ、また、上述のように相手との話し合いに至るプロセスにおける難しさなど、さまざまな要因が考えられる。モデル養育計画等が、その後の話し合いにどのような可能性をもって活用され、どのような課題があるのかについては、今後の検討課題といえる。

2 協力自治体の窓口対応者等へのアンケート結果

（1）実施手続・倫理的配慮

前記1同様の事業期間において、各協力自治体及び協力民間団体の案内を受けてモデル養育計画等を配布された自治体職員及び協力民間団体関係者を主な対象に、ウェブアンケート形式で意見を収集した。

アンケート調査に当たっては、大阪大学の研究倫理委員会の承認を受け実施した（承認番号：25054）。

アンケートの具体的な実施方法については下記のとおりである。

ア 自治体における実施

協力自治体ごとに養育計画書及び作成の手引き等を入用な通数分を送付の上、アンケートへの協力をいただいた。

イ 協力民間団体における実施

協力民間団体においては、前期1（1）イ同様にチラシを作成の上、コミュニティに配布をしてもらった。協力が可能な当事者にアンケートを実施し、意見を収集した。

（2）質問項目

次の項目を尋ねた。

自治体職員・支援者の質問項目については、（ア）モデル養育計画等全体のわかりやすさと、

その理由、（イ）モデル養育計画等が別居や離婚を考えている親にとって役に立つかどうか、（ウ）当事者への質問同様に①養育費について話し合うことや取り決めること、②親子交流（面会交流）について話し合うことや取り決めること、③こどもに関する情報（こどもの健康状態、学校生活、生活状況や成長ぶりなど）を父母で共有すること、④重要事項の決定方法について話し合うことや取り決めること、⑤別居や離婚に関することで、必要に応じて、専門家（弁護士、カウンセラー、自治体の窓口など）に相談すること、のそれぞれの項目について、養育計画書または作成の手引きが役に立つと思ったかを尋ねた。また、当事者が手引きを活用しようと思わない（できない）理由等について尋ねた。

さらに、（エ）全体的な改善点、（オ）離婚を考えている親御さんの立場に立った感想等、（カ）その他全体的な感想を尋ねた。

最後に、回答者の属性として、①年齢、②勤務・居住自治体（支援団体からの紹介かの別も含む）を尋ねた。

（3）職員・支援者からのアンケート回答結果（詳細については別紙資料5を参照されたい。）

自治体職員・支援者へのアンケート結果からは、モデル養育計画等の分かりやすさについて8割以上の肯定的な回答を得られ、こどもを主体とした記述ぶりや算定表をはじめとする資料の紹介が参考となる一方で、手引きの分量の多さや離婚を考えている父母に読ませるところまでどう持って行くかが課題との意見もあり、養育計画書及び作成の手引きを提供するだけに留まらない支援の必要性が考えられ得るところである〔項目1（1）〕。

また、別居や離婚を考えている親にとって、モデル養育計画等が8割以上の回答者より役に立つとの回答が得られ、各項目についてのポイントも当事者からのアンケート結果よりも高い数値が得られたところ、客観的な立場からモデル養育計画等についての高い評価が得られたと言える〔項目1（2）〕。

一方で、当事者の立場で養育計画を立ててみたり、モデル養育計画等を使って相手と話し合いをしてみたいと（職員や支援者の立場から）思われたい理由として、相手と話し合える状況かどうかや、養育計画について考えることへの負担、相手方からのDV等、相手方との関係性の難しさや困難さについての意見が多く見られた〔項目1（3）〕。また、全体的な改善点として、最低限の取決め例や、こどもに対する情報提供の在り方の取決めができるとよいのではという意見、各自治体の担当部局の伴走の必要性について意見があり〔項目1（4）〕、全体を通じた感想からも、葛藤の高さによる当事者間での困難さや相談窓口の充実など、より当事者の負担軽減が図られる視点がアンケート結果から得られた〔項目3〕。

3 協力自治体との意見交換会

協力自治体におけるモデル養育計画等の配布等の試行（アンケート協力依頼を含む。）の案内は、令和6年11月18日から令和7年2月28日までの約3か月半にわたって行った。実施期間中には、随時、各自治体から、モデル養育計画等の配布状況や、当事者の反応等の情報を提供してもらったとともに、意見交換会を実施した。

(1) 協力自治体における広報の状況

① 大阪府八尾市

担当部署 こども若者部こども若者政策課

ちらし枚数 750枚

チラシ設置場所 自治体内の次の各課及び出張所（市民課、こども・いじめ何でも相談課、こども健康課、生活福祉課、コミュニティ政策推進課、人権政策課、地域共生推進課、市議会文教委員）にて支援者に対して配布した。また、関係機関（社会福祉協議会、母子父子福祉推進委員、母子生活支援施設、大阪府母子寡婦福祉連合会、河内ブロックひとり親相談担当課）において、支援担当者に対しても配布した。

② 東京都豊島区

担当部署 区民部総合窓口課戸籍グループ

ちらし枚数 2000枚

チラシ設置場所 戸籍窓口、総合窓口課フロアラック、子育て支援課、区民相談窓口、男女平等推進センターにおいて配布した。

(2) 協力自治体の窓口対応者のヒアリング結果

意見交換会に先だって、窓口担当者に対して実施したヒアリングの結果は以下のとおりである。

Q 1 窓口における負担感、現場での反応・感想などがございましたらご教示ください。

モデル養育計画等を配布すること自体には負担を感じることはなかったとの意見が多かったが、配布すべきか否かに注意を払う必要が生じたために、少なからず負担に感じたとの意見もあった。

DV、児童虐待等のために離婚を検討している方については、養育計画について情報提供をすることが望ましくないこともあると思われ、対応の難しさを感じたとの意見や、各当事者の状況に応じたアプローチを考えられるとよかったとの意見があった。

モデル養育計画の内容について詳細に尋ねられた場合には、正確な回答ができないことから負担を感じたとの意見があった。当事者の方に紹介することのできる相談場所があるという意見もあった。

Q 2 当事者・来庁者の反応などがありましたらぜひご教示ください。

離婚時に養育費に関する取決めをした方がよいとの認識は広がっていると思われる一方で、それを越えた「養育計画」については用語にも馴染みがなく、どのようなものかイメージしにくいという方が多かったとの意見があった。

また、DVが原因で離婚を検討している方については、話し合うことが難しいとの声があ

ったとの意見もあった。

Q 3. 養育計画書・手引きの内容面について、ご担当者が見られての感想や改善点がございましたらご教示ください。

モデル養育計画等は有益なものだとの意見があった一方で、モデル養育計画については、決めなくてはならない事項が多いように思われたために「全てを埋める必要はない」と伝えていた、手引書についても長すぎると感じた、との意見があった。

当事者に対する情報提供も重要であるが、支援者に対する周知（こども家庭庁から各市町村の母子・父子支援員向けに周知依頼するなど）も行い、「支援者が当事者に寄り添って養育計画について考える」という流れを作るのも効果的だと感じたとの意見があった。なお、その際には、窓口における一方の親に対する支援とは異なり、父母間での話し合いに向けた支援ということになるから、家庭の状況や夫婦間の関係性に配慮する必要があるとの指摘があった。

モデル養育計画に関する問合せ先を明示すると有用であることへの具体的な改善点も指摘された。

Q 4 本事業における課題・改善点など現段階で見えるところがありましたらご教示ください。

離婚前の時点では、感情的になっていたり、関心が離婚の成立のみに向いていたりすることもあり、子の養育について話し合うことが難しい方も多いたとの指摘があった。他方で、改正法に関して関心を持っている方も多く、改正法の影響等の情報提供を行う必要があるとの意見もあった。

戸籍窓口における支援については、離婚届の受理時や、子の入籍届の受理時等を利用することも考えられる。特に入籍届の受理時に、養育計画を定めているか確認するといったことも考えられるように思われる。

(3) 協力自治体との意見交換会

令和7年2月4日、大阪府八尾市、東京都豊島区、協力研究者4名、本調査研究事務局による自治体意見交換会が開催された。

モデル養育計画等及びそれを用いた支援については、概ね肯定的な評価を得たが、離婚成立に目が向いている当事者に対する支援の在り方や、そのような状況の方々に中身を読んでもらうための工夫については引き続き検討を要するとの声があった。座談会における主な意見の概要は以下のとおりである。

全体的な感想

職員に負担感はなく、モデル養育計画等については、相談者に渡す書類一式の中に、動画、手引き等の案内があり、取決め項目についても詳細に記載されていたので有用だったとの意見があった。

モデル養育計画等

養育計画について知識がない人にとって有益であるとの意見があった。

他方で、用語の難しさ、情報量・記入事項の多さは一般の方にとってわかりにくいと受け取られる可能性もあるとして、支援者から噛み砕いて説明する方法や、フローチャート、イラスト等の活用も考えられるとの指摘があった。

戸籍窓口において、母子手帳に詳細に記入している例をよく目にすることが紹介され、手帳型にすることや、母子手帳の中に取り込んでしまうなどの工夫をしてはどうかとの意見があった。近年は小さな鞆や手ぶらで来庁する方が多いことが紹介され、資料の大きさは重要な観点であることが指摘された。

担当部署関係

戸籍窓口は届出窓口であるから、来庁者もそこでの相談を期待していないと思われたため、戸籍窓口では広報を中心に行い、それがうまくいき、支援につながったとの意見があった。他方で、戸籍担当部署では、離婚後の子の入籍届提出の際を利用して養育計画の取決め状況について確認することも考えられるとの意見や、追跡型の伴走型支援を検討することも考えられるとの意見もあった。

子育て支援担当部署は、母子父子自立支援相談員と協働し、離婚を検討している父母に対して、子の利益のための話し合いを促す部署として適切だとの意見があった。

離婚届提出時には、戸籍窓口の後に児童手当の窓口に行く人が多いとの実情が紹介され、児童手当の部署との連携も必要ではないかとの指摘があった。

離婚時の支援をワンストップで提供することができるような窓口・部署があるといいのではないかとの意見もあった。

支援の在り方

養育計画の最終的な作成まで支援するとすれば、父母双方への支援を要することになるが、窓口で夫婦が揃ってくるケースはほぼないため、その点に難しさを感じるとの指摘があった。

また、DV、虐待等の事案では、情報提供自体が当事者の負担にならないか注意を要するとの指摘があった。

適切な支援のためには、当事者との信頼関係の形成が重要であるところ、こども家庭庁でも支援員向けのガイドブック作成を進めているようなので、そのような取組とも連携することが重要であるとの意見があった。

複雑な問題への対応関係

養育計画の作成支援を行うとすると、支援者にも知識が必要であるため、相談員の研修が必要になってくるとの意見があった。

法的な問題については、弁護士による支援につなげていることが紹介されたが、支援者及び当事者から気軽に問い合わせることができる相談先があるといいとの意見があった。

4 小括（試行結果の考察）

試行の対象としたモデル養育計画等やそれに基づく支援については、当事者及び支援者のいずれからも肯定的な意見が多く寄せられたところであり、養育計画の作成やそのための支援に役立つものであることが確認されたといえる。したがって、基本的な方向性は維持するのが相当である。

他方で、現在のモデル養育計画は情報量が多く、有益である反面で当事者が読み始める際のハードルになり得るとの意見や、現場の感覚として資料は小さい方がいい（母子手帳サイズ）との意見については、検討をする必要がある。

また、養育計画について、窓口で対応することができないような質問等があった場合には、基本的には弁護士等による支援につないでもらうこととなるが、弁護士による相談までは要さないような場合に、支援者又は当事者から、気軽に問合せができる相談先の必要性が指摘された。体制整備まで含む問題であるため、本調査研究で直ちに結論を出すのは困難であるが、あるべき姿について検討を行う必要がある。

さらに、モデル養育計画等を利用した支援の在り方については、実際に窓口業務を担当されている方々から有益な意見をいただいた。自治体における支援の在り方についても、試行結果を踏まえた一定の検討を行う必要がある。

第7 モデル養育計画及びそれを利用した支援の在り方について

1 養育計画の基本的な考え方の確認

法改正の前には、法制審議会以外でも様々な場所で議論が行われており、養育計画の在り方を巡っても様々な議論がされていた。例えば、法学研究者、関係省庁の担当者らが参加した家族法研究会（公益社団法人商事法務研究会主催）が令和3年2月にまとめた報告書（商事法務「家族法研究会報告書—父母の離婚後の子の養育の在り方を中心とする諸課題について」（2021年））には、「協議離婚時における養育計画の作成を促進・確保するための方策」として以下の記載がある（同報告書74～119頁）。

まず、養育計画に関する情報提供を図る目的で、未成年者の父母が協議離婚をする場合に、公的機関による離婚後の子の養育に関する講習（養育ガイダンス）を実施することや、その受講を協議離婚の原則的な要件とすること等が論点として挙げられている。また、養育計画を法的制度として離婚制度に組み込むことが検討されており、養育計画書作成を協議離婚の要件とすること、養育計画に対する公的機関等による審査・確認制度を創設すること、離婚届とともに届け出られた養育計画書を強制執行における債務名義とすること等が論点として挙げられている。このように、改正法の議論の過程で、養育計画の作成は、養育ガイダンス等と並んで、協議離婚制度の在り方に関する重要な論点として議論されていた。

改正法に係る法制審議会家族法制部会における調査・審議では、養育計画の作成の離婚要件化等の論点は、中間試案までは残されていたが、DVや虐待等の事例を念頭に、離婚を困難にすることによってかえって子の利益に反することになるおそれがあるとの指摘もあった。

これらの指摘も受け、同部会は、親ガイダンスや養育計画の作成に関しては、法制化の前に、まずはインフラの整備をすべきとの意見が大勢を占めて、引き続き運用上の取組を進めることとされた。

国会における改正法の審議においても、親ガイダンスや養育計画書などの離婚時の情報提供の重要性・必要性が盛んに強調されたところであり、改正法については、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援が附帯決議に盛り込まれた。

モデル養育計画等やそれを利用した支援の在り方については、このような議論も踏まえ、①父母の離婚時に適切な養育計画が定められることは子の利益に適うものであること、②適切な養育計画の作成には支援が不可欠であり、特に協議離婚時の場面において重要になること、③養育計画作成の促しは、DVや虐待等の事例においては、被害の拡大・再発につながらないように慎重な対応を要することといった基本的な考え方を前提に検討する必要がある。

2 モデル養育計画等についての検討

上記1の視点を前提に、改めて試行結果も踏まえた合議体の協議によって、モデル養育計画等については、①目的・趣旨、②対象事項、③作成の手引き、④類型ごとの複数書式の要否、⑤内容・形式、⑥補助的な記載事項の各重要論点に関し、以下のとおり結論に至った。

(1) 目的・趣旨

モデル養育計画等の目的・趣旨は、離婚等を検討している未成年者の父母が、子の利益・福祉の視点に立って、父母の離婚・離別後の親権・監護権の行使方法等、子の養育に関する基本的な事項についての取り決めを円滑に行えるように、指針、目安等の情報提供をすることにある。

また、父母が養育計画の作成のために協議することを通じて、父母が子に対する責任を再確認するとともに、子に焦点を当てた円滑な協力の重要性を理解することで、もって、将来の紛争予防に資することも、養育計画作成の重要な目的である。

当事者アンケートや自治体との意見交換の結果を踏まえれば、モデル養育計画等は、おおむねこれらの趣旨・目的に沿うものとなっていると評価し得る。

(2) 対象事項

海外調査の結果によれば、アメリカ、オーストラリア、ドイツの養育計画には養育費は含まれていないが（分離型）、フランス、韓国、台湾（中華民国）の養育計画には養育費も含まれている（包括型）。この点については、どちらかが正しいということではなく、各国の法制、状況に応じて定めることが相当と思われる。この点について、父母が協議離婚をする際に定めるべき事項を規定した民法第766条第1項では、「子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項」と規定されているから、民法は、親子交流及び養育費を並列的に扱っているものと考えられる。そうすると、我が国の養育計画としては、包括型を採用するのが適切であると考えられる。したがって、モデル養育計画では、親権、監護、親子交流のほかに、養育費も含めている。

これまでの議論や試行の結果を踏まえても、この点について特段批判する意見はなく、基本的には、この方向性が適切であるものと思われる。

(3) 作成の手引き

上記分離型・包括型のいずれの国においても、養育計画について充実した手引きや作成要領が用意されていた。その内容は、養育計画書の意義、作成に当たっての留意事項、親権（単独親権と共同親権）・監護、親子交流、養育費の基本的説明、父母が話し合いをして合意することの重要性、父母が協力して子育てをすることの必要性、こどもの視点からの父母としての望ましい姿勢・態度、父母としての気を付けるべき事項など法的情報、心理的情報、子育て支援情報等を分かりやすく解説するものであった。

我が国でもこのような手引きを用意する必要があるところ、試行の結果によれば、モデル養育計画等に含まれる手引きについて、情報量が多すぎるという点が指摘されているものの、基本的には有益だとの評価を得ており、ほぼその趣旨・目的に適ったものとなっているといえる。

(4) 養育類型ごとの書式の要否

海外調査の結果によれば、①こどもの年齢・発達の程度、②当事者間の葛藤の高低、③父母の各居住地の距離の遠近、④DV、虐待、薬物依存、犯罪等の危険性の高低等の観点から、家族の養育類型に配慮した複数の養育計画書のモデルを用意している国もあった。いずれも重要な視点であり、我が国においても、将来的に目指すべき方向性であると考えられる。

しかし、我が国の現状は、改正法の施行を視野に試行的な取組をおこなっている段階であるため、本調査研究においては、例えば上記④のような危険性の極めて高い状況にある家族も含めて一律に養育計画の作成を求めるような方向性ではなく、まずは比較的に汎用性の高いものを目指して、基本的な事項を含むモデル養育計画等を作成している。

したがって、この点については、将来的な検討課題として残されていることとなる。

(5) 内容・形式

本調査研究では、現行民法に対応するモデル養育計画等を作成し、その試行結果も踏まえて、改正法に対応するモデル養育計画等を作成する方針が採られた。しかし、現行民法に対応するものを検討する過程では、改正法の趣旨・目的はもちろんのこと、改正法の施行によって導入される新しい制度も一応念頭におかれた。その結果、モデル養育計画等は、現行民法対応版の時点で、改正法において離婚後共同親権を採用した場合に決めておく必要のある重要事項の決定を取り込んでいる（現行法の単独親権の下でも、共同養育がされる場合もあることを想定した。）。当初、現行法対応版と改正法対応版の二通りのモデル養育計画を作成することも検討されていたが、改正法によって新たに設けられる規定や制度は現行法の延長線上にあると捉えられることから、改正法の趣旨も考慮した上で作成されたモデル養育計画等は、備考等の活用によって改正法施行後も十分に対応することができるものとなったと考えられる。

海外では養育計画書のバージョンアップを繰り返しており、日本でも、今後さらに更新されていくことが予想される。

したがって、試行に用いたモデル養育計画等は、今後の改正法施行準備に向けた議論や、改正法施行後の実情を踏まえて、若干の修正や項目の追加の要否の検討等が行われるべきものであるが、現時点では、改正法の施行後にも通用するものとの評価している。

他方で、モデル養育計画等は、A4版で作成した。この点については、試行の過程では、実際に自治体窓口に来庁される当事者にとっては、母子手帳などを参考に、より小さなサイズの冊子とした方が受け入れられやすいのではないかと、母子手帳と同じ感覚で記載してもらいやすいのではないかとといった指摘がされた（ただし、手引きについては、十分な量の情報提供を行う必要があるから、手引きについても小さなサイズにすべきかについては慎重な検討を要する。）。また、詳細に過ぎる部分もあり、当事者に読んでもらうという観点からは、情報量を絞った方がよいとの指摘もあった。現場感覚に基づく重要な指摘であるが、本調査研究は、まずは内容面を中心に試行的なモデルの作成を目指すものであるから、この点は、将来的な課題としたい。

(6) 補助的な記載事項

モデル養育計画等においては、当事者や子の安心・安全を確保する観点から、話合いが困難なケースでは無理に協議、作成をする必要がないことを明記している。

また、当事者のみでの話合いが難しいケースには、専門家などの第三者の支援を受けられるように、適切な相談先や支援機関を記載するなどの工夫をした。

さらに、法務省の改正法の紹介ページや、解説動画にリンクを張るなど、法制度等に関するより詳しい知識を必要としている方に向けた情報提供も行っている。

改正法施行後の利用状況を見た上で、また関係者からの要望等があれば見直す必要も出てくる

と思われるが、当面はこれらの基本的方向性は維持されてよいものと考えられる。

3 モデル養育計画等の情報提供、支援の在り方についての検討

当事者、自治体や民間団体、関係者からのヒアリング等はサンプル数に限りがあったものの、これまでの議論や試行の結果等からは、本調査研究において各協力自治体で実施された情報提供・支援については、おおむね当事者への情報提供、支援として肯定的な意見や有効であったとの反応が得られたと考える。そこで、それらを基本的な方針としつつ、本試行において指摘された点について更に改善等を行っていく方向性がよいと考えられる。

(1) 情報提供

自治体ごとに窓口等の体制は様々であることから、本調査研究においては、事務局において周知広報を行うとともに、各協力自治体においてもその実情に応じた周知広報を行った。各自治体においては、離婚届を受理する戸籍業務の担当部門や、ひとり親支援業務の担当部門をはじめ、福祉部門、人権相談部門、総合相談窓口等でもチラシを配布し、いずれも情報提供の観点から一定の効果が認められたといえる。

また、八尾市では、特に当事者を現場で支える支援員に対しても周知広報を行った。モデル養育計画等については、内容が詳細で法律用語を含むため、当事者にとって読み始めるのにハードルを感じるのではないかと指摘もあったところであり、支援員に養育計画の重要性及び内容について理解してもらい、その上で、支援員から当事者に対して分かりやすく説明してもらうという支援の流れを作っていくことは重要であると考えられる。

情報提供については、当事者及び支援員のいずれについても養育計画の作成、あるいは作成支援を行う際に疑問が生じた場合、気軽に相談できる先があるとよいとの指摘があった。法務省の連絡先は示されていたが、自治体の支援員や当事者の感覚としては、いきなり国の機関に連絡するには抵抗感があるということであった。合議体の中では、法律の専門家である弁護士がそのような相談の受け皿となれるような仕組みを作っていくことが重要であるとの意見があったほか、各地域で、弁護士等の法律家、心理職、民間の支援団体、自治体の各窓口とでネットワークを形成し、様々な角度からの支援を行っていくのが重要であるとの意見があった。弁護士による支援や地域連携ネットワークの形成についての具体的な提案を行うことは、本調査研究の範囲を超えるかもしれないが、例えば、自治体によっては、ひとり親支援のために弁護士の相談費用等の援助を行う事業が行われているところもあり、心理職に対する相談費用の援助にも拡大することや、そういった事業を他の自治体にも横展開していく働きかけを行うことが考えられる。また、関係機関による地域連携ネットワーク作りについては、法務省において本調査研究の協力自治体らに対して働きかけを行い、離婚前後の父母支援のための地域連携のモデルを作り、その横展開を図るといったことも考えられる。

(2) 支援の在り方

試行の過程において、離婚届を提出した後の児童手当の受給者の変更時や、子の氏の変更時に、積極的に養育計画の作成の有無等を尋ねるといった伴走型支援を行っていく提案がされた。法務

省及びこども家庭庁（厚生労働省）では、これまで、自治体内の戸籍業務担当部門とひとり親支援業務担当部門との連携による支援を検討していたと考えられるが、それを越えたより広い部門間の連携を検討することが必要である。

また、窓口に来所するのは父母の一方のみであることが多いためにどのように養育計画の作成支援を行うかに迷いが生じたとの指摘や、DVや児童虐待の問題がある場合にはどのように対応すればよいかの悩みがあったとの指摘があった。これは、上記(1)でも言及した、地域連携ネットワークによる支援の中に、DVや児童虐待のケースに携わる専門家に加わってもらうことや、父母双方の立場（同居親・別居親双方の支援者）に加わってもらうことで、よい支援モデルになげられる可能性があり、将来的な検討課題と考えられる。

4 小括

よって、本調査研究の成果としては、別添のとおり、本試行に使用したモデル養育計画等を提出するとともに、両自治体の取組及びそれに対する上記3の提案を行うこととした。

第8 今後の検討課題

上記の検討のとおり、今後、モデル養育計画等及びそれに係る情報提供・支援については、以下の課題について更に検討が進められるべきであると考える。

1 モデル養育計画等について

(1) 本調査研究の成果物であるモデル養育計画について、難解な法律用語や法的仕組みの分かりやすい説明などの情報提供の在り方を含め、当事者における読み始めのハードルを下げる観点からの更なる工夫を行うこと。

(2) 様々な家族の類型に応じた養育計画書の書式や、手引きを充実させること。ただし、書面上での情報量が増えることは、上記(1)と反対の方向性になることから、書面での情報提供は重要な部分に限定しつつ、スマートフォン、タブレット、SNS やインターネット上の情報提供と連携した的確な情報提供を図ること。

(3) 自治体窓口の現場の意見として、母子手帳などを参考にすることが有益だとされていることを踏まえ、手帳型でのモデル養育計画等の提供を検討すること。

2 支援の在り方について

(1) 各自治体において、縦割りになりがちな行政を超えて、戸籍業務の担当部門や、ひとり親支援業務担当部門にとどまらない連携の在り方をさらに検討すること。それを前提に、更に広い場面における伴走型の支援の充実に向けた工夫を検討すること。

(2) 弁護士等法律家、心理職、DVや児童虐待のケースに携わる専門家、自治体の様々な窓口、当事者支援団体（同居親、別居親双方）らが加わった地域連携ネットワークを構築し、当該ネットワークを通じて当事者双方に対する伴走型の支援を行うモデルの構築を検討すること。

(3) 国や中央府省庁間での連絡調整会議を設けるとともに、実務担当者レベルの幹事会などを通じて、各種分野横断型の緊密な連携協力を推進することを検討すること。

以上

離婚後の子の養育計画（Parenting plan）に関する

諸外国の法制度等の調査概要

調査実施者 原田綾子（名古屋大学）

1 調査対象国

アメリカ（カリフォルニア州）¹

2 調査項目

(1) 養育計画に関する法制度について

- ・ 養育計画の作成は義務化（法制度化）されているか。当事者が合意できない場合はどのような対応が取られているか。

養育計画の作成は義務化されている。裁判所に離婚の申立てをする際に、添付書類として養育計画を提出する必要がある。養育計画が添付されない場合は、養育計画についての申立人の希望を申述する書式を添付して離婚の申立てを行い、家庭裁判所付設の監護ミディエーションにおいて養育計画の合意形成援助を受ける。監護ミディエーションにより合意ができない場合は、裁判所が、養育計画についての双方の主張を検討し、養育計画の具体的な内容について決定する。

- ・ どのような機関が養育計画書の作成に関与することとされているか（裁判所、弁護士、民間機関等）。

養育計画の作成は、まずは当事者の合意に委ねられる。当事者間の交渉で作成される場合もあるが、合意内容についての助言を求めたり交渉を仲介してくれる専門的支援者（主として弁護士や民間のミディエーター）を得る場合もある。家庭裁判所では、養育計画の合意を取り扱う監護ミディエーションが提供されている。養育計画の合意ができないまま裁判所に来た当事者にはミディエーションが提供され、ミディエーションでも合意ができなかったものだけが、監護訴訟に進む。

¹ この報告は、主に以下の論考で紹介した内容に基づくものである。参照、原田綾子「カリフォルニア州における子どもの監護の決定プロセス——州法とその運用」水野紀子他編著『家族法学の現在と未来：潮見義男先生追悼論文集』（信山社、2024年刊行予定）。

- ・ 作成された養育計画書についてどのような法的効果が付与されているか（例えば、法的拘束力や執行について一般の合意とは異なる効果が付与されているか。）。

養育計画は家庭裁判所に提出され、裁判所（裁判官）がその内容を確認する。裁判所の承認を受けた養育計画は、裁判所による監護命令としての法的効果を持つ。監護命令に違反した場合には、違反者に対する民事上・刑事上のペナルティが科されうる。

- ・ （もし特筆すべき点があれば、義務化・制度化されるに至った経緯、背景事情等）

(2) 養育計画書の内容について

- サンプルとなる標準的（※）な養育計画書（1通）の和訳をお願いします。

※ 紛争類型別に分かれている場合には葛藤が中程度のもの、子の年齢別に分かれている場合には小学校低学年程度の年齢のものとさせていただきます。

裁判所に提出する定型書式（利用は任意）では、様々な家族状況がありうることを前提に、多くの項目を用意し、チェックボックス式も用いて簡略化しつつ、具体的な内容を記述させる体裁になっている。その定型書式の内容を、別添の文書において解説するので、そちらを参照されたい。

- ・ 上記養育計画書の特徴、補足すべき事項（例えば、義務的に定めなければならない事項があるか、養育費の定めが別立てとなっているか等）。

養育計画書には、法的監護（legal custody：子どもの健康、教育、福祉に関する決定を行う者は誰か）と身上監護（physical custody：子どもがどちらと日常的に暮らすか、どのように面会交流を行うか）に関する定めのみが記載される。養育費（child support）についての定めは養育計画書には記載されない。

- ・ 上記養育計画書以外にどのような種類の養育計画書が用意されているか（父母の葛藤、子の年齢ごとに分かれているなど）。

類型別に書式が分かれているわけではないが、DV や安全への懸念がある場合に、加害者との面会交流を監督付き面会交流とすることなどについての助言が提供される。また、養育計画の作成における助言として、子どもの年齢層別に、子どものために考慮すべきことや、面会交流のサンプルプランを記載したパンフレットが提供されている。

(3) 養育計画書の作成支援について

- ・ どのような機関が養育計画書の作成支援を行っているか。

当事者間で合意ができない場合、基本的には弁護士が支援しているようであるが、民間のメディエーターなどの法律家ではない専門家が支援することもある。裁判所付設メディエーションのメディエーターも、養育計画書の作成支援にあたっている。

- ・ 養育計画書の作成に当たってのガイダンスや情報提供はどのようにして行われているか（ガイドブック、動画配信等）、また、その内容。

カリフォルニア州司法省が、離婚・離別する親と子どものための情報提供サイト「家族は変わる Families Change」を運営している (<https://www.familieschange.ca.gov/>, 2024年6月3日最終訪問)。子ども向け、ティーン向け、親向けに、親の離別に際して必要とされる情報が利用できる。親向けの情報の中には、離婚が子どもに及ぼす影響や、それを踏まえて養育計画をどのように作成すべきか、また、離婚後の子どもの養育に関する注意点を紹介する動画などがある。裁判所に提供する離婚の申請書式に、「家族は変わる」のURLが掲載されており、情報収集のために閲覧を促す文言が付されている。子ども向けの情報は、子どもになじみやすいアニメーションや子ども（俳優）が登場して離婚に直面する子どもの思いや悩み、とりうる対処策を語る動画などにより提供されており、わかりやすく工夫されている印象である。

各郡の家庭裁判所が、独自に、親のためのガイダンス資料を作成し、監護メディエーションにあたって読むべきハンドブックとして提供している場合もある（サンフランシスコ統一家庭裁判所など。この資料は裁判所ウェブサイトからだれでも無料で入手可能である。<https://sf.courts.ca.gov/system/files/2668-parents-guide-family-court-english.pdf>, 最終訪問 2024年6月3日）。

家庭裁判所付設の監護メディエーションでは、その実施の前に両親へのオリエンテーションが実施され、それが親教育プログラムとしての側面を有している。オリエンテーションでは、親の離別に直面する子どもの心情の理解を促すとともに、子どものために養育計画を作成するのは、一義的には、子どものことを最もよく知る両親の役割であることが強調されている。訴訟よりも合意（メディエーション）による解決のほうが当事者にとっても子にとっても優れた解決になることが説かれ、メディエーションの実施方法やそのなかで当事者に期待される役割などが説明されている。

- ・ 子の意見をどのようにして反映することとされているか。

子の意見は、監護メディエーションにおいて、メディエーターによって聴取される場

合がある。また、監護訴訟において、子どもに弁護士が選任される場合がある。子どもの弁護士の役割は、子どもの最善の利益を代理することであり、子どもの最善の利益に関わる証拠を収集して裁判所に証拠を提出することであるが、子どもが望む場合には、子どもの希望(wishes)を裁判所に顕出さえなければならない。監護訴訟においては、子どもが自己の希望(wishes)を法廷で証言する場合もある。

3 補足：養育費について

カリフォルニア州法では、子どもの監護(custody)は法的監護と身上監護のみを指し、子どもの扶養(養育費)は監護の概念には含まれない。裁判所の監護命令には養育費に関する命令は含まれず、養育計画にも養育費に関する合意や決定は含まれない。養育費の決定は、子どもの監護の決定とは別個に行なわれる。

離婚しても両親の双方が子の扶養の責任を負い続けることが州法により明示され、両親が法的な扶養責任を負うことが前提であるので、両親間で養育費を不要とする合意をすることはできない。養育費の合意をせずに離婚の申立てをした場合、裁判所による養育費の決定が行われる。

カリフォルニア州では、養育費の算定基準となるガイドラインが設定されている。ガイドラインでは、両親の収入、それぞれの親が子どもと過ごす時間(身上監護)、扶養する子どもの数などが算定の要素とされる。家庭裁判所はこのガイドラインに従って養育費の決定(child support order)を行う。各算定要素について情報や数値を入力すれば、どちらの親がどのような額の養育費を支払うかを自動で計算できるオンラインの計算サービスがあり、裁判所の決定だけでなく裁判所外での協議においても広く利用されているようである。

家庭裁判所には、裁判官である「養育費コミッショナー child support commissioner」が配置され、養育費に関する事件を専門的に取り扱う。家庭裁判所には、弁護士である「家族法ファシリテーター family law facilitator」も配置されており、当事者に養育費の仕組みや計算方法などを説明する教育素材を提供したり、裁判所への提出書類の記入を手伝うといったサポートを行っている。家族法ファシリテーターは弁護士ではあるが、相談に来た親を代理するわけではなく、養育費問題の解決のために、親の両方をサポートしている。

家庭裁判所に提出する養育計画書の書式の概要

【参考書式】

- ① カバーシート（当事者間の合意を裁判所命令にすることを申立てる書式）（FL-355）1 頁.
<https://www.courts.ca.gov/documents/fl355.pdf>
- ② 子どもの監護と面会交流（ペアレンティング・タイム）命令の添付書類（FL-341）4 頁.
<https://www.courts.ca.gov/documents/fl341.pdf>
- ③ 子どもの奪い取り防止命令の添付書類（FL-341(B)）2 頁.
<https://www.courts.ca.gov/documents/fl341b.pdf>
- ④ 子どもの休暇のスケジュールの添付書類（FL-341(C)）2 頁.
<https://www.courts.ca.gov/documents/fl341c.pdf>
- ⑤ 身上監護の添付書類（FL-341(D)）2 頁.
<https://www.courts.ca.gov/documents/fl341d.pdf>
- ⑥ 共同法的監護の添付書類(FL-341(E))1 頁.
<https://www.courts.ca.gov/documents/fl341e.pdf>
- ⑦ Creating a Parenting Plan, Children Six to Nine Years, Family Court Services, Los Angeles Superior Court. 2 頁.
<https://www.lacourt.org/selfhelp/familiesandchildren/pdf/parenting6to9.pdf>

【注】

- ・当事者間で養育計画の合意ができた場合、それを上記①から⑥の書類に記入し、裁判所に提出して審査を受け、監護命令（custody order）としてもらうことができる。
- ・上記①から⑥の書式のうち、養育計画としては①と②のみでもよいが、より詳しく明確化された養育計画とするために、それぞれの状況に合わせて③、④、⑤、⑥を追加で添付し、一連の書類全体を監護命令としてもらうことができる。
- ・養育計画について合意ができないまま離婚の申立てを行った場合は、添付書類として FL-341 とは別の、申立人が養育計画として希望する内容を記載する書式が用意されており、これを申立人が提出する。相手方からはそれに対する答弁書が提出され、これらの書類に基づいて、監護ミディエーションや監護訴訟の手続が行われる。
- ・以下では、養育計画について当事者の合意がある場合を想定し、上記の①から⑥の書式において、どのような内容を記載するかを紹介する。
- ・以下の記述における番号振りは、可読性の観点から筆者によって付されたものであり、もともとの書式の番号振りとは無関係である。
- ・子どもは子 A と表記する。アメリカ全州で同性婚が認められており両親は異性の場合も同性の場合もあるため、両親は、親 B、親 C と表記する（書面では各人の氏名）。

【養育計画のサンプル】

1. 子どもの情報と法的監護・身上監護

子どもの氏名 子 A

誕生日 2015 年 2 月〇日

法的監護者 親 B および親 C（共同法的監護の場合。単独の場合は親 B または親 C）

身上監護者 親 B および親 C（共同身上監護の場合。単独の場合は親 B または親 C）

2. 面会交流（ペアレンティング・タイム）

ロサンゼルス郡の家庭裁判所が提供する Creating a Parenting Plan, Children Six to Nine Years というパンフレットには、以下のようなサンプルスケジュールが紹介されている。抜粋し翻訳する。

.....

サンプルスケジュール(6 歳から 9 歳の子ども向け)

これらの例は参考資料として役立つが、すべての家族に当てはまるとは限りません。より年少の子どものためのオプションもこの年齢層の子どもに適する場合があります。

以下のいくつかの例は、子どもが主に親の一方の家に住みつつ、予測可能な期間を他方の親と共に過ごすものです（単独身上監護の場合に非同居親と子の面会交流のスケジュールを定めるもの：筆者補足）。

サンプル 1：非同居親に（週末に加えて）週の途中での接触を認めるプラン。
隔週の金曜日 6 時から日曜日 6 時まで、加えて、平日に 1～2 日、各 3～4 時間。

サンプル 2：子どもが非同居親とより多くの時間を過ごし、学校を用いて子どもの引き渡しを行うことによって、親の紛争が生じにくくするプラン。
隔週の金曜日放課後から月曜日朝の登校時まで、加えて週日に 1 日、放課後から翌朝の登校時まで。

以下のいくつかの例は、子どもが両方の親と、かなり長い時間(significant periods)を過ごすプランです（共同身上監護の場合のスケジュール：筆者捕捉）。

サンプル 1：非同居親と子どもがより多くの時間を過ごし、かつ、両方の親が放課後の時間を子どもと過ごすプラン

週日のうち 1 日 3～4 時間、及び、隔週の木曜日の放課後から月曜日の朝まで、及び、隔週の木曜日放課後から金曜日の朝まで。

サンプル 2：5 日間を一方の親の下で過ごし、学校やデイケアを用いて子どもの引き渡しを行うことで、両親の紛争の可能性を小さくするプラン。

親 A が毎週月曜日登校前から次の水曜日の登校前まで、親 B が毎週水曜日の登校前から金曜日の放課後までとし、金曜日放課後から月曜日登校前までの時間は親 A と親 B が隔週で交代する。

サンプル 3：両親の双方が子どもと過ごす時間を最大にし、かつ両親間の接触を最も少なくするプラン。ただしこのプランには適用しにくい子どももいる。

隔週で交代（金曜日放課後から次の金曜日の放課後まで）

3. 面会交流（ペアレンティング・タイム）のための子どもの移動手段と子どもの受け渡しの場所

例として、次のような記載がなされる。

- ・面会交流を開始するまでの交通手段は親（A 又は B）が提供し、面会交流が終了した後の交通手段は親（A 又は B）が提供する。
- ・面会交流を開始する場所は〇〇とし、面会交流を終了する場所は〇〇とする。

次のような文言を付け加えることもある。

- ・子どもの受け渡しの際に、子どもを車で連れてきた当事者は車の中で待機し、他方の当事者は家（又は受け渡しの場所）で待機し、子どもが車と家（又は受け渡しの場所）まで歩くようにする。

4. 子どもとの旅行

例として、次のような記載がなされる。

- ・親 A (又は／および 親 B) が、子どもをカリフォルニア州から連れ出すためには、他方の親の書面による許可を得なければならない。

(「カリフォルニア州」の部分で、郡(カウンティ)としたり、国(アメリカなど)とすることもできる。)

5. 祝日(Holiday)のスケジュール

祝日や子どもの長期休暇の面会交流スケジュールを定める。
通常の面会交流のスケジュールよりもこちらが優先される。

書式 (FL-341(C)) に挙げられている祝日は、次のようなもの(抜粋)。

大晦日、元旦、マーティンルーサーキングデイ、春休み、母の日、父の日、夏休み、レイバーデイ、ハロウィン、サンクスギビングデイ、子どもの誕生日、母の誕生日、父の誕生日、その他の人の誕生日。

それぞれの祝日について、何時から何時まで、一方の親が毎年か、両方の親が隔年交代か、隔年交代の場合は奇数年・偶数年をどちらの親にするかを記載するという体裁になっている。

6. その他身上監護に関わる規定

子どもの面会交流(ペアレンティング・タイム)の実施に当たって当事者が守るべきルールについて定めることができる。書式に挙げられているものをいくつか紹介する。

☐ 子どものケアについて

- ・(面会交流中) 子どもは、子どもの年齢に適した監督なしに放置されてはならない。
- ・両当事者は、子どもが日常的に通う保育施設の名前、住所、電話番号を互いに知らせなければならない。

☐ 面会交流のキャンセルについて

- ・面会交流をする親が約束の時間に到着せず、監護親に遅刻の連絡をしない場合、監

護親は〇〇分に限って待つ必要がある。〇〇分の経過により、面会交流（ペアレンティング・タイム）はキャンセルされたものと考えてよい。

- ・面会交流をする親が面会交流を実施できない場合には、連絡が可能な最も早い時点で、その旨を監護親に通知しなければならない。
- ・子どもが病気で面会交流（ペアレンティング・タイム）に来られない場合には、監護親は、非監護親に対して、可能な方法で連絡をしなければならない。

☐ネガティブなコメントの禁止について

- ・両当事者は、子どもが聞こえるところで、相手方の、あるいは相手方の過去及び現在の交際関係、家族、友人についてネガティブなコメントをしたり、他者にさせたりしてはならない。

☐子どもと裁判所の手続について話すことについて

- ・養育計画や、ミディエーションその他の手続における子どもの役割を、年齢に適した方法で子どもと話し合うこと以外では、監護や面会交流（ペアレンティング・タイム）に関する裁判所の手続について子どもと話し合ってはならない。

☐子どもをメッセンジャーとして使うことについて

- ・両当事者は子どもに関する事柄を相互に直接に話し合うこととし、子どもを自分たちの間のメッセンジャーとして使わないこととする。

☐アルコールまたは薬物の濫用について

- ・申立人（相手方、第三者（氏名））は、子どもとの面会交流の〇時間前から面会交流の実施中に、アルコール飲料、麻薬その他の規制された危険な薬物（処方された場合は除く）を摂取してはならない。また、子どもの前で第三者がそのようなことをすることを許可してはならない。

☐他方の当事者の同意なく、その当事者のスケジュールを妨害することの禁止

- ・両当事者は、他方当事者の同意なく、他方当事者の予定された面会交流（ペアレンティングタイム）の間に、子どものためのアクティビティの予定を入れてはならない。

☐監護命令が定める各条項は変更の可能性があること

- ・この監護命令の各条項は、子どもと両当事者のニーズの変化に応じて、追加されたり修正されたりする可能性がある。修正は、日付及び両当事者の署名のある書面によりなされ、双方がコピーを保持する。当事者が修正を裁判所命令にしたい場合

7. 共同法的監護について (共同法的監護とする場合)

(2) 共同法的監護を行使するにあたって、両当事者は、子どもの健康、教育、福祉に関する事柄について、責任を共有し、誠意をもって協議するものとする。以下の事柄については、決定にあたって両当事者が協議し合意をしなければならない。

☐特定の私立又は公立学校への入学又は退学、あるいはデイケアセンターへの入所又は退所

☐精神科等のメンタルヘルスのカウンセリング又はセラピーの開始

☐課外活動への参加

☐医師、歯科医、その他医療プロフェッショナルの選択（緊急時は除く）

☐特定の宗教活動又は宗教組織への参加

☐国外又は州外の旅行

☐その他（具体的に： _____）

a. その者に民事又は刑事上のペナルティが科される。

b. 裁判所は、子どもの法的監護及び身上監護を変更する可能性がある。

c. ☐ その他の結果（具体的に：_____）

- a. 親 A、親 B、その他の当事者が、以下の事柄についての決定権を有する。
(特定された事柄：)
- b. 監護親及び非監護親は未成年の子どもに関する記録や情報（医療、歯科治療、学校の記録を含む）にアクセスする権利を有し、子どもにサービスを提供する専門家と相談する権利を持つ

36

- a. ☐ それぞれの当事者は、他方の当事者に、子どもを検査し治療をする医療者の名前と住所を通知しなければならない。そのような通知は、最初の治療又は検査から○日以内でなければならない。
- b. ☐ それぞれの当事者は、子どもの健康と福祉を守るために必要なすべてのアクションを取ることができる。そうしたアクションには、緊急の手術や治療を許可することが含まれるが、それに限られない。子どもの緊急治療を許可した当事者は、できるだけ早く、緊急事態や子どもに対して施された医療手続や治療のすべてについて、他方の当事者に通知しなければならない。
- c. ☐ それぞれの当事者は、子どものために処方された薬を、管理しなければならない。

(6) ☐ (任意) 学校の通知

それぞれの当事者は、子どもの学校の職員が緊急時に連絡をする連絡先として指定されるものとする。

(7) ☐ (任意) 名前

それぞれの当事者は、他方当事者の同意がない限り、子どもの医療、学校その他の記録において子どもの氏を変更しないこととする。

(8) ☐ (任意) その他

具体的に：

以上

フランスにおける養育計画

大島梨沙（青山学院大学）

(1) 養育計画に関する法制度について

養育計画については、当事者が合意できる場合 1) とそうでない場合 2) とがある。

1) 当事者が合意できる場合

フランスにおける「養育計画」に関する合意としては、大別して 2 つのものが想定できる。

a) 離婚合意書における養育計画

1 つは、婚姻をしていた両親が離婚する際に合意する養育計画である（以下、「離婚合意書における養育計画」とする）。

双方の同意による離婚の場合には、離婚合意書の中に婚姻解消の「効果」について定められた条項に対して同意した旨を明示する必要がある（民法典第 229-3 条第 2 項第 3 号）。同項が補償給付の支払い（第 4 号）や婚姻当事者が婚姻中に形成した財産の清算（第 5 号）を合意書に明記するよう定めているのに対し、親権行使の態様については明文がないが、第 3 号の「効果」の 1 つとして、当事者に未成年子がいる場合には親権行使の態様について¹も合意する必要があると解されているようである²。つまり、未成年子をもつ当事者の離婚の場合は、離婚合意書において、子の養育に関する事項を盛り込むことが義務化されているといえる。

離婚合意書を起草する際には、双方それぞれに、弁護士がつかなければならないと規定されている（同第 229-1 条、合意書には弁護士の副署が必要である、同第 229-3 条第 2 項第 2 号）。よって、「離婚合意書における養育計画」の策定には、弁護士が関与し、その合意形成を支援しているといえる。合意書は私署証書とされている（同第 229-1 条）ため、公証人は合意書の起草に関わらない。公証人は署名された合意書を受領して原本として寄託し、寄託証書を作成するだけである（同第 229-1 条第 2 項）。この寄託証書により、合意書に確定日

¹ フランスでは、2002 年の法改正以降、両親が離婚／離別しても親権行使には何らの影響もないとしているため（民法典第 373-2 条第 1 項）、親権者をどちらか一方にするという合意はできない。両親はカップル関係解消後もそれぞれ、子との人的関係を維持しなければならない、子と他方親との繋がりを尊重しなければならない（同条第 2 項）。（ただし、子の利益がそれを求める場合には、裁判官が両親のうちの一方のみに親権を行使させることができる〔同第 373-2-1 条第 1 項〕。）

² フランス政府が行政サービスについて説明する公式サイト（Service-Public.fr）では、親権行使の条件について離婚合意書に含む必要があると説明されている（<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F36507/1?idFicheParent=F10567>〔最終閲覧日 2024 年 7 月 13 日〕）。

民法典第 229-3 条第 2 項第 4 号は、「本節第 3 款が定める帰結」についての合意を求めており、同款の中には子に対する帰結に関する第 286 条（子についての離婚の帰結は、本編第 9 章第 1 款の諸規定に従って決定される）が存在するため、これが条文上の根拠になるものと思われる。

付と執行力が付与される（同第 229-1 条第 3 項）³。

なお、未成年子が裁判官による聴取を希望した場合には、この合意書だけでは離婚が成立しない（同第 229-2 条第 1 号、聴取については後述）。この場合、両当事者が離婚を請求し、裁判官による子の意見の聴き取りが行われた上で、合意書に対する裁判官の認証と離婚宣告を得て初めて離婚が成立することになる（同第 230 条、同第 232 条第 1 項）。合意書が子または婚姻当事者の一方の利益を十分に保護していないと裁判官が判断した場合、裁判官は認証を拒否し、離婚宣告をしないことが可能である（同第 232 条第 2 項）。裏を返せば、未成年子がいても当該子が裁判官による聴取を希望しなかった場合にはこのような裁判官の介入なしで離婚が成立するということになる。

b) 養育合意書における養育計画

もう 1 つは、上記以外の場面での合意により策定される養育計画である（以下、「養育合意書における養育計画」とする）。上記以外の場面としては、両親が婚姻しているが別居するに至った場合や、婚姻していない両親が離別した場合、離婚した両親が離婚後の状況の変化等を理由として新たに子の養育に関する合意をする（当初の合意内容を変更する）場合などが考えられる。このような合意は養育合意（convention parentale）と一般に呼ばれており、この合意が可能であることは承認されている（民法典第 373-2-7 条第 1 項）が、この合意の締結が義務化されているわけではない。

この養育合意書の場合には、弁護士との関与なく合意書を作成することができる⁴。（合意書作成にあたって後述の支援機関からの支援を受けられるほか、当事者だけでの合意が難しい場合には家事調停（médiation familiale）を利用した上で当該合意書を作成するという方法がある〔後述〕。）

しかしながら、これだけでは当該合意書に執行力がない。この合意書に判決と同じ効力を持たせる、すなわち執行力を持たせるためには、家事事件裁判官からの認証（homologation）を得る必要がある⁵。民法典第 373-2-7 条第 1 項は、両親がこの認証を求めることができると規定しており、認証を求めるかどうかは任意だが、実務等はこの認証を受けることを当事者に推奨しているようである。裁判官は、当該合意書が子の利益を十分に保護しているといえない場合または自由意思により同意がされたと認められない場合は、

³ 利害関係者や家事事件裁判官からの要請に基づき、共和国検事がこの合意を執行するために公権力（la force publique）の協力を求めることができるとの条文がある（民法典第 373-2 条第 3 項）。

⁴ 弁護士の関与は、離婚合意書における養育計画以外の場合には義務化されていないが、実際には養育合意書における養育計画を策定する場面でも弁護士が作成支援にあたることがあるようである。

⁵ 管轄するのは子の居所を管轄する裁判所である。この認証を得た養育合意書についても、利害関係者や家事事件裁判官からの要請に基づき、共和国検事がこの合意を執行するために公権力（la force publique）の協力を求めることができると規定されている（民法典第 373-2 条第 3 項）。

当該合意書の認証をしないものと規定されており（同条 2 項）⁶、子の利益に合致するものか否かの審査が認証手続の際になされる形となっている。

2) 当事者が合意できない場合

ここでも、当事者が同時に離婚を求めているかによって大きく 2 つに分けることができるが、いずれにせよ、当事者が合意できない場合に頼りうるのは家事調停員（*médiateur familial*）か家事事件裁判官である。

a) 離婚訴訟における養育計画策定

離婚を求めている両親が養育計画について合意できない場合には、双方の同意による離婚ができない。それでもなお当事者の一方が離婚を求める場合、家事事件裁判官に請求することにより、①婚姻解消の原則の承諾による離婚、②関係の決定的変質による離婚、③有責行為による離婚、のいずれかが認められる可能性がある（民法典第 229 条第 2 項）。

裁判官は、これらの訴訟係属中でも、当事者間での合意書が作成されればそれを認証することができる（同第 268 条）し、当事者に対して、調停（後述）に付すことを提案しそのための調停員を選任して（同第 255 条第 1 号）、その調停員に会うことを命じることができる（同条第 2 号）。ただし、家庭内暴力が認められるケースにおいては調停に付すことはできない（同条第 1 号・第 2 号）。また、判決を出す前に、子に関する暫定的措置をとることができ、その場合は後述の b)②で記載するルールと同様となる（同第 256 条）。

これらの手続を経て裁判官が離婚宣告をする場合、裁判官が子の養育の態様について定めることになる。さらには、審理の末、離婚を認めないという判断をした場合でも、裁判官は、親権行使の態様について定めることができる（同第 253 条）。

b) 離婚訴訟以外の場面での養育計画策定

a) 以外の場面、すなわち、両親が婚姻しているが別居に至った場合や婚姻していない両親が離別した場合、離婚後に（一度策定したものとは異なる）新たな養育計画策定を求める場合で、当事者間の合意が整わない場合は、調停を利用する（①）か、家事事件裁判官に判断を求める（②）ことができる。

①調停

家事調停員が関与して当事者による合意書作成を援助する。調停員は資格職であり、一方の支援をするのではなく中立の立場に立つ。合意書が作成された後については前述の養育合意書の場合と同様となる（認証を求めることが可能）。

⁶ 実際には、合意書の内容に不備があると裁判官が考えた場合、当事者にその理由を示すことにより、当事者に合意書を修正することを促すようである。

②家事事件裁判官への申立て

親権行使の方法について不一致がある場合、家事事件裁判官に付託することができる（民法典第 373-2-1 条第 4 項）。管轄するのは子の居所を管轄する裁判所である。

裁判官への申立てができるのは、両親の一方のほか、第三者（子の血族に限定されない）や子自身からの申告を受けた共和国検事も含まれる（同第 373-2-8 条）。しかし、第三者は、自ら直接裁判官に申立てをして、自らに子の監護を認めるよう求めることはできない。

家事事件裁判官は、当事者が調停を利用していなかった場合には、家事調停を利用することを提案し、さらには当事者が家事調停員と面会して調停の目的や流れについての説明を受けることを命じることもできる（同第 373-2-10 条）（ただし、最終的に調停を利用するかどうかを決定するのは当事者双方の意思による）。

家事事件裁判官が養育の態様を決定する際の要素は、民法典第 373-2-11 条に列挙されている。両親の習慣や両親間でこれまでになされた合意（1 号）、裁判官に対して自ら自身が表明した感情（2 号）（ただし、この感情に従う必要はないとされている）、それぞれの親が互いの権利を尊重しながら自分の義務を引き受ける能力（3 号）、裁判官が命じた専門家または社会的調査措置の結果（4 号・5 号、同第 373-2-12 条）、一方の親から他方の親に対する身体的または心理的な圧力や暴力の有無（6 号）などである。

面会権行使の方法について、最終的には、裁判官が自ら決定しなければならない、（たとえ年齢の比較的高い子であったとしても）自ら、さらには親の同意に任せることはできない。家事事件裁判官は、面会場所を指定したり、面会時に第三者の関与を求めたりすることもできる（同第 373-2-9 条）。

(2) 養育計画書の内容について

サンプルとなる標準的な養育計画書として、「養育合意書」（上記（1）1）b）の本体（フランス語版）とその和訳を添付する（別紙参照）。

このサンプルは、両親のうちの一方の住居に子が主に居住し、他方と日常的に面会交流をする形態を前提とした合意書サンプルであり、フランス政府のウェブサイト Service-Public.fr の該当項目で一番上に掲載されているものである⁷。

これ以外に、両親の住居を子が日常的に行き来する形態を前提とした合意書サンプルもウェブサイト上で公開されている⁸。また、家事事件裁判官に認証を求める際の申請書も Service-Public.fr からダウンロードできる⁹。

⁷ フランス政府 Service-Public.fr のウェブサイトの Quelle sont les démarches en cas de séparation des parents ? という質問項目（<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F3133>）（最終閲覧日 2024 年 7 月 13 日）。

⁸ <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/R58775>（最終閲覧日 2024 年 7 月 13 日）。

⁹ <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/R58771>（最終閲覧日 2024 年 7 月 13 日）。

また、既述の通り、この「養育合意書」の形ではなく、両親が離婚時に、弁護士に関与によって「離婚合意書」中で養育に関する事項についての定めを置く場合（(1) 1) a)）もあり、そのサンプルは民間の組織が運営するウェブサイト等に掲載されている¹⁰。

(3) 養育計画書の作成支援について

1) 支援機関

民間の家族支援団体（アソシアシオン）（たとえば、l'Union Nationale des Associations Familiales (UNAF)）や、女性及び家族情報センター（Les Centres d' Information sur les Droits des Femmes et des Familles (CIDFF)）、Les Maisons de Justice et du Droit（日本でいう法テラスのような機関）が支援を行っているようである。

2) ガイダンスや情報提供がどのようにして行われているか

一般的な情報提供としては、Serive-Public.fr のサイトに関連情報が分かりやすく掲載されているほか、養育合意のための段階の踏み方、関連法制度、両親の権利義務、子の権利等について説明したパンフレットが上記機関等で配布されている。

また、支援団体の中には、当事者向けに説明会や勉強会のようなものを対面またはオンラインで提供しているところがあるようである。

個別の当事者に合わせた支援については、弁護士、家事調停員らが当事者に合わせた情報提供やアドバイスをしているようである。

3) 子の意見の反映方法

「離婚合意書における養育計画」の場合、上述の通り、子が家事事件裁判官による聴取を希望すれば、家事事件裁判官が子の意見を聞き取ることになり、それを受けて家事事件裁判官が当該合意書に定められた条件での離婚を認めるかどうかを判断する（民法典第 388-1 条）。子がこの聴取を受ける権利を有していることについては親から子に情報提供されなければならない（民法典第 229-3 条 2 項 6 号）。

「養育合意書における養育計画」の場合、その認証を求められた時点で、家事事件裁判官が子の意見の聴取りをすることを決定することができる。

以上のほか、当事者による合意ができずに裁判官に判断が求められた場合を含め、裁判所が関与する場合には、子の利益を表明するために弁護士が選任されることがある。弁護士選任のための費用については、子が金銭的援助を求めることができる（1991 年 7 月 10 日の法

¹⁰ たとえば、Divorce France という非営利組織（アソシアシオン）が提供するサンプルは <https://www.divorcefrance.fr/types-de-divorce/modele-de-convention-divorce-amiable/> に掲載されている（最終閲覧日 2024 年 7 月 13 日）。

律第 9-1 条)。

また、上述の通り、裁判官が判断する際には家事事件裁判官が子の利益について専門家の調査を命じてその結果を踏まえることができるが、その専門家調査において子の意見の聞き取りがなされることがある。

<参考文献>

Alain BÉNABENT, *Droit de la famille*, 7e edition, LGDJ, 2024

親権の行使、子の養育ならびに教育にかかる費用分担

居所並びに面会・宿泊権

に関する

養育合意書

(民法典第 373-2-7 条)

民法典第 373-2-7 条の規定に基づき、両親は、親権の行使方法を定め、子の養育および教育に関する分担額を確定するための合意書を作成し、それを家事事件裁判官に付託して認証を受けることができる。

裁判官は、合意書が子の利益を十分に保護していない場合や、両親の同意が自由意思に基づいていない場合を除き、これを認証する。

民事訴訟法典第 1143 条の規定により、両親が民法典第 373-2-7 条に基づいて合意書の認証を求める場合、共同申立てにより裁判官は付託される。

裁判官は提出された合意書の内容を変更することはできない。

裁判官は、当事者の意見を聞く必要があると評価しない限り、議論することなくその申立てに基づいて判断を下す。

申立てが認められた場合、すべての利害関係者は決定を下した裁判官に裁定を求めることができる。

合意書の認証を拒否した決定については、上訴することができる。この上訴は、控訴院の書記官への申述によって行う。この上訴は、非訟事件手続に従って審理される。

本合意書は以下の者によって作成される：

氏（翻訳の便宜上、仮に甲とする）	氏（翻訳の便宜上、仮に乙とする）
名	名
生年月日	生年月日
出生地	出生地
住所	住所
職業	職業

本合意書は以下の子（ら）のために作成される：

- 氏名、生年月日、出生地
- 氏名、生年月日、出生地
- 氏名、生年月日、出生地
- 氏名、生年月日、出生地

〔これらの子は〕現在離婚／別居している、（ 甲 ）と（ 乙 ）の間から生まれた子である。

必要に応じて、（ 判決日 ）に、（ 裁判所名 ）により、判決が下された〔という内容について記載する〕。

〔仏語版合意書 2/6 ページ〕

未成年者の聴取：

両親は、以下の事理弁識能力を有する未成年者が、〔下記の状態であることを〕誠実に証明する。

氏	名	生年月日	出生地

- ☐ 1人の弁護士の同席のもとに、裁判官に意見を聞いてもらう権利があることを知らせた上で、この資格を行使することを望まない
- ☐ 裁判官からの意見の聴取を受けた

（ 甲 ）及び（ 乙 ）は、親権の行使の態様および子の養育ならびに教育に関する費用負担を以下の通り定めることに合意した：

1. 親権の行使

親権は、子の利益を目的とした権利および義務の集合体である。親権は、子の安全、健康、および道徳性を保護し、教育を保障し、発達を促進するために、子の成人または解放まで、親が共同で行使する。親権の行使は、身体的および心理的な暴力を伴わない。親は、子の年齢および成熟度に応じて、子を関与させる。

親権は、当然に、当該子（ら）に対して、共同で行使される。

両親はとりわけ以下の事項について合意する：

- 子（ら）の健康、学校教育、宗教教育、および居住地変更に関する重要な決定を共同で行うこと
- 子（ら）の生活（学校生活、課外活動、医療処置等）に関する情報を相互に提供す

ること

- 子（ら）の居場所および連絡手段を常に相手方に通知すること
- 子（ら）ともう一方の親との関係を尊重すること

2. 子（ら）の居所

両親は、共通の合意により、子（ 関係する子の名を記載する ）の通常の居所を以下の通りとすることを決定する：

- ☐ 父（ 氏名 ）の住所
- ☐ 母（ 氏名 ）の住所

〔仏語版合意書 3/6 ページ〕

及び

両親は、別段の合意がない限り、以下のように決定する。

- ☐ 父（ 氏名 ）
- ☐ 母（ 氏名 ）

- ☐ 子（ 関係する子供の名前を記入 ）を以下の条件で面会することとする：

学校の休暇期間外

- ☐ 2 週に 1 回の週末：
金曜日の授業終了後／または〇〇時から
日曜日の〇〇時／または月曜日の授業開始時まで（不要な部分は削除）
- ☐ 上記の条項の例外として、母の日は母親の元で、父の日は父親の元で、10 時から 19 時まで過ごすものとする
- ☐ および／または：
・・・（ その他の態様を具体的に記入 ）・・・

及び

学校の休暇期間中

- ☐ 偶数年/奇数年は休暇の前半、奇数年/偶数年は休暇の後半（不要な部分は削除）

または

- ☐ 偶数年/奇数年は小休暇の前半、奇数年/偶数年は小休暇の後半（不要な部分は削除）とし、夏休みは 4 つの等しい期間に分けて交替で過ごす

☐ および／または：

・・・(その他の態様を具体的に記入)・・・

☐ 両親は、特段の合意がない限り、面会および宿泊の権利を持つ親が他の親の元に子（ら）を迎えに行き、宿泊期間の終了時に子（ら）を送り届けることを決定する

より詳しくは：

・・・(詳細を記入する)・・・

〔仏語版合意書 4/6 ページ〕

学校の休暇期間は、子が通う学校が属する学区の公式な休暇開始日の初日から数え始め、新学期開始日の前日までとすることを確認する。

また、祝日が面会および宿泊の権利の行使期間の直前または直後にある場合、その権利はその期間全体にわたって行使されるものとする。

いずれかの親が居所を変更し、それが親権の行使方法に影響を与える場合は、事前に適時に他方の親に通知することを約する。

3. 子の養育および教育に対する毎月の費用分担

両親は、自らの所得および負担が下記の通りであることを誠実に申告し、財務状況が変わった場合には相手方に速やかに通知することを約する。

氏名：(甲)	氏名：(乙)
--------	--------

毎月の所得	
課税所得：	課税所得：
社会保障給付：	社会保障給付：
その他の所得（不動産所得、等）：	その他の所得（不動産所得、等）：

毎月の主たる固定費用	
家賃：	家賃：
住宅ローン：	住宅ローン：
クレジットカード：	クレジットカード：
その他：	その他：

- ☐ 各親の資源および負担、ならびに子（ら）の受入れ時間を考慮して、両親は子（ら）の養育および教育に関する**月額**の分担額を以下の金額に設定することに同意する

名	生年月日	出生地	金額
			€
			€
			€
			€

〔仏語版合意書 5/6 ページ〕

家族手当や社会手当を除いて、**月額合計〇〇€（〇〇ユーロ）**とし、以下の形で、前払いで支払わなければならない：

支払者：（ 氏名 ）

受取人：（ 氏名 ）

毎月、各月 5 日までに、振込または小切手により支払う。

- ☐ 両親は、子の養育および教育にかかる分担額の支払いが、家族手当金庫（CAF）または農業社会保障共済（MSA）による扶養定期金（養育費）の金融仲介の枠内で保証されないことを求める。仲介の導入を拒否することは、両親の一方が、債務者である親が債権者である親または子に対して脅迫または故意の暴力行為のために告訴または有罪判決を受けたと報告する場合、または両親の一方が債務者である親に関してそのような脅迫や暴力にその理由もしくは措置において言及する判決を生じさせる場合には不可能である（民法典第 373-2-2 条）。

- ☐ 特別な費用（例：未払いの眼科または歯科費用、修学旅行や語学旅行など）は、事前に各親の同意を得た上で、追加で半額ずつ分担する。

または

- ☐ 特別な費用（例：未払いの眼科または歯科費用、修学旅行や語学旅行など）は、以下の方法で分担する：
- ・・・（ 詳細を記入 ）・・・

または

- ☐ いずれの親も経済的な分担額を設定する必要がないことを言明する。

および/または

- ☐ (甲) が直接負担することを言明する：・・・(費用項目を記入)・・・
- ☐ (乙) が直接負担することを言明する：・・・(費用項目を記入)・・・

子の養育および教育にかかる費用の分担は、子が成年に達した後も、正規に継続される学業の終了および最初の十分な収入を得る就職まで支払うことを確認する。

この分担額は、消費者物価指数の変動に基づいて、現在のインデックスに従い、各年の契約日付の日に債務者によって自動的に再評価される（計算ツールは www.service-public.fr/particuliers/vosdroits または INSEE のサイト www.insee.fr で利用可能）。

扶養定期金（養育費）の基準は、司法省のウェブサイトに掲載されている。この基準はあくまで参考値に過ぎない。必要に応じて、それぞれの状況の特性および子のニーズを考慮する必要がある。

〔仏語版合意書 6/6 ページ〕

支払うべき金額の支払いが不履行となった場合、債権者は以下の一つまたは複数の執行手段（第三者への差し押さえ、その他の差し押さえ、雇用主への直接支払い、検察官を介した公的回収）を選択して強制的に支払いを受けることができることを確認する。また、債務者は刑法典第 227-3 条および第 227-29 条の罰則を受けることになる。

4. 子に関するその他の規定

・・・(記入する)・・・

5. 本合意書の改訂

本合意書の条項は、当事者の自由な合意により改訂することができ、合意に至らない場合は、当事者の状況に新たな変化が生じた場合に、家事事件裁判官の面前にて改訂することができる。

6. 両当事者の承認および署名

合意書作成日〇〇、作成場所〇〇

氏名および署名

氏名および署名

弁護士の署名
(必要な場合)

弁護士の署名
(必要な場合)

CONVENTION PARENTALE

relative aux modalités d'exercice de l'autorité parentale et à la contribution à l'entretien et à l'éducation de l'enfant

Résidence et droit de visite et d'hébergement
(article 373-2-7 du Code civil)

En application de l'article 373-2-7 du Code civil, les parents peuvent saisir le juge aux affaires familiales afin de faire homologuer la convention par laquelle ils organisent les modalités d'exercice de l'autorité parentale et fixent la contribution à l'entretien et à l'éducation de l'enfant.

Le juge homologue la convention sauf s'il constate qu'elle ne préserve pas suffisamment l'intérêt de l'enfant ou que le consentement des parents n'a pas été donné librement.

Aux termes de l'article 1143 du Code de procédure civile, lorsque les parents sollicitent l'homologation de leur convention en application de l'article 373-2-7 du Code civil, le juge est saisi par requête conjointe.

Il ne peut modifier les termes de la convention qui lui est soumise.

Il statue sur la requête sans débat, à moins qu'il n'estime nécessaire d'entendre les parties.

S'il est fait droit à la requête, tout intéressé peut en référer au juge qui a rendu la décision.

La décision qui refuse d'homologuer la convention peut faire l'objet d'un appel. Cet appel est formé par déclaration au greffe de la cour d'appel. Il est jugé selon la procédure gracieuse.

La présente convention parentale est établie par :

M/Mme _____	M/Mme _____
Prénom _____	Prénom _____
Né(e) le l ____ l ____ l ____ l ____ l ____	Né(e) le l ____ l ____ l ____ l ____ l ____
A _____	A _____
Demeurant _____	Demeurant _____
_____	_____
_____	_____
Profession : _____	Profession : _____

La présente convention est établie au profit du ou des enfants suivants :

- _____ né(e), le l ____ l ____ l ____ l ____ l ____ à _____
- _____ né(e), le l ____ l ____ l ____ l ____ l ____ à _____
- _____ né(e), le l ____ l ____ l ____ l ____ l ____ à _____
- _____ né(e), le l ____ l ____ l ____ l ____ l ____ à _____

de l'union de M/Mme _____ et M/Mme _____
aujourd'hui divorcés/séparés.

Le cas échéant, une décision de justice a été rendue le l ____ l ____ l ____ l ____ l ____ par la juridiction suivante : _____

Audition de l'enfant/des enfants mineurs(s) :

Les parents attestent sur l'honneur que le mineur ou les mineurs suivants, capables de discernement :

Nom	Prénom	Date de naissance	Lieu de naissance

- ☐ ont été avisé(s) de son (leur) droit à être entendu par le juge, assisté d'un avocat et n'a (ont) pas souhaité faire usage de cette faculté ;
- ☐ ont été entendu(s) par le juge

M/Mme _____ et M/Mme _____

sont convenus d'un commun accord d'organiser les modalités d'exercice de l'autorité parentale et fixer la contribution à l'entretien et à l'éducation de (leurs) l'enfant(s) comme suit :

1.Exercice de l'autorité parentale

L'autorité parentale est un ensemble de droits et de devoirs ayant pour finalité l'intérêt de l'enfant. Elle appartient aux parents jusqu'à la majorité ou l'émancipation de l'enfant pour le protéger dans sa sécurité, sa santé et sa moralité, pour assurer son éducation et permettre son développement, dans le respect dû à sa personne. L'autorité parentale s'exerce sans violences physiques ou psychologiques. Les parents associent l'enfant aux décisions qui le concernent, selon son âge et son degré de maturité.

L'autorité parentale est exercée de plein droit en commun par les parents sur l'/les enfant(s).

Les parents s'engagent notamment à :

- o prendre ensemble les décisions importantes concernant la santé, l'orientation scolaire, l'éducation religieuse et le changement de résidence de l'enfant/des enfants ;
- o s'informer réciproquement de l'organisation de la vie de l'enfant/des enfants (vie scolaire, activités extra-scolaires, traitements médicaux...) ;
- o communiquer en toutes circonstances l'adresse du lieu où se trouve l'enfant/les enfants et le moyen de le(s) joindre ;
- o respecter les liens de l'enfant/des enfants avec son autre parent.

2. Résidence du ou des enfants

Les parents décident d'un commun accord de fixer la résidence habituelle du ou des enfants
_____(indiquer les prénoms des enfants concernés)

- ☐ au domicile du père : M _____
- ☐ au domicile de la mère : Mme _____

ET

Les parents décident de dire que, sauf meilleur accord,

- ☐ le père, M _____
☐ la mère Mme _____

- ☐ recevra l'/les enfants _____

(indiquer les prénoms des enfants concernés)

selon les modalités suivantes :

Hors vacances scolaires

- ☐ une fin de semaine sur deux :
du vendredi après la sortie des classes/ou à _____
au dimanche à _____ heures /ou au lundi rentrée des classes /ou _____

(rayer les mentions inutiles)

- ☐ Il est dit que par exception aux dispositions ci-dessus, le jour de la fête des mères se déroulera chez la mère et le jour de la fête des pères, chez le père, de 10 heures à 19 heures.

- ☐ et/ou : (autres modalités à préciser)

ET

Pendant les vacances scolaires

- ☐ la première moitié des vacances scolaires les années paires/impaires et la seconde moitié les années impaires/paires (rayer les mentions inutiles);

OU

- ☐ la première moitié des petites vacances scolaires les années paires/impaires et la seconde moitié les années impaires/paires (rayer les mentions inutiles) avec partage des vacances d'été en quatre périodes égales par alternance .

- ☐ et/ou : (autres modalités à préciser)

- ☐ Les parents décident que, sauf meilleur accord, le bénéficiaire du droit de visite et d'hébergement ira chercher l'enfant/les enfants chez l'autre parent et le(s) ramènera à l'issue de sa période d'accueil.

Il est précisé :

Il est rappelé que la période des vacances scolaires est décomptée à partir du 1er jour de la date officielle des vacances de l'académie dont dépend l'établissement scolaire fréquenté par les enfants et s'achèvent la veille de la rentrée.

Il est dit qu'au cas où des jours fériés précéderaient ou suivraient immédiatement le début ou la fin de la période d'exercice du droit de visite et d'hébergement, celui-ci s'exercera sur l'intégralité de la période.

Chacun des parents s'engage en cas de changement de résidence modifiant les modalités d'exercice de l'autorité parentale à en informer préalablement et en temps utile de l'autre parent.

3. Contribution mensuelle à l'entretien et à l'éducation de l'enfant/des enfants

Les parents déclarent sur l'honneur que leurs revenus et leurs charges sont les suivants et s'engagent en cas de changement dans leur situation financière à en informer l'autre parent, dans les meilleurs délais.

M /Mme : _____	M /Mme : _____
----------------	----------------

Revenus mensuels	
Revenu net imposable : _____	Revenu net imposable : _____
Prestations sociales : _____	Prestations sociales : _____
Autres revenus (fonciers, etc) : _____	Autres revenus (fonciers, etc) : _____

Principales charges fixes mensuelles	
Loyer : _____	Loyer : _____
Emprunt immobilier : _____	Emprunt immobilier : _____
Crédits à la consommation : _____	Crédits à la consommation : _____
Autres : _____	Autres : _____

- ☐ Compte tenu des ressources et charges de chacun des parents et des temps d'accueil du ou des enfants, les parents s'accordent pour fixer la contribution **mensuelle** à l'entretien et à l'éducation du ou des enfants à la somme suivante :

Prénom	Date de naissance	Lieu de naissance	Montant
			€
			€
			€
			€

soit une somme mensuelle totale de _____ € (_____ euros)

hors prestations familiales et sociales, qui devra être versée d'avance:

par M/Mme : _____

à M/Mme _____

douze mois sur douze, au plus tard le 5 de chaque mois, par virement ou par chèque.

☐ Les parents demandent que le versement de la contribution à l'entretien et l'éducation de l'enfant ne soit pas assuré par la Caisse d'allocations familiales ou la Mutualité sociale agricole dans le cadre de l'intermédiation financière des pensions alimentaires. Le refus de mettre en place l'intermédiation n'est pas possible lorsque l'un des parents fait état de ce que le parent débiteur a fait l'objet d'une plainte ou d'une condamnation pour des faits de menaces ou de violences volontaires sur le parent créancier ou l'enfant ou lorsque l'un d'eux produit une décision de justice concernant le parent débiteur mentionnant de telles menaces ou violences dans ses motifs ou son dispositif (article 373-2-2 du Code civil).

☐ Les frais exceptionnels (ex. : frais d'optique ou dentaires non remboursés, voyages scolaires ou linguistiques...) seront partagés, en sus, par moitié entre les parents, après accord préalable de chacun sur l'engagement de la dépense.

OU

☐ Les frais exceptionnels (ex. : frais d'optique ou dentaires non remboursés, voyages scolaires ou linguistiques...) seront partagés selon les modalités suivantes :

OU

☐ Dire qu'il n'y a pas lieu à fixer une contribution financière de l'un ou l'autre des parents.

ET/OU

☐ Dire que M/Mme _____ prendra en charge directement :

☐ Dire que M/Mme _____ prendra en charge directement :

Il est rappelé que la contribution à l'entretien et à l'éducation de l'enfant est due, au-delà de sa majorité, jusqu'à la fin de ses études régulièrement poursuivies et sa première embauche lui procurant un revenu suffisant.

Cette contribution sera automatiquement réévaluée par le débiteur à la date anniversaire de la présente convention, en fonction de la variation de l'indice INSEE des prix à la consommation de l'ensemble des ménages hors tabac France entière selon le dernier indice connu (outil de calcul disponible sur www.service-public.fr/particuliers/vosdroits ou sur le site internet de l'INSEE www.insee.fr)

Le barème des pensions alimentaires est publié sur le site du ministère de la justice. Ce barème n'a qu'une valeur indicative. Il vous appartient, le cas échéant, de tenir compte des spécificités de vos situations respectives et des besoins de vos enfants.

4. Autres dispositions concernant le ou les enfants

6. Approbation et signature des parties

Page 6 sur 6
55

離婚後の子の養育計画（Parenting plan）に関する諸外国の法制度等の調査概要

調査対象国：ドイツ

執筆者：喜友名 菜織（兵庫県立大学）

1. 養育計画に関する法制度について

はじめに、ドイツでは、離婚は裁判所の決定によってのみ成立する（ドイツ民法典 1564 条）。離婚後も通常は共同親権が維持されるが、子にとって重要な事項（例えば、子の常居所、施設・学校の選択や変更、重大な医療行為等）については、両親の合意を必要とする。合意に至らない場合には、親の一方の申立てにより、当該事項に関する決定権をいずれの親に移譲するかについて裁判所が決定する（同法 1687 条 1 項、1628 条）。共同親権から単独親権への変更を希望する場合には、裁判所の決定による必要があり、親の一方または双方の申立てにより裁判所が判断する（同法 1671 条 1 項）。

なお、養育費に関する裁判手続は、離婚事件の第一審の口頭弁論の遅くとも 2 週前に親の一方により係属が生じた場合には、付随事件として離婚事件に併合され、審理および決定がなされる（ドイツ家事事件手続法 137 条 2 項）。親権の移譲もしくは剥奪、交流、または子の引渡しに関する裁判手続は、親の一方が離婚事件の第一審の口頭弁論終結前に併合を申し立てた場合には、付随事件として離婚事件に併合されるが、裁判所が子の福祉を理由に併合が適当でないと判断した場合には、独立の手続として審理および決定がなされる（同条 3 項、5 項）。親の一方の申立てにより、親権、交流、または子の引渡しに関する手続との関係で必要であると認められる場合には、養育費に関する手続も分離することができる。その場合でも、養育費に関する手続は付随事件として扱われる（同法 140 条 3 項、137 条 5 項）。

以上の大枠をふまえたうえで、ドイツにおける離婚後の子の養育計画に関する概要について紹介する。

（1）養育計画書の作成は義務化されているか

ドイツでは、親権、交流、および養育費に関する取決めの有無は、離婚申立書に記載する必要の事項である（ドイツ家事事件手続法 133 条 1 項）が、離婚の要件とはされていない。養育に関する取決めや養育計画書の作成は、法的に義務付けられておらず、両親の自主的な判断に委ねられている。

（2）当事者が合意できない場合の対応

養育に関する取決めを行う場合で合意に至らないときは、当事者の申立てにより裁判所が決定する。しかし、以下に見るように、子をめぐる紛争の解決方法として、両親間での合意形成にむけて働きかけることが要請されている。その一環で、裁判所が当事者に対して養育計画書を作成するよう促すことがある。

ドイツ家事事件手続法 156 条 1 項は、次のような内容を規定している。裁判所は、別居および離婚の際の親権、子の居所指定、交流、または子の引渡しに関する手続において、手続のいかなる段階においても、子の福祉に反しない場合には、当事者の合意を促さなければならない。裁判所は、親権と親責任を遂行するための合意案の作成にむけて、当事者に対して、少年局等の相談機関を利用できることを教示したり、助言を受けるよう命じることができる。裁判所は、当事者に対して、個別にまたは共同で、裁判所が指定する者または機関において、メディエーションもしくはその他の裁判外紛争解決手続（以下、本報告書では「メディエーション等」という。）の利用に関する無償の情報提供面談に参加すること、および参加証明書の提出を命じることができる¹。ただし、当事者に対してメディエーション等の利用を強制することはできない。

そのうえで、当事者がメディエーション等を利用する場合には、裁判手続は中断される（同法 36 a 条 2 項）。ただし、子の居所指定、交流、または子の引渡しに関する裁判手続は、優先的にかつ迅速に進められる必要があり、そのため、メディエーション等の利用により裁判手続が中断された場合であっても、当事者が合意に至らなかったときには、通常 3 か月後に裁判手続は再開される（同法 155 条 1 項、4 項）。

なお、ドイツには、日本の家庭裁判所調査官に相当する制度はなく、必要に応じて、心理学、精神医学、教育学等の職業資格を有する鑑定人による鑑定が行われる（同法 163 条 1 項）。裁判所は、子の身上に関する手続において鑑定人が鑑定書を作成する際にも、当事者間の合意形成を促すよう鑑定人に命じることができる（同条 2 項）。

（３）養育計画書の作成に関与する機関

上述の通り、養育計画書の作成に際しては、裁判所や、メディエーション等を実施する民間機関が関与することになる。メディエーションの担い手の例として、心理学者、社会学者、社会福祉士、公証人、弁護士等が挙げられる²。また、助言・相談を行う機関として、少年局³をはじめとする様々な専門機関（家族に関する相談や心理相談等を取り扱う、公的なま

¹ 付随事件についても、メディエーション等の利用に関して、同様のことが規定されている（ドイツ家事事件手続法 135 条）。

² ドイツ連邦司法省（Bundesministerium der Justiz）〈https://www.bmj.de/DE/themen/wege_zum_recht/aussergerichtliche_streitbeilegung/mediation/mediation.html〉（最終閲覧日：2025 年 1 月 25 日）。

³ 少年局の役割として、次のようなものがある。両親は、別居もしくは離婚の場合に子の福祉に適う方法で親責任を果たせるよう、少年局に対して相談支援を求めることができる（ドイツ社会保障法典第 8 編 17 条 1 項）。少年局は、関係する子を適切に関与させつつ、親権と親責任を遂行するための合意案の作成を支援しなければならない（この合意案は、家事事件手続における和解または裁判所の判断の基礎となることがある）（同条 2 項）。裁判所は、未成年子のいる離婚事件の係属および当事者の氏名・住所を少年局に通知し、それによって、少年局は、同条 2 項が定める支援に関する情報を両親に提供する（同条 3 項）。また、少年局は、子の身上配慮に関するあらゆる措置において家庭裁判所を支援するとともに、親子関係に関する裁判手続に協力する義務を負っている（同法 50 条 1 項）。

たは民間の機関)がある。

(4) 作成された養育計画書に対する法的効果

メディエーション等を利用し合意に達した場合には、最終合意書に当事者が署名することで、当事者間に法的拘束力が発生する。これを、公証人によって公正証書化する⁴(ドイツ民事訴訟法 794 条 1 項 5 号)、または裁判所が確認し承認する(これを「裁判所の承認を得た和解」という。ドイツ家事事件手続法 156 条 2 項)ことで、執行力が付与される(ドイツ家事事件手続法 86 条)。そのため、公証人でありメディエーターでもある者が公正証書を作成することは、裁判所を介さず、迅速かつ効率的な方法であるといえる。

ただし、交流または子の引渡しに関する合意内容については、子の福祉の観点から特則が設けられており、裁判所の承認を得た和解による必要がある(ドイツ家事事件手続法 156 条 2 項)。裁判所の承認を得た和解に違反した場合には、債務名義に基づき、最大 25,000 ユーロの秩序金が科されることがある。また、秩序金を科しても功を奏さない場合の代替措置として、裁判所の決定により秩序拘禁が命じられる場合もある(同法 89 条)。

(5) 家事事件手続における合意紛争解決促進モデル導入の背景

ドイツにおいて、当事者の合意形成による紛争解決が促進されるようになった背景の一つに、ドイツのコッヘム家庭裁判所における実践が挙げられる。いわゆる「コッヘム・モデル」は、勝敗を前提とする裁判構造に対して、紛争解決の中心に子の視点を置く必要性および当事者同士の合意形成を促す必要性から考案された。離婚、親権、交流、または扶養に関する申立てがなされる前後において、当事者に対して、相談機関(少年局やその他カウンセリングサービスを提供する機関、メディエーションを実施する機関等)の利用を促すという点に特色がある。裁判所と各種相談機関との協働を通じて、裁判手続の迅速化および合意形成による紛争解決を目指すこの取組みは、2008 年 12 月 17 日に成立したドイツ家事事件手続法(2009 年 9 月 1 日施行)にも影響を与えたとされる⁵。

(6) メディエーションの概要

さらに、2012 年 7 月 21 日に成立したメディエーション等促進法(同年 7 月 26 日施行)によって、家事事件手続における合意紛争解決促進モデルはより強化されたといえる。

メディエーションとは、当事者が、自発的にかつ自己責任のもとで、一人または複数のメディエーターの助けを借りながら、合意による紛争解決を目指す、機密性のある体系的な手続をいう(同法 1 条 1 項)。メディエーターとは、メディエーションによって当事者を導く、

⁴ なお、養育費に関しては、少年局の公証人の権限に基づいて作成される債務名義にも、執行力が付与されている(同法 59 条 1 項 3 号、60 条)。

⁵ 詳細は、佐々木健「ドイツにおける家事紛争の合意解決支援システム」二宮周平＝渡辺惺之『子どもと離婚－合意解決と履行の支援－』(信山社、2016 年)96 頁以下を参照。

決定権限を持たない独立かつ中立的立場にある者をいい（同条2項）、守秘義務を負う（同法4条）。自発性、中立性、公平性、機密性が、メディエーションの基本原則である。

メディエーターの役割は、当事者に建設的なコミュニケーションを促し、新しい視点を提供することにある。当事者を専門的な方法でメディエーションを通じて導くことができるよう、メディエーターには、自己の責任において適切な訓練と継続的な研修を受けることが求められ、訓練によって得るべき知識やスキル（理論的知識、交渉／コミュニケーション／紛争対応能力、実践的演習）についても規定されている（同法5条）。これらの要件を満たすことで、メディエーターとして活動することが可能になる。さらに、連邦司法・消費者保護省が定める追加の訓練を修了した者は、「認定メディエーター」と呼ばれる（同法6条）。

なお、当事者間に不均衡な力関係や家庭内暴力が存在する場合におけるメディエーションの利用は、適切なアプローチではないとされている⁶。ドイツ家事事件手続法36a条1項においても、暴力保護事件においては暴力を受けた者の保護に値する利益が確保される必要があると規定されている。

2. 養育計画書の内容について

養育計画書の雛型をオンライン上で確認することができなかったため、割愛する。

3. 養育計画書の作成支援について

（1）養育計画書の作成を支援する機関

1. で言及したように、養育計画書の作成にあたっては、メディエーション等の利用が推奨されている。代表的な実施機関として、連邦家族メディエーション協会（Bundes-Arbeitsgemeinschaft für Familien-Mediation e.V.）、連邦メディエーション協会（Bundesverband Mediation e.V.）、ドイツ弁護士協会（Deutscher Anwaltverein）等がある⁷。

（2）情報発信

メディエーションに関する情報は、居住地の少年局、家族相談サービスを提供する機関、メディエーション実施機関のオフィス等で得ることができる。メディエーション実施機関のホームページを参照すると、情報発信においてそれぞれ特色や違いが見られた。これを整理したのが、以下の表となる（ガイドブックは、オンライン上では入手できなかった。インターネットサイトを通じて情報を得ることが前提とされているように見受けられる）。

⁶ ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省家族問題に関する科学諮問委員会（Wissenschaftlicher Beirat für Familienfragen beim Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend）、Gemeinsam getrennt erziehen, 2021, S.77.

⁷ ドイツ連邦司法省・前掲注（2）。

連邦家族メディエーション協会 ⁸	連邦メディエーション協会 ⁹
◆【動画（3分程度）】別居・離婚の場合やその他の家族紛争におけるメディエーションによる解決について ◆【ポッドキャストの配信（30分程度）】メディエーションの実際や課題等について、家族紛争を専門とするメディエーターへのインタビュー ◆【メディエーターの選択】所属一覧検索から候補者の連絡先情報を確認できる（検索項目の例：「メディエーターの姓」「職歴」「資格（同協会が発行しているメディエーターライセンスを取得済みか研修中か）」「郵便番号」「男性／女性の希望」「対応言語」「オンライン希望（コロナ禍以降導入）」等） ◆【備考】メディエーションの利点として、裁判よりも費用や時間の面で効率的であることが挙げられている（メディエーターの時給は約80～200ユーロ、セッションの回数は通常3～10回以内、1回のセッションの所要時間は約1時間～1時間半とされる）。政府による助成はないものの、寄附等により低所得世帯でも様々なレベルで利用できることが紹介されている。家族紛争におけるメディエーション利用の全体像を把握することができる。	◆【動画（3分程度）】メディエーションによる紛争解決について（全般的なもので、家族紛争に特化したものではない） ◆【メディエーターの選択】所属一覧検索から候補者の連絡先情報を確認できる（検索項目の例：「キーワード入力」「郵便番号」「対応言語」「相談したい分野」「資格（同協会が発行しているメディエーターライセンスを取得済みか否か）」等） ◆【備考】トップページに「葛藤ホットライン」が設けられており、8時～20時の間は無料で利用できる（2024年3月以降は、土曜日の16時～20時の間であれば、英語でも対応している）。

（3）作成支援

以下では、連邦メディエーション協会のホームページ上で公開されている情報¹⁰をもとに、養育計画書の作成支援の一例を紹介する。

①ガイダンス

⁸ 連邦家族メディエーション協会〈<https://www.bafm-mediation.de/>〉（最終閲覧日：2025年1月25日）。

⁹ 連邦メディエーション協会〈<https://www.bmev.de/mediation/was-ist-meditation.html>〉（最終閲覧日：2025年1月25日）。

¹⁰ 連邦メディエーション協会〈<https://www.bmev.de/mediation/einsatzbereiche/familie-partnerschaft.html>〉（最終閲覧日：2025年1月25日）。別居時のケースではあるが、メディエーションでよく取り扱われる論点として、次のものが挙げられている。婚姻費用の支払い、財産や年金の分割、夫婦のいずれが住居にとどまるか／転居するか、不動産売却の是非、両親のいずれが子の世話をするか、子の常居所、両親と子の間での連絡方法、両親間のコミュニケーションの改善、両親の別居を子に告げること、離婚申立書の提出時期の決定等。

当事者とメディエーション実施機関の間で、情報提供のための面談（ガイダンス）の日時を設定する。当日は、両当事者が出席し、メディエーションのプロセスやメディエーターの役割、守秘義務やコミュニケーションの方法等、基本的事項に関する説明を受ける。なお、弁護士が当事者の利益を代理する場合とは異なり、メディエーションでは、すべての論点ないし争点について当事者自らが交渉にあたることになる。そのため、当事者にとってメディエーションの利用が適切であるかどうかについても、このときに判断される。

さらに、メディエーションは、十分な情報を得ている者が自己責任で利用するものとされている。加えて、弁護士への相談費用は、裁判費用よりもかなり安価である。そのため、当事者がメディエーションを利用する際には、メディエーション実施機関における情報提供のための初回ガイダンスの後、両当事者それぞれの弁護士から法律面（法的にはどのような選択肢があるのか等）に関する助言・相談を受けるよう、メディエーション実施機関は推奨している。

②作成の手順

当事者がメディエーションを利用する場合には、当事者にとっての論点を収集し、意見が一致しているものとそうでないものを明らかにし、どのような順番で各トピックを取り扱うのか、優先順位を決めていく。次に、葛藤や紛争を処理するために収集した情報や異なる視点を提示しながら、それぞれのニーズや利益を明確にしていく。そのうえで、考えられる解決策やそれが実現可能であるかを検討し、議論していく。合意に達した場合には、最終的な合意内容を書面に記載し、署名する。

なお、当事者はいつでもメディエーションを打ち切ることができ、またメディエーターにおいても、当事者間での合意を期待することができない場合には、メディエーションを終了することができる（メディエーション等促進法2条5項）。メディエーションに要した費用は、当事者で折半して負担することになる。

（４）子の意見をどのようにして反映することとされているか

①裁判手続において

裁判手続において、子が証人または当事者として尋問されることはない（ドイツ家事事件手続法 163 a 条）。しかし、裁判所の決定による影響を受けることから、裁判所は必要に応じて、子本人を審問し、直接印象を得なければならないと規定されている（同法 159 条1項）¹¹。加えて、子の発達、教育、または健康に不利益を及ぼさない限り、手続の内容、経過、および予想される結果について、年齢に適した方法で子に伝えられる必要があり、子に

¹¹ 以前は、原則として14歳以上の子に対しては常に審問しなければならないと定められていた（ドイツ家事事件手続法旧159条1項）が、2021年の改正家事事件手続法（同年7月1日施行）により、この年齢基準は削除された。そのため、年少の子についても審問の対象となる。年少の子について、その様子を観察することで希望や関係性を推測することができる年齢として、3歳以上が目安とされている。

は意見を表明する機会が与えられるべきであると規定されている（同条4項）。さらに、裁判所が、手続補佐人を選任した場合（後述）には、同人の立会いのもとで、審問および印象の取得が行われるべきであると規定されている（同項）。

手続補佐人の職務は、子の利益を確認し、裁判手続においてこれを主張することにある（同法 158 b 条 1 項）。裁判所は、子の身上に関する事案において、子の利益を保護するために必要である場合には、専門的かつ人的に適切な手続補佐人を選任しなければならない（同法 158 条）。専門的な適格性を証明するものとして、例えば、教育学、法学、心理学等の職業資格が挙げられる（同法 158 a 条 1 項）。

②相談機関において

相談支援の目的は、個々の問題、負担、対立状況に対応することにある。紛争の解決や、親権の取決めの枠内での家族生活や子の養育に関する決定に際して、両親に対して、個別にまたは共同で、その方針と支援が提供される。基本原則として子の福祉が尊重されるが、相談の場において子が直接に関与することは、年齢にもよるものの、例外的であるという¹²。

③メディエーションにおいて

当事者全員の同意がある場合には、第三者もメディエーションに関与することができる（メディエーション等促進法 2 条 4 項）。通常は 6～8 回実施されるセッションにおいて、2 回目と 3 回目では両親に対する個別面談が行われ、4 回目から両親間での話し合いにより具体的な合意が目指される。両親の同意が得られれば、5 回目のときに子と個別面談を行い、子のニーズを把握し、その後の 3 回のセッションのなかで、子のことを考慮しながら、さらに具体的な合意内容を定めていくことになる¹³。

子にとって、自身の意向が聴かれることは、別居や離婚という出来事に折り合いをつけられる一助となる。また、紛争解決にむけて取り組んでいる両親にとっては、子の意向を通じて解決のための手がかりや合意できる地点を見出す手助けになる。このことから、メディエーションは、子の利益を第一に考慮した合意形成を支援する役割を果たしているとされる。一方で、メディエーションによって、子が両親の対立をより強く体験することになったり、忠誠葛藤に陥るおそれや、合意内容を決定していく過程で子に負担や責任を感じさせることも生じうる。それらが懸念される場合には、子をメディエーションに参加させるべきではないとされている¹⁴。

¹² ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省家族問題科学諮問委員会・前掲注（6）S.76.

¹³ ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省家族問題科学諮問委員会・前掲注（6）S.78.

¹⁴ 連邦家族メディエーション協会, Eine Mediationsitzung mit Kindern und Eltern, ZKJ 2020, S.241.

離婚後の子の養育計画（Parenting plan）に関する諸外国の法制度等の調査 オーストラリア（豪州）における養育計画

2025 年 2 月 14 日

古賀絢子（東京経済大学）

1. 養育計画に関する法制度について

（1）豪州家族法における養育取決めの合意形成推奨

豪州の連邦統一家族法である 1975 年豪州連邦家族法（the 1975 Family Law Act¹）は、両親の離別後における子の養育について、裁判²によることなく、両親が自律的・非対立的に取決めること、つまり、合意を形成することを推奨する（s63B）。合意形成の法的仕組みとしては、養育計画（parenting plan、連邦家族法 s63C）、および、合意命令（consent order、s64B、Order 14, the *Famil Law Rules 2004*）³の 2 種類を用意する。また、これらとは別に、未成年子を伴う夫婦の離婚裁判においては、離婚命令の効力発生要件として、「子どもの世話・福祉および育成に関する取り決め」（以下、「子の養育取り決め」）を裁判所に提出し、それが適切であることの確認が行われることが求められる（s55A）。

これらのうち、本稿では主に養育計画について紹介するが、日豪間の比較検討の対象として、養育計画と同じく、合意をベースとした養育取決めである合意命令及び子どもの養育取り決めについても適宜言及する。

（2）養育計画とは—対象事項と「子の最善の利益」の指針—

養育計画は、離別した両親の間で交わされる、子どもの将来の養育に関する合意書で、1995 年改正法（the 1995 Family Law Reform Act）により導入された。形式面での要件として、子どもの両親によって作成され、署名された日付入りの書面であること、合意形成における脅しや強要強制がないことが求められる（s63C(1)、(1A)）。その他に特定の様式の定めはなく、短く簡潔なものでも詳細なものでも良いし、法律用語を使っても使わずとも良い。

養育計画は両親間の親責任（parental responsibility）の調整手段として位置づけられ、親責任に関するあらゆる問題を対象事項とする。連邦家族法は、具体的な対象事項として、(a) 子どもが誰と一緒に住むか（複数の場合あり）、(b) 子どもがもう一方の者と共に過ごす時間、(c) 親責任の割当て、(d) 二人以上の者で親責任を分担する場合、責任の行使に関する諸決定に関して、分担者相互間で行う協議の形態、(e) 子どもがもう一方の者との間で行う

¹ 以下、条文を引用する際は別段の記載のない限り、連邦家族法の条文とする。

² 本稿に言う裁判所とは、別段の記載のない限り、オーストラリア連邦巡回家庭裁判所（Federal Circuit and Family Court of Australia）を指す。

³ 養育命令の一種で、裁判所が合意内容を確認検討の上、法的拘束力を付与する。

通信、(f) 子どもの扶養、(g) 当該計画の内容または実施に関する紛争解決のための手続、(h) 子どもまたは当該計画の当事者における必要性、若しくは事情の変更を理由とした、計画変更のための手続、(i) 子どもの世話、福祉若しくは成長発達に関する一切の内容、または、子どもに関する親責任のその他一切の内容を列挙する (s63C(2))⁴。もっとも、実際には、子どもの重要な問題および日常の世話に関する具体的・現実的な問題全てに関する詳細な取決めが記載される (2、別紙サンプル参照)。なお、離別時の財産分与の方法は対象外である。また、計画作成自体は両親間での合意によるが、内容上、祖父母等の他の人を含めることは可能である (s63(2A)、例えば、祖父母と共に時間を過ごすことなど)。

連邦家族法による養育計画の内容への間接的な規律介入として、両親は合意形成に際し「子どもの最善の利益」を最も重要視するよう奨励されている (s63B(e))⁵。その具体的な実現のための仕組みとして、養育計画作成時に FDR 士や弁護士等の専門支援者による支援を受ける場合、専門支援者は当事者に対し、「子どもの最善の利益」を最優先の事由として考慮すべきことを通知するとともに、連邦家族法の定める「子どもの最善の利益」の構成事由 (s60CC(2)(3)規定) を適用することで、「子どもの最善の利益」に従って行動するよう促す義務を負う (s60D(1))。

「子どもの最善の利益」とは何かについて、連邦家族法上の構成事由のリストは、2006 年の法改正 (the Family Law Amendment(Shared Parental Responsibility)Act 2006) および 2023 年の法改正 (the Family Law Amendment Act 2023) に伴い変更されており⁶、現行法上は、(a)どのような措置が、(i)子ども、および、(ii)子どもの世話をする者(親責任の有無を問わない)の安全(例えば、家庭内暴力、虐待、ネグレクトまたはその他の危害を受けるまたは危害にさらされることからの安全)を促すか、(b)子どもが示す一切の見解、(c)子どもの成長発達、心理、感情、および、文化に関するニーズ、(d)親責任者または親責任を持つことになる者が子どもの成長発達、心理、感情及び文化に関するニーズに応える能力、(e)子どもが、もし安全である場合には、子どもの父母および子どもにとって重要な第三者との関係をもつことのできる利益、(f)その他子どもの具体的事情に照らして関連性のあつ一切の事由からなる。

こうして「子どもの最善の利益」が計画の内容面の指針となっているが、そもそも計画を作成すること自体が、子どもの利益にとって重要であると考えられている。つまり、離別後の先行き不透明な中で、まずは子どもの養育のために必要なことを関係者全員で共有し、明

⁴ 本条列挙事由の内容は、養育命令の対象事由と同じである (s64B(2))。

⁵ 裁判所で養育命令を行う場合、裁判官は「子どもの最善の利益」を最重要指針とし、その構成事由リストの参照を義務づけられる (s60CA,s60CC)。ただし、合意命令の場合は、構成事由リストの参照は任意である (s60CC(4))。

⁶ 2023 年改正法については、拙著「オーストラリアの離婚後の共同養育法制—2006 年家族法制改革から 2023 年家族法改正法まで—」水野紀子・窪田充見編著『家族と子どもをめぐる法の未来 棚村政行先生古稀記念論文集』369–403 頁 (2024 年、日本加除出版) 参照。

確化する。それによって、不要な対立を取り除いて両親の協力体制を構築するとともに、子どもの安心感も確保できるのである。さらに、取決めにおける金銭的・時間的コストが小さいというメリットもある。

（３）養育計画書の作成の任意性と作成率

【養育計画の作成は義務化・法制度化されているか】

養育計画の作成は法的に推奨されてはいるものの、義務づけられている訳ではない。実態として、2014 年の統計によれば、合意成立事案のうち養育計画作成率は 40.6%であった。さらに、そのうちの 37.5%は養育計画の内容を裁判所に提出し、合意命令を受けていた⁷。養育計画作成が義務づけられていないことを踏まえれば、作成率は比較的高いと言える。その理由として、2006 年改正法により、養育事件裁判の申立て前に Family Dispute Resolution（家族紛争解決手続、FDR）による合意形成を試みることを義務づける仕組み（FDR 前置主義）が導入されたところ、FDR の目標に養育計画作成が置かれていること（（５）参照）、および、それに伴い合意形成支援体制が拡充されたことが考えられる（（６）参照）。

なお、離婚裁判において、子どもの世話の適切な取決めの確認が離婚命令の効力発生要件となっているという点では、離婚に伴う取決めが義務づけられているとも言える。豪州では離婚命令の申立ては、夫婦の事実上の別居後 1 年が経過すると可能となる（s48）。したがって、別居から離婚命令申立てまでの間に養育計画や合意命令がなされて、それが離婚命令における子どもの養育に関する取決めとなることも少なくないと想定される。もともと、離婚審理の中で取決めの内容が実質的に検討される訳ではなく、離婚命令により当該取決め自体が法的効力を持つこともない（（４）参照）。そもそも豪州では近年、事実婚が急速に増加し、婚外子は全体の約 4 割を占めるとされている⁸。子連れの離別全体を見渡したとき、取決めが一律に義務付けられているとは言えない状況である。

（４）養育計画書の法的効力

【作成された養育計画書についてどのような法的効果が付与されているか（例えば、法的拘束力や執行について一般の合意とは異なる効果が付与されているか）】

養育計画、合意命令、離婚裁判における子どもの世話の取決めのうち、法的拘束力を伴うのは合意命令のみである⁹。上述の通り、養育計画のうち 37.5%が合意命令化され、法的拘

⁷ *Experiences of Separated Parents Study Report* (AIFS Evaluation of the 2012 Family Violence Amendments), 【Table 4.7】 ,p.68.

⁸ ABS, *Birth Australia*, 2021 参照。

⁹ 1995 年改正法上は、養育計画を登録することにより法的効力を得られたものの、登録制度の利用停滞のため、2003 年改正法（the Family Law Amendment Act 2003）により廃止された。合意命令の法的拘束力（養育命令違反の効果、履行強制、履行支援サービス・プログラム等）について、詳細は当事者向けのファクトシートである”Parenting orders - obligations and consequences and who can help”（<

束力を備えている。

養育計画には法的拘束力はなく、一方の親が計画に従わない場合に直接の履行強制などの法的救済措置はない。もっとも、養育計画は以下の2点で、法的な効力を持つ。

第一に、養育計画の内容がそれ以前になされた養育命令と矛盾する場合、別段の定めのない限り、養育計画が優先される(s64D)。つまり、両親は養育計画を作成することによって養育命令を変更できる。これは、養育命令後に生じた事情変更等に伴って養育措置を変更しようとする場合、裁判よりも養育計画を用いての柔軟な対応を促す趣旨である。ただし、「別段の定めのない限り」とあるように、子どもの心身の安全確保のために必要である、一方親による強要脅迫のおそれがあるなどの例外的な事情のある場合には、養育計画による養育命令の変更を認めず、新たな養育命令によってのみ命令の変更は可能である旨を、養育命令の内容として予め定めておくことができる。

第二に、養育計画作成後に養育命令裁判を行う場合、裁判所は「子どもの最善の利益」の判断において、直近の養育計画の内容、および、両親が養育計画の内容をどの程度遵守しているかを考慮する可能性がある。つまり、一方の親が養育計画に従わないために、他方の親が養育命令を申し立てた場合、裁判所は、破られた養育計画の内容やその遵守状況、不遵守の場合はその理由なども考慮した上で、新たな養育命令を行うことになる。

なお、養育計画の変更は、作成者である両親双方の合意があればいつでも可能であり、裁判は不要である(s63D)。子どもの成長や時間経過に応じた子どものニーズの変容に、柔軟に対応することができる。

(5) 自主的に合意できない場合の手續および支援

【当事者が合意できない場合はどのような対応が取られているか】

連邦家族法は、養育取決めや養育紛争解決について、裁判外における非対立的・自律的な対応を推奨している(s63B、1参照)。まずは両親の話し合いにより合意形成を目指し、両親の自主的な合意ができない場合も、いきなり裁判所に養育命令を申し立てるのではなく、メディエーションやカウンセリングなどで、第三者の支援を借りて合意形成を目指すことになる¹⁰。

2006年改正法はこれをFDR前置主義として制度化した(s60I)。つまり、養育命令を裁判所に申し立てる場合、原則として、その前にまずFDRを試みる必要がある(s60I(7))。FDRで合意形成に至らなかった場合は、FDR実施者からFDRを試みた旨の証明書の交付を受け、裁判所に提出しなければならない(s60I(8))。もっとも、このプロセスは家庭内暴力や児童虐待の問題を伴う場合および緊急性が高い場合などは例外的に免除される(s60I

www.fcfa.gov.au>) (2025年2月8日閲覧確認)を参照。

¹⁰ 養育事案におけるカウンセリング・メディエーション・FDRの利用率は5-7割、裁判の利用率は2-3割である。前掲注(6)【Table4.1】.p.63等。

(9))。なお、合意に至らず裁判へ進んだ後も、裁判所は改めて FDR の実施を命令することができる。

FDR とは、国家公認 FDR 士の支援の下で、離別家族の問題解決のための合意形成を図るメディエーション等の裁判外手続である (s10F)。FDR 士は中立の立場に立って当事者の自主的な合意形成を支援することを職務とし、法的・経済的助言や合意案の提示はできない。FDR は裁判とは異なり、次のようなメリットや働きが期待される。つまり、自律的な解決が可能であること、経済的・心理的コストの削減、両親の親としての協力関係やコミュニケーションの改善、および、将来的な紛争の抑制である。実施方法は、対面、電話、オンラインと幅広い選択肢が認められ、ここに「シャトル」型を組み合わせることもできる。FDR の実施は、2006 年法に伴い創設された Family Relationship Centre (FRC、家族関係支援センター) の他、多くのコミュニティベースの民間支援サービスにより、連邦政府の委託を受けて行われており、収入に応じて低廉な価格で利用できる ((6) 参照)。

(6) 養育計画書作成支援

1) 主な支援機関

【どのような機関が養育計画書の作成に関与することとされているか(裁判所、弁護士、民間機関等)】

豪州における養育取決め支援は、大別して、①電話相談支援、②オンライン相談支援、③コミュニティによる支援、④法律部門による支援、⑤裁判所による支援からなる。養育計画作成についても、①-⑤のそれぞれが支援を提供している。①・②は連邦政府の運営する公的支援サービスで、③・④は主に民間機関が連邦政府の委託や助成を受けて運営展開している。以下、これらによる支援を概略しつつ、養育計画作成・合意形成のための支援の具体的内容を紹介する。

①電話相談支援は、Family Relationship Advice Line(FRAL、家族関係相談ライン)が支援の窓口として、養育計画に関する情報や助言の提供、居住コミュニティの支援サービス紹介を主に行うものであるが、電話上で合意形成へ向けた相談支援も提供する。匿名利用が可能で、無償である。

②オンライン支援は、Family Relationship Online (FRO、家族関係支援オンライン)¹¹によるポータルサイト上での法手続に関する情報提供・支援先紹介に加え、2020 年から Legal Aid 等が作成したオンライン合意形成支援ツール「Amica (アミカ)」による養育取決め・財産分与の合意形成支援が展開されている¹²。両親は法律情報および既存情報源へのリンク等の提供を受けながら、オンライン上のフォーマットへ入力することで合意内容を形成・記録できる。合意内容の記録は低額な料金で電子書面化でき、これがそのまま養育計画として

¹¹ <www.familyrelationships.gov.au> (2025 年 2 月 8 日閲覧確認) 参照。

¹² <<https://www.amica.gov.au/>> (2025 年 2 月 8 日閲覧確認) 参照。

認められる仕組みとなっている。Amica は基本的に低葛藤の離別カップルを対象としており、暴力・虐待その他高葛藤をかかえる離別カップルに対しては専門支援サービスの情報を提供するにとどまる。

③コミュニティによる支援は、FRC をポータルとして総合的な支援ネットワークを形成し、FDR、カウンセリング、親教育講座、養育費支払や面会交流の支援等、幅広い展開を見せている。FDR（メディエーション）による合意形成支援は、その中核に位置する。FRC の他、多くの民間支援機関が連邦政府の委託・認証を受け、収入に応じて低廉な価格で FDR を実施している。支援は対面・電話・Email 等幅広い形で提供される。

民間支援機関の代表格である Relationship Australia は創立 75 年のコミュニティベースの非営利民間福祉機関で、100 を超えるオフィス・ネットワークは、オーストラリアの全州および準州に広がっている。FDR、カウンセリング、FRC 運営、面会交流支援、家庭内暴力専門支援、ギャンブル依存症支援等、多岐に渡る支援を提供している¹³。

④法的部門による支援では、民間の弁護士その他、法定機関であるリーガルエイド（Legal Aid）が合意形成に関する中立的な法的助言の支援を行う。合意形成に際しては、養育計画の完成や合意命令申立て前に、中立の法的助言を受けるよう推奨されている。法規定の説明を受け、養育計画の内容及び効果を理解しているかどうかを確認することが求められる。一部の弁護士およびリーガルエイドは、公認 FDR 実施者となっている。リーガルエイドは法律扶助による FDR を行う他、FDR のための法律扶助の受給資格の有無や FDR の適格性に関する無料のアドバイスを提供する¹⁴。

⑤裁判所では、養育命令申立てを受けて裁判が開始した後も、安全性の懸念に関する危険度が低ければ、FDR での合意形成を勧める場合がある¹⁵。裁判所内 FDR も行われている。

2) ガイダンス・情報提供の具体的な形態

【ガイダンスや情報提供がどのようにして行われているか】

養育計画作成に関するガイダンスや情報提供は、1) に記した様々な機関により、無料電話相談、オンライン情報、ブックレット配布、対面相談等幅広い形で提供されている。その

¹³ Relationship Australia によるメディエーションの詳細については、直原康光「オーストラリアにおける別居・離婚家族のリスクアセスメントおよび子どもインタビューの実践報告—心理学的な観点から—」（2024 年 7 月 7 日家族と法研究会報告資料）参照。

¹⁴ 例えば、クイーンズランド州リーガルエイドについて<www.legalaids.qld.gov.au>（2025 年 2 月 8 日閲覧確認）参照。

¹⁵ 2020 年家族法改正（危険の識別による保護措置）法（Family Law Amendment（Risk Screening Protections）Act 2020）の下、2023 年 1 月より、全ての連邦巡回家裁において、統一的なスクリーニングプログラムによるアセスメントが、全ての養育命令申立てに対して実施されている。詳細は拙著「オーストラリア家族法における離婚後の共同養育推進と子の保護の取組み」二宮周平編著『子どもの権利保障と親の離婚』37-79 頁（2023 年、信山社）参照。

具体的な内容について、以下、インターネット上で取得可能なガイドブック・ブックレットを3点紹介する。

①Women's Legal Service WA, "Parenting Plans & Consent Orders : A Workbook for Parents"¹⁶ : 養育計画および合意命令の制度内容を紹介の上、合意形成に際して検討すべき事項のリストを詳細に列挙し、書き込み式で記録・整理できるノートにもなっている。週間および月間計画表のフォーマットも掲載している。

②Relationship Australia, "Share the Care Parenting Plan : Collaborative parenting apart"¹⁷ :

個々の具体的計画作成に直接利用するための書き込み式ノートの形をとる。養育計画の簡単な解説や支援先の紹介も掲載されている。計画作成における要検討事項のリストと、その取決め例を豊富に紹介する。取決め例は、世話時間の平等または相当な分担などの共同養育措置を前提としたものが多い（なお、現行版は2023年法改正前の2016年版であり、最新の法改正の内容は反映されていない）。

③Legal Aid Queensland, "Consent Orders, Parenting Orders and Parenting Plans : A Guide to Preparing a Written Agreement with Your Ex-Partner about Arrangements for Your Children"¹⁸ : 各種支援先の紹介、合意命令・養育計画の法的解説、合意命令申立ての手順の詳細な説明、合意命令のサンプルを内容とする。法律用語一覧・関連家族法条文一覧も掲載している。

以上のとおり、各資料によって力点の置き方に違いがあるものの、全体的には、養育計画や家族紛争解決の意義を説明・強調し、その利用を促したり、当事者間交渉において親のとるべき姿勢を説いたりなどの教育的な意図が込められた記述が目立つ。養育計画や合意命令における要検討事項や記載例については、裁判所、弁護士その他 Relationship Australia 等の各種機関が紹介している。公認 FDR 機関および家族法専門認定弁護士のリストについては、FRO、FRC、Legal Aid、各州の弁護士協会等が提供している。

3) 履行支援

1) で紹介の各種支援機関により、提供されている。養育計画については、履行の直接的な強制が出来ないことに加え、子どもの成長発達や時間の経過に応じた柔軟な対応が重要であるとの視点を踏まえ、計画内容の変更や新たな計画を作成が可能である旨が強調されて

¹⁶ <<https://www.wlswa.org.au/resources/wlswa-parenting-plans-and-consent-orders-workbook/>> (2025年2月8日閲覧確認)

¹⁷ <https://www.relationships.org.au/wp-content/uploads/Share-the-care_Edition4_2016.pdf> (2025年2月8日閲覧確認)

¹⁸ <https://www.legalaid.qld.gov.au/files/assets/public/v/2/publications/relationships-and-children/consent-orders-guide/laq_00138-consent-orders-parenting-orders-guide-web.pdf> (2025年2月8日閲覧確認)

いる。

4) 子の意見の反映方法

【子の意見をどのようにして反映することとされているか。】

2) で紹介のガイドブック・ブックレットは、養育計画は子どもの日常生活に直接影響することから、子ども達自身の意見や示唆を求めることを検討するべきとする。そのメリット・意義として、-子どもの考えを知ることができる、-子どもの発達上のニーズを知り、養育計画に反映できる、- 子ども達が自身の対処の方法や何を大切に考えているかを話し伝えることができる、- 両親間の対立を緩和させる、などが挙げられている。他方で、決定は当事者全員の合意の下で行うべきこと、子どもたちが決定を下さなければならない立場に置かれるべきでないことも強調されている。

子ども達の意見の聞き取りは、親本人だけでなく、FDR 士や子どもカウンセラー等の中立的な立場から行った方が良い場合があることも指摘されている。

5) 養育費について

養育計画では養育費についても取決めることができる (s63C(2))。しかし、養育費の法的規律は、連邦家族法よりも養育費独自の法制度によるところが大きく、他の対象事項とは異なる扱いとなる。そこで、**3 補足**にて、独立の項目を設けて詳述する。

2 養育計画書の内容

概容は、1 (2) に記載の通りである。詳細については、養育計画のフォーマットの和訳を添付する。養育計画作成における要検討事項とその回答例については、(6) 2) の各種ガイドブック・ブックレットを参照のこと。

3 補足一養育費に関する法制度について：行政の支援介入と私的合意の仕組みを中心に

19

(1) はじめに

1975 年連邦家族法は、親は子どもを経済的に養う第一義的な責任を担うことを示し (s66C)、養育費を養育命令や養育計画の対象事項とする (s64B(2)、s63C(2))。しかし、

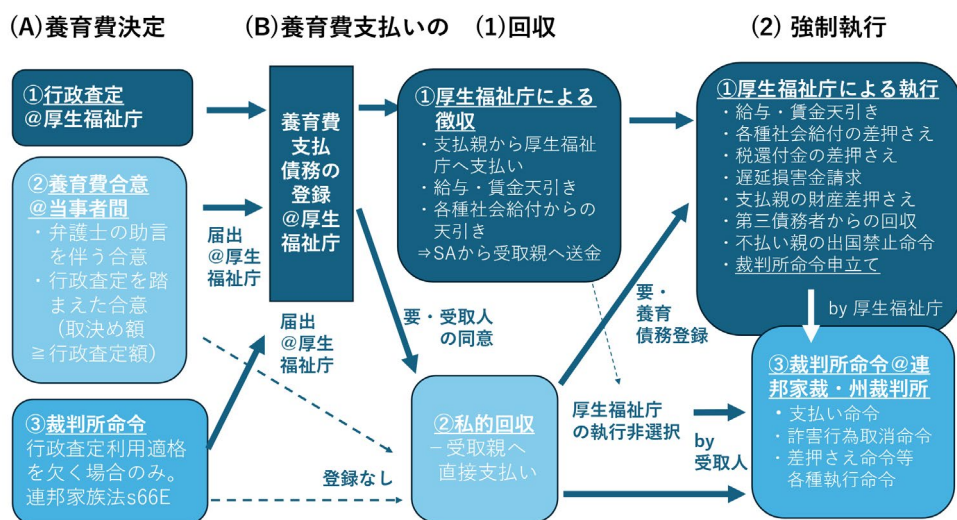
¹⁹ 本節の記述は、主に下記の文献資料による。Australian Government, *Guides to Social Policy Law Child Support Guide* (Version 4.87 - Released 3 February 2025) , <<https://guides.dss.gov.au/child-support-guide>>, 厚生福祉庁 (Services Australia) HP <<https://www.servicesaustralia.gov.au/>> (共に 2025 年 2 月 8 日閲覧確認)、Lisa Young et al., *Family Law in Australia*, (9th ed.2016) pp.713-783. 豪州の養育費制度の概要に関する邦語文献として、下夷美幸「オーストラリアの養育費制度—もうひとつのアングロサクソンモデル—」『養育費確保の推進に関する制度的諸問題』(2012 年、養育費相談支援センター) 40 頁以下、小川富之他「オーストラリアの親権・監護権法制」『親権・監護権に係る関連法に関する調査』(外務省委託調査) 10 頁以下。

養育費の法的規律は、連邦家族法よりも養育費独自の法制度によるところが大きい。

豪州の養育費法制は、1988 年児童扶養(登録・徴収)法(the Child Support (Registration and Collection) Act 1988、以下「登録徴収法」)、および、1989 年児童扶養(算定)法 (the Child Support (Assessment) Act 1989、以下「算定法」) からなる。親は子どもに対して第一義的な経済的責任を負うとの原則を連邦家族法と共有し(算定法 s3)、特にひとり親家庭の子どもの貧困を課題として、両親の離別後も子どもが両親から適切な扶養を受けることの確保を目指す。

そこで、実施機関として連邦行政機関の厚生福祉庁 (Services Australia) を設置し、(A) 養育費の決定、(B-1) 養育費の回収、(B-2) 不払いに対する強制執行からなる一連のプロセスにおいて、厚生福祉庁が介入・支援することを基本枠組みとする²⁰。算定法は、(A) 養育費の決定に関して、厚生福祉庁による養育費査定における算定式を定める。登録徴収法は、(B) 厚生福祉庁による登録・徴収・強制執行の仕組みを規律する。もっとも、親のプライバシーを尊重し(登録徴収法 s3(2)、算定法 s4(3))、(A) 養育費の決定、(B-1) 回収、(B-2) 強制執行の各場面において、親らが行政に頼らず自律的に行うことを、都度、一定の条件下で選択できる²¹。裁判所はこれらに対し、限定的・補完的な役割を担うとの位置づけである。

【図：養育費の決定と支払いの仕組み】



²⁰ 2023 年 7 月から 2024 年 6 月の統計によると、①厚生福祉庁による行政査定、および、厚生福祉庁に登録された②養育費合意と③裁判所命令は、子ども約 225 万名分とされる（登録件数の 49%＝約 110 万名分との記述から算出）。Services Australia, *Annual Report 2023-24*, Commonwealth of Australia, 2024, p90, <<https://www.servicesaustralia.gov.au/sites/default/files/2024-10/annual-report-2023-24.pdf>> (2025 年 2 月 8 日閲覧確認) 参照。

²¹ 同居親は養育費を求めないという選択も可能である。もっとも、同居親が社会保障受給者の場合は、受給要件として、特段の事情のない限り、養育費支払い受領のための合理的な措置を講ずる必要がある。

(2) (A) 養育費の決定

養育費の決定方法は、①厚生福祉庁による行政査定、②当事者間の合意、③裁判所命令の3種類がある。離婚・離別した親は行政や裁判所の利用を義務づけられてはいないものの、ほとんどの場合、①行政査定を利用する。①行政査定の場合は自動的に、②当事者間合意・③裁判所命令は厚生福祉庁へ届出て受理されることで、取決められた養育費の「養育費支払債務」が厚生福祉庁に登録される（登録徴収法 s23、s24、s24A）。これにより、後述の (B) 養育費の支払い確保において、厚生福祉庁が徴収できることとなる（(3) 参照）。

①厚生福祉庁による行政査定：親は18歳未満の子どもについて、同居・別居や世話時間にかかわらず、行政査定を申請できる（算定法 s25(b)）²²。査定は両親双方を対象に、算定法の定める算定式を用いて行われる。算定式は、両親は支払い能力に応じて子どもの扶養を担い、子どもは両親と同居していない場合であっても、両親の経済水準を共有すべきとの理念(s4(a)(d))に立って設計されている。具体的には、両親の収入を合計した額と、対象となる子どもの人数と年齢、そしてそれぞれの親が担う世話時間の割合に基づいて養育費を算出する。世話時間の認定は養育計画等での取決めに基づいて行われる。世話時間の取決めがない場合は、厚生福祉庁に直接資料を提出し、認定を受ける。査定の結果、額の多い方が支払親、少ない方が受取親となり、差額が養育費として支払われることとなる。査定額の修正変更の申立て手続も用意されている（算定法 s42、登録徴収法 s75、s80）他、状況によっては、親は算定額からの逸脱を裁判所に申請できる（算定法 s116、117）。親の収入、資産状況や世話時間の変動がある場合は、査定の見直しが行われる（算定法 s75）。

② 当事者間の合意：両親は養育費の金額、支払い方法・頻度等について、自分達で交渉して取決めることもできる。このとき、両親²³の署名入りの文書にて取り交わした内容を厚生福祉庁に届出て受理されることで、公的な「養育費合意（child support agreement）」として認められ、養育費支払債務が登録される（算定法 Part6）。合意内容については、支払い方式等の比較的柔軟な取決めが可能であるが（算定法 s84）²⁴、厚生福祉庁登録のためには、下記の通り、算定法の定める一定の要件を満たす必要がある。つまり、連邦家族法上の養育計画で養育費について取決めた場合、算定法の定める要件を満たして、厚生福祉庁に

²² 子の世話をする親以外の第三者も一定の条件下で申請可能である（登録法 s25A）が、以下の記述は基本的に両親間での養育費支払いについて説明する。

²³ 養育費合意も行政査定と同様、世話をする両親以外の第三者も合意当事者となり得る（算定法 s83）。

²⁴ 例えば、一時金やその他の非定期的支払い（学費等）、一括払い等の取り決めも可能である。

「養育費合意」として登録されれば、後述の通り、(B) 養育費の回収において厚生福祉庁による徴収を利用できることとなる（登録徴収法 s23、(3) 参照）。

算定法は厚生福祉庁の登録対象となる「養育費合意」として、「拘束的養育費合意」(binding child support agreement) と「限定的養育費合意」(limited child support agreement) の2種類を定める（算定法 s81）。

拘束的合意は、内容は自由で、行政査定は不要であるが、合意形成および終了前に、両親それぞれが異なる弁護士から法的助言を得て、証明書（Certificate of Independent Legal Advice）を添付する必要がある（算定法 s80C(2)）。合意内容は変更できず（算定法 s80CA）、合意終了のためには、両当事者が共同で合意を終結させる、新たな合意を締結する、または、裁判所命令による取消しの必要がある（算定法 s80D、s136）。裁判所は、例外的な状況においてのみ合意の取消しを認める。

限定的合意は、作成に際し弁護士からの法的助言は不要であるが、養育費の額は行政査定額を下回ってはならない（算定法 s80E）。厚生福祉庁の用意する養育費合意書の様式²⁵を使用して作成し、届出て、承認を得る必要がある。合意内容は変更できず（算定法 s80F）、合意終了は双方の合意や新たな合意締結がなされた場合、合意から3年以上経過した、または、当初の査定時から収入が15%以上変動した等の一定の条件下で厚生福祉庁に通知した場合、および、裁判所の取消し命令によってのみ可能である（算定法 s80G、s136）。

拘束的合意と限定的合意を比較すると、前者の方が安定的であり、後者は見直しや更なる交渉が必要となることが多く、柔軟な対応が可能とも言える。それでも変更や取消しが困難であることもあり、養育費合意全体として利用は一般的ではないとされる。

③裁判所命令：養育費法制は裁判所利用の抑制を図っており（算定法 s4(2)(c)）、養育費に関して連邦家族法に基づく裁判所命令を申立てられるのは、算定法に基づく行政査定を申請する資格がない場合に限られる（例：成年子(18歳以上)、継子、子自身の申立て等）（算定法 s18、24。連邦家族法 s66E）。養育費命令も、養育費合意と同様に、厚生福祉庁へ届出て登録されると、厚生福祉庁が徴収を行うことができる（登録徴収法 s23、(3) 参照）。加えて、裁判所は厚生福祉庁による行政査定を受けた上での、受取親の希望に基づく一括払いの申立て（算定法 s123）、特別な事情に基づく行政査定からの逸脱の申立て（s116, 117）、行政査定額への不服申立ての控訴審（2024 年行政不服審判所法（Administrative Review Tribunal Act 2024）参照）等、厚生福祉庁の決定を修正・補完するための各種申立てを取扱う。近年は特に、養育費合意について、支払い困難や合意後の特段の事情変更を理由とする取消し命令も増えている（算定法 s136(2)(d)）。

(3) (B-1) 養育費の回収

養育費の回収については、①厚生福祉庁による徴収、または、②私的合意による自主回収

²⁵ <<https://www.servicesaustralia.gov.au/cs1666>>（2025 年 2 月 8 日閲覧確認）

を選ぶことができる²⁶。①厚生福祉庁による徴収は、(A) 養育費の決定が①行政査定による場合、および、②養育費合意または③裁判所命令が厚生福祉庁に届け出られ、養育費支払債務が登録された場合に利用できる（登録徴収法 s23、s24、s24A、(2) 参照）。この場合、受取親は原則として、支払親に直接請求するなどの回収行為はできない（登録徴収法 s30）。②私的回収は、(A) 養育費の決定がいずれの経路による場合でも選択できる。養育費支払債務が厚生福祉庁に登録されていたとしても、受取人の同意があれば、私的回収を選択できる（登録徴収法 s38A、s23(3)、s24A(2)）。なお、(A) ②養育費額を私的に取決めて厚生福祉庁に届出ないまま、当事者間での支払い確保を試みたところ困難が生じた場合も、厚生福祉庁に届出・登録した上で、厚生福祉庁による徴収・対応を受けることができる。

①厚生福祉庁による徴収：厚生福祉庁が支払い親から回収し、厚生福祉庁の口座で管理した上で、全額を受取り親へ毎月送金する（登録徴収法 s76）。支払親からの回収手段は、支払親による定期的な現金支払、銀行口座振替の他、支払親の給与・賃金からの養育費額の源泉徴収（登録徴収法 Part4 Divison1）、各種社会給付（公的年金（登録徴収法 s72AA）、児童手当（登録徴収法 s72AB）、退役軍人給付等（登録徴収法 s72AC）、育児休業給付（登録徴収法 s72AD）等）からの天引きも可能である。両親同士が直接関わる必要がなく、不払いにも直ちに対応できる（(4) 参照）。したがって、両親間の直接の意思疎通が困難な場合、支払い確保に不安のある場合、支払い親が納税申告書の提出を怠る場合、暴力の問題を抱える事案等に適しているとされる。

②私的合意による自主回収：支払いは支払い親から受取り親へ直接行われ、支払い方法・時期等をめぐる協議・記録・管理は全て両親間で行う。両親間に信頼関係が築かれており、直接の交渉が可能な状況であれば、柔軟な管理対応ができることとなる。厚生福祉庁への報告は不要である。

(4) (B-2) 養育費不払いへの強制執行

養育費の不払いが生じた場合は、①厚生福祉庁²⁷、および、③裁判所に強制執行を求めることができる。①厚生福祉庁が強制執行を担うためには、養育費支払債務が厚生福祉庁に登録された上で、厚生福祉庁による徴収を選択している必要がある。もっとも、一度は私的回収を選択したとしても、その後に滞納が発生した場合、養育費支払債務が厚生福祉庁に登録されていれば、厚生福祉庁に強制執行を依頼でき、滞納分（通常は3か月まで、例外的な場合は9か月まで）を遡って回収できる（登録徴収法 s28A）。③裁判所命令は、①厚生福祉庁

²⁶ 2023年7月-2024年6月の年次統計によれば、登録養育費支払い債務（総額420万3千豪州ドル）のうち、厚生福祉庁による回収は49%（196万7千豪州ドル（子ども110万名）、自主回収は51%（223万6千豪州ドル）であった。Services Australia・前掲注（18）p88.

²⁷ 厚生福祉庁の前身である児童扶養局（Child Support Agency）の養育費回収率は91.8%に上った。Australian Government, CSA, *Facts and Figures*, 08-09, Commonwealth of Australia, 2009.
<<https://www.servicesaustralia.gov.au/sites/default/files/documents/facts-and-figures-2009.pdf>>
(2025年2月8日閲覧確認)

が執行を担う場合は厚生福祉庁から申立て（当事者からの申立ては原則不可）、そうでない場合は当事者から申立てることとなる。

① 厚生福祉庁による強制執行：厚生福祉庁は、まずは支払い親との交渉による支払い確保を試みた上で、裁判所よりも幅広く多彩な執行の権限を行使する。具体的には、賃金・給与からの天引きや各種社会給付の差押さえ（(3)と同じ）に加え、税還付金の差押さえ（登録徴収法 s72）などを行う。さらなる手段として、支払親の財産（動産・不動産）の差押さえ・売却、第三債務者からの回収（登録徴収法 s72A）、遅延損害金請求（登録徴収法 s67）、および、不払い親の出国禁止命令（登録徴収法 s72D）も可能である。また、連邦家庭裁判所・州裁判所へ債権回収命令・差押さえ命令等の各種執行命令申立ても行う（登録徴収法 s113等）。

③裁判所による強制執行：厚生福祉庁または受取親は裁判所に対し、養育費支払債務の不履行について、家事事件または民事事件として、連邦巡回家庭裁判所または州裁判所に支払い命令および各種強制執行命令を申立てることができる（登録徴収法 s104、s105、s111B、s113、s113A、算定法 s141、*Deputy Child Support Registrar & Harrison*(1995)20 Fam LR101）。なお、連邦家族法は養育命令違反に対して禁固刑等の制裁を定めるが（Part7 Division13）、厚生福祉庁登録の養育費の不払い自体は裁判所命令違反に該当せず、制裁対象とならない。

オーストラリア・養育計画 サンプル

父親		母親
氏名	および	氏名
(夫/父親)		(妻/母親)
住所		住所

養育計画の日付：

同意により、当事者は下記の点について合意する：

はじめに

1. 本同意書に記載された子どもは、母、父およびその他の拡大家族の愛情、ケア、および親愛を享受するとともに、彼らと過ごす時間の中でこれを経験する権利を有すること、および、
2. このことが、子どもの自尊心、社会的発達、福祉、学業成績、個人的エンパワメント、キリスト教信仰、生活への適応と満足感、および両家族との積極的かつ現実的な交流の展開に寄与すること。

子どもについての諸事項

3. 当該関係から生まれた子どもは、〇〇という名前で、2003年6月20日に〇〇病院で出生し、現在3歳11ヶ月である。
4. 子どもの長期的な世話および成長発達に関するあらゆる事柄について、両親は共同で責任を持つこと。
5. 母親と父親は、子どもの長期的な世話と成長発達について共同の責任を持つが、子どもがそれぞれの世話を受けている間は、それぞれの親が日々の世話と福祉について責任を持つこと。
6. 子どもは母親と一緒に住むこと。

子どもが父親と一緒に過ごす時間

7. 子どもが4歳3ヶ月に達するまでの期間 - 2007年9月20日まで
 - (a) 毎週火曜日と木曜日の午後4時30分から午後6時30分まで。
 - (b) 隔週土曜日の午前10時から午後5時まで。
 - (c) 両当事者が合意したその他の時間。
8. 2007年9月20日から2007年12月20日までの期間

- (a) 毎週火曜日と木曜日の午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで。
- (b) 隔週土曜日の午前 10 時から日曜日の午後 5 時まで。
- (c) 両当事者が合意したその他の時間。

9. 2007 年 12 月 20 日から 2008 年 3 月 20 日までの期間

- (a) 毎週火曜日午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで。
- (b) 隔週金曜日午後 4 時 30 分から日曜日午後 5 時まで。
- (c) クリスマス当日の両当事者が合意した時間帯の 5 時間。合意がない場合は、午後 1 時から午後 6 時まで。
- (d) 学校のクリスマス休暇期間中、両当事者が合意した時間帯で連続 5 日間、合意がない場合は 2008 年 1 月 4 日（金）午前 10 時から 1 月 9 日（水）午前 10 時まで。
- (e) 9(d)で言及された時間が、子どもが父親と通常過ごす隔週末の時間帯から外れる場合、通常の時間は休暇のために一時的に停止され、2 週間後の金曜日の午後 4 時 30 分に再開される。
- (f) 両当事者によって合意されたその他のすべての時間帯。

10. 2008 年 3 月 20 日火曜日から子どもが小学校に入学するまでの期間

- (a) 毎週火曜日の午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで。
- (b) 隔週金曜日の午後 4 時 30 分から日曜日の午後 5 時まで。
- (c) 父親が実質的に一緒にいられる場合、両当事者が合意した通常の学校休暇の半分。合意がない場合、学校が休みになった翌日の午後 5 時から始まる休暇の前半。
- (d) 父親が現在、雇用されている単独親として仕事に従事しているため、学校の学期休暇中に実質不在の場合がある。このような状況が発生した場合、父方の祖母、または父方の叔母などの他の適切な家族が実質的に一緒にいられない場合、学校休暇中の面会は一時的に停止され、通常の隔週の時間帯が継続される。
- (e) 父親または 10 (d)に記載されている者が、10 (d)に記載されているように、日中の間実質不在の場合、父親は学校休暇の 45 日前に母親に書面で通知することを約束する。
- (f) 学校の休暇中、子どもが通常父親と過ごす時間は一時停止され、10(e)に記載されている場合を除き、新学期の最初の金曜日に再開される。
- (g) 当事者間で合意された通り、子どもと父親の誕生日にそれぞれ 4 時間、合意がない場合は、誕生日直後の最初の土曜日の午後 12 時から午後 4 時までとする。
- (h) 父の日が通常の隔週の取決め以外の日に当たる場合は、その前日の夕方 5 時から当日の 5 時まで。
- (i) クリスマス当日は、両当事者が合意した時間帯に 5 時間、合意がない場合は午後 2 時から午後 7 時まで。
- (j) その他、両当事者が合意した時間。

1 1. 子どもが小学校に通い始めた後

- (a) 隔週の木曜日午後 5 時から水曜日午後 5 時まで。
- (b) 両当事者が合意した通常の学校休暇の半分の期間。合意がない場合は、前半の学校休暇の翌日午後 5 時から。
- (c) イースター休暇が通常の学校休暇から外れる場合、2009 年またはその翌年に開始される、母親との年間取決めに締結すること。
- (d) 子どもおよび父親の誕生日の両当事者間で合意された 4 時間。合意がない場合は、誕生日直後の最初の土曜日の午後 12 時から午後 4 時まで。
- (e) 2009 年のクリスマスを母親と共に過ごしてから、クリスマスとボクシングデーを毎年交互に、両当事者が合意した時間帯。合意がない場合、それぞれの日の午前 10 時から午後 7 時まで。

1 2. 子どもが父親と過ごす時間を一時停止すること：

- (a) 子どもの誕生日および母親の誕生日のそれぞれについて、当事者間で合意された 4 時間。合意がない場合、誕生日の直後の最初の土曜日の午後 12 時から午後 4 時まで。
- (b) 母の日が通常の 2 週間ごとの取決め以外の日に当たる場合は、その前日の夕方 5 時から当日の午後 5 時まで。

教育および学校の問題

- 1 3. 両親とも、保護者会、コンサート、運動会など、通常保護者が出席するすべての時間に学校およびプレスクールに参加できるようにすること、および、父親は学校、プレスクールに対し、すべての通信、学校報告書などのコピーを受け取るための切手を貼った返信用封筒を多数提供すること。
- 1 4. 学校の緊急連絡先リストには、両親を平等に誠意をもって登録し、緊急時やその他の深刻な健康問題に関して共同で決定を行うために可能な限りのことを行うこと。
- 1 5. 子どもは、母親の他の子供と同様に、コーフィールドのセント・ブリジット小学校に通い、初等教育を終えるまでそこに留まること。
- 1 6. 両親は必要な学費を支払う資力を考慮し、子どもの最善の利益となるように、共同で、誠意を持って、子どもが通う高校を選択すること。
- 1 7. 父親は、子どもを世話している間に着用する追加の制服を購入すること。
- 1 8. 母親と父親は、それぞれの世話の期間中、子どもに関するすべての医学的診断と治

療の詳細を提供するために、可能な限り早急に、あらゆる妥当なことを行うこと。

19. 母親と父親は、特に子どもを世話する能力に影響を与えるような場合、お互いの健康状態に関するあらゆることを正確に報告し合うことを保証するために、あらゆる妥当なことを行うこと。
20. 母親または父親のどちらかが、子どもの世話を効果的に行う能力に影響を与える程度の怪我や病気によって不能になった場合、その親が通常の親としての責任を再開するのに適していると医学的に判断されるまで、子どもはもう一方の親が世話をすること。
21. 緊急の場合を除き、双方の親は、子どもに関する重要な健康上の問題やその他の懸念に関連する決定を行う前に、もう一方の親に書面で通知するために、あらゆる妥当なことを行う。

子どもが両親と通信を行う時間帯

22. 子どもは両親のどちらかと、電話、Eメール、その他の手段で、好きな時間に自由に連絡を取ることができる。ただし、緊急の場合を除き、両親は週に2回以上、午後5時から午後5時30分までの間、または両親が合意した時間帯に。電話やメールで連絡を取るとは控える。

その子どもは両親のどちらかと、電話、Eメール、その他の手段で、好きな時間に自由に連絡を取ることができます、

ただし、緊急の場合を除き、週に2回以上、午後5時から午後5時30分までの間、または両親が合意した時間帯に電話やメールで連絡を取るとは控える。

23. 子どもに関する問題で両親の意思疎通が困難な場合は、連絡用ダイアリーを共同で購入し、世話の交代時に両親間で渡すこと。本計画書に定める合意のない場合の条項による前に、問題について書面で話し合うことが可能である。
24. 両親が子どもを通じてのメッセージのやり取りを控え、子どもの問題に関して意思疎通を図るために連絡用ダイアリーを善意で使用する。
25. 両親とも 6月に Frankston Family Relationship Centre で父親が手配したメディエーションに出席し、子どもの問題について話し合い、解決することに同意すること。
26. 両親のどちらかが、子どもの住所の変更、または州外への旅行を計画する場合は少

なくとも 30 日前、子どもを連れて行く海外旅行を計画する場合は 60 日前までに書面で通知すること。

27. どちらの親も、子どもをビクトリア州外、または、転校を必要とするような距離へと連れて住まわせないこと。

28. 子どもを一晩中、もう一方の親を第一優先とせずに、他人に世話をさせないこと。

29. 子どもが 13 歳に達した時点で、両親と過ごす時間や生活環境に関する子どもの希望に配慮することを視野に入れ、専門家のメディエーションを通じて本養育合意の見直しを行うこと。

30. 両親双方が、別居後の協働的な養育 (co operative parenting) のスキルを向上させるためにデザインされたモジュールを含む養育コース (例: GordonCare "Stand by Me") に参加し、修了することに同意すること。

31. 将来、本合意について両親間で紛争が生じた場合、両者は善意を持って行動し、法的措置を取る前に専門家によるメディエーションを通じて問題解決を試みることに同意すること。

32. 両親ともに、第 31 条を十分に考慮した上で、裁判所に申し立てる自由があること。

子どもの養育費について

33. Chils Support Agency (※現在は廃止) の査定に従うものとする。

父親：氏名

母親：氏名

署名_____

日付_____

父親

署名_____

日付_____

母親

父親方の弁護士または_____

証人 1

母親方の弁護士または_____

証人 2

Please note that this is an example parenting plan for a young child who predominately lives with the mother. It allows for increased contact with the father as the child gets older. If you are intending to use this plan as a template, read it very carefully before signing! I have changed any text that may require editing to a blue colour, but I may have missed text so again, please double check everything before signing. Credit goes to 'dad4life' (www.familylawwebguide.com.au) for providing the original example.

I hope this is of use to you,

Sean Sullivan
www.australiandivorce.com.au

PS. You will of course want to delete this text if using this as a template.

PARENTING PLAN EXAMPLE

Between

Full name of Father

and

Full name of Mother

(Husband/Father)

(Wife/Mother)

Of Address

Of Address

Date of Parenting Plan :

By Consent the parties agree:

Introduction

1. That the child named in this agreement, has the right to enjoy the love, care and affection of both her Mother, Father and other extended family members and to experience this in time spent with them; and
2. That this will contribute to the maintenance and enhancement of her self -esteem, social development, welfare, academic performance, personal empowerment, Christian faith, adjustment to and satisfaction with life, and the development of positive and realistic interactions with both families.

Children's issues

3. There is [one](#) child from the relationship, [Child's Name](#), born at [Hospital](#) on the [20th of June 2003](#), and currently aged [3 years and 11 months](#).
4. That both parents have joint responsibility for any and all matters relating to the long term care and development of the child.
5. That although the mother and father have joint responsibility for the long term care and development of the child, each parent will retain responsibility for the day to day care and welfare while the child is in their respective care.
6. That the child lives with the [mother](#).

Times the child will spend with [her father](#)

7. Until the child reaches the age of [4 years and 3 months](#) - [20/9/07](#)

- (a) [From 4:30pm until 6:30pm each Tuesday and Thursday.](#)
- (b) [Each alternate Saturday from 10am until 5:00pm.](#)
- (c) [At all other times agreed to by both parties.](#)

8. From [20/9/07](#) until [20/12/07](#)

- (a) [From 4:30pm until 6:30pm each Tuesday and Thursday.](#)
- (b) [From 10am Saturday until 5:00pm Sunday each alternate weekend.](#)
- (c) [At all other times agreed to by both parties.](#)

9. From [20/12/07](#) until [20/3/08](#)

- (a) [From 4:30pm until 6:30pm each Tuesday.](#)
- (b) [From 4:30pm Friday until 5:00pm Sunday each alternate weekend.](#)
- (c) [For a period of five \(5\) hours on Christmas Day at times agreed by both parties, in default of agreement shall be between 1:00pm and 6:00pm.](#)
- (d) [For a period of five \(5\) consecutive days during the normal Christmas school](#)

holidays at times agreed to by both parties, in default of agreement shall commence at 10am on Friday the 4th of January until 10am on Wednesday the 9th of January 2008.

- (e) In the event that the times referred to in clause 9 (d) falls outside the alternate weekend time the child normally spends with the father, then this time will be suspended for the purpose of this holiday time and recommence 2 weeks following at 4:30pm Friday.
- (f) At all other times agreed to by both parties.

10. From Tuesday 20/3/2008 until the child commences primary school

- (a) From 4:30pm until 6:30pm each Tuesday.
- (b) From 4:30pm Friday until 5:00pm Sunday each alternate weekend.
- (c) For half of all normal school holidays as agreed by both parties when the father can be in substantial attendance; in default of agreement commencing at 5:00pm on the day after school breaks for the first half of the holidays.
- (d) Due to the fathers current work commitments as the sole employed parent, there may be times when he is unable to be in substantial attendance during school term breaks. When this situation arises, if no other suitable family member, the Paternal Grandmother or the Paternal Aunt can be in substantial attendance, school holiday contact will be suspended and normal alternate week times will continue and;
- (e) The father undertakes to give notice to the mother in writing 45 days prior to school holidays if he or those mentioned in 10 (c) will be unable to be in substantial daytime attendance as outlined in clause 10 (d).
- (f) That the time the child normally spends weekly with the father be suspended during term break and will recommence on the first Friday of the new school term except in circumstances outlined in clause 10 (e).
- (g) For a period of 4 hours on each of the children's and Father's birthday as agreed between the parties and in default of agreement, from 12 pm until 4:00 pm on the first Saturday immediately following the birth date.
- (h) On father's day from 5:00 pm the evening before until 5:00 pm on the day it falls where Father's day falls outside normal fortnightly arrangements.
- (i) For 5 hours on Christmas day, at times agreed to by both parties, in default of agreement will commence from 2pm until 7pm.
- (j) At all other times agreed by both parties.

11. Once the child has commenced attending primary school

- (a) From 5:00pm Thursday until 5:00pm Wednesday each alternate week.
- (b) For half of all normal school holidays as agreed by both parties, in default of agreement commencing at 5:00pm on the day after school breaks for the first half.
- (c) If the Easter school holiday falls outside the normal school term break, that a year about arrangement is entered into, commencing in 2009 or any following year it first occurs, with the mother.
- (d) For a period of 4 hours on each the child's and Father's birthday as agreed between the parties and in default of agreement, from 12 pm until 4:00 pm on the first Saturday immediately following the birth date.

- (e) Christmas and Boxing Day alternating each year at times agreed to by both parties, commencing Christmas day 2009 with the mother. In default of agreement time will commence at 10am and conclude at 7pm on either day.

12. That the times the child spend with the father be suspended:

- (a) For a period of 4 hours on each of the children's and Mothers birthday as agreed between the parties and in default of agreement, from 12 pm until 4:00 pm on the first Saturday immediately following the birth date.
- (b) On Mothers day from 5:00 pm the evening before until 5:00 pm on the day it falls where Mothers day falls outside normal fortnightly arrangements.

Education and School issues

13. That both parents be able to attend school, Pre-School at all times normally attended by parents, parent teacher nights, school concerts, sports days and the like and the father to provide the school, Pre-School with a number of stamped self addressed envelopes to receive copy's of all correspondence, school reports etc.

14. That both parents be placed on the school emergency contact list equally and in good faith and do all things possible to make joint decisions regarding emergency or other serious health matters.

15. That the child attends [St Bridget's Primary School in Caulfield](#) as the Mother's other children have done and remains there until she completes her primary school education.

16. That the parents choose the high school the child will attend jointly and with good will in her best interests giving regard to both parents ability to pay the fees required.

17. That the father will purchase additional school uniforms to be used while the child is in his care.

Health

18. That the mother and father do all things reasonable as soon as possible to provide details of all medical diagnosis and treatment in relation to the child while in their respective care.

19. That the mother and father do all things reasonable to ensure that they keep each other accurately informed of all things in regard to their state of health, especially where this would impact on her ability to care for the children.

20. That if either the mother or father, are incapacitated by injury or illness to a degree that would impact on their ability to care effectively for the child, then the children would be cared for by the other until that parent is judged medically fit to resume normal parental responsibility.

21. That save in an emergency, both parents do all things reasonable to inform the other in writing prior to making any decisions relating to major health or other concerns in relation to the children.

Times the child communicates with both parents

22. The child should be free to communicate with either parent by phone, email or other means at reasonable times of their choosing, however, both parents will refrain from contacting the child by phone or text more than twice per week, unless in an emergency, at times between 5:00pm and 5:30 pm or any other time agreed to by the parents.

Other issues

23. That in the event that the parents experience difficulty communicating over issues relating to the child, then a communication diary be jointly purchased and passed between the parents at changeover. Issues can be discussed in writing prior to relying on the default clauses contained in this agreement

24. That both parents refrain from passing messages through the child and use the communication diary with good will to communicate in regard to children's issues.

25. That both parents agree to attend mediation arranged by the father at the [Frankston Family Relationship Centre in June](#) to discuss and resolve children's issues

26. That either parent be notified in writing at least 30 days prior to any planned change of residential address of the child or proposed interstate travel and 60 days prior to any proposed overseas travel involving the child.

27. That neither parent will take the child to reside outside the [state of Victoria](#) or to a distance that would necessitate a change of school.

28. That the child should not be placed in the care of another person on an overnight basis without giving the other parent first priority.

29. That a review of this parenting agreement take place via professional mediation when the child reaches the age of 13, with a view to giving consideration to her wishes regarding the time she spends with both parents and her living arrangements.

30. That both parents agree to participate in and complete a parenting course which contains modules designed to help improve skills in co operative parenting after separation such as. (eg. [GordonCare "Stand by Me"](#))

31. That if a dispute arises between the parties over this agreement in the future, that both agree to act with good will and attempt to resolve issues through professional mediation prior to taking legal action.

32. That both parents have liberty to apply to court after due consideration of clause 31.

Child financial Support

33. As per Child Support Agency assessment.

signed.....

Date..... Father

signed.....

Date..... Mother

Father's solicitor or.....

Witness 1

Mother's solicitor or.....

Witness 2

離婚後の子の養育計画に関する韓国の法制度

大阪経済法科大学法学部

金 亮 完

【はじめに】

1. 韓国の離婚制度は、日本と同様に協議離婚と裁判離婚とがある。本報告書の対象である子の養育計画に関する韓国の法制度は、協議離婚におけるそれであるが、必要に応じて裁判離婚についても取り上げている。
2. 別添【資料1】から【資料4】は、「協議離婚意思確認事務及び家族関係登録事務処理指針」（家族関係登録例規第613号・2022年12月23日改正に係るもの）所定の書式である。
3. 法令名の略称
民：韓国「民法」
事務処理指針：「協議離婚意思確認事務及び家族関係登録事務処理指針」

1. 協議離婚時における「子の養育と親権者決定に関する協議書」提出の義務付け

(1) 導入の背景

- ア 1990年代後半に発生したアジア金融危機により韓国の経済状況が危機に瀕したことに伴い、離婚が急激に増加した。とくに未成年の子のいる夫婦が離婚後の子の養育について十分な定めをせずに離婚をし、子の福祉が害されることが社会問題となった。
- イ そこで、いわゆる追出し離婚を防止するために1977年の民法改正により導入された家庭法院による「離婚意思確認」制度（民836条1項）を活用し、家庭法院で離婚意思の確認を受けるまで一定の期間をもうける「離婚熟慮期間」制度（民836条の2第2項。養育すべき子がいる場合には3か月、それ以外の場合には1か月）とともに、離婚後の「子の養育と親権者決定に関する協議書」（以下「協議書」という。）、または、家庭法院の審判書正本および確定証明書の提出が、2007年の民法改正により義務付けられた（民836条の2第4項、837条1項・2項）。

(2) 協議書の内容 【資料1】

- ア 子の親権者および養育者の決定・養育費の負担・面会交流の実施の有無およびその方法
- イ 養育費の負担に関する部分については、協議の内容に問題がないと家庭法院が確認したときは、家庭法院は【資料4】の養育費負担調書を作成しなければならないが、同調書は債務名義となる（民836条の2第5項、家事訴訟法41条）。なお、同調書に基づいて強制執行をするためには、離婚の届出がなされていることを疎明して執行分を付与されなければならない。
- ウ 【資料1】以外の書式は用意されていない。

(3) 協議書の内容の適否

- ア 協議書は、夫婦双方が離婚意思確認の申請をして離婚に関する案内を受けた場合は、離婚意思確認

期日の1か月前までに提出しなければならない（事務処理指針2条3項）。

イ 協議書の内容が子の福祉に反する場合には、家庭法院は補正を命じ、または、職権で子の意思、年齢、父母の財産状況その他の事情を考慮して必要な事項を定める（民837条3項）。

ウ 協議が調わない場合または協議をすることができない場合には、家庭法院は、職権でまたは当事者の請求により、イの事項を考慮して決定する（民837条4項）。

エ なお、上記イ・ウは、離婚意思確認手続の中で行われるものであるが、同手続が裁判（非訟）手続でないことから、家庭法院による職権行使は認められないとの指摘がなされている。

2. 協議書の作成主体・支援体制

(1) 協議書の作成主体

協議であるので、当事者が作成主体であるが、下記(2)のとおり、家庭法院が民間機関と連携しながら協議書作成の支援を実施している。

(2) 支援体制

ア 離婚に関する案内 【資料2】【資料3】

㊦ 協議離婚をしようとする者は、家庭法院の提供する「離婚に関する案内」を受けなければならない、また、家庭法院は、必要な場合には当事者に民間機関の専門相談員の相談を受けることを勧告することができる（民836条の2第1項）。

㊧ 離婚に関する案内は、【資料2】【資料3】の書面のほか、ユーチューブ内の動画「子の養育と親権者決定に関する協議書作成時の注意事項」(<https://www.youtube.com/watch?v=0110bKyjJBI>)、「離婚——わが子をどのように守って世話すべきか」(<https://www.youtube.com/watch?v=GMzgrxYseVw>)が用意されている。

㊨ なお、離婚熟慮期間は、離婚に関する案内を受けた日が起算点となる（民836条の2第2項）。なお、ソウル家庭法院は、㊧の動画をすべて視聴した後に【資料5】の感想文を提出しなければならない、感想文を提出した日を離婚熟慮期間の起算点としているほか、離婚意思確認申請の日から3か月以内に感想文を提出しなかった場合は、離婚意思確認申請が取り下げられうるという運用をしている。

イ 裁判離婚における子の養育案内

㊦ 家庭法院によって対面または動画で実施されている。

㊧ 動画の内容は以下の5つである。

・「離婚——わが子をどのように守って世話すべきか」(<https://www.youtube.com/watch?v=GMzgrxYseVw>)

・「わが子のための面会交流の正しい理解」

(https://www.youtube.com/watch?v=QeymJ_jT7NU&feature=youtu.be)

・「子の養育案内 Part 1 父母と子の心理状態」

(<https://youtube.com/watch?list=PLwMuVovqHwyCJdxNCxnLpUPbdluwJjaa7&v=IGE5zXe7bts>)

・「子の養育案内 Part 2 子の特性と父母の行動」

(https://www.youtube.com/watch?v=160_HT_qFnE&list=PLwMuVovqHwyCJdxNCxnLpUPbdluwJjaa7&index=2)

・「子の養育案内 Part 3 子の福祉のための協議事項」。

(<https://www.youtube.com/watch?v=c16CyYRvqHI&list=PLwMuVovqHwyCJdxNCxnLpUPbdluwJjaa7&index=3>)

㊨ ソウル家庭法院では、㊧の動画をすべて視聴した後に【資料6】の感想文の提出を当事者に義務

付ける運用をしている。

㊤ 「子の養育案内」Part 1 から Part 3 の動画については、以下の国の言語版が用意されている。

- ・ 日本語 (https://m.youtube.com/watch?si=CJFX8duE0ImBXPB_&v=_rItzsM7Muo&feature=youtu.be)
- ・ 英語 (https://m.youtube.com/playlist?list=PLwMuVovqHwyAi3WpJ4G_Jp5gRKv7j4iTE&si=_nQNF2W9SPgzFh7z)
- ・ 中国語 (<https://m.youtube.com/playlist?list=PLwMuVovqHwyC8yCJQ2NhKbNIN9GVN8N18&si=KEM7fIxxhcgOTXxp4>)
- ・ ベトナム語
(https://m.youtube.com/playlist?list=PLwMuVovqHwyCD_UC9WFcywNem57yzRpo1&si=nS7-ayr4QwB-jssE)
- ・ フィリピン語
(<https://m.youtube.com/playlist?list=PLwMuVovqHwyCt8XJ2s6SDSI9xXu0YRSKG&si=ni1VBHKZFDI1k2-5>)

(3) ソウル家庭法院による「協議離婚後見プログラム」

ア ソウル家庭法院は、離婚意思確認の申請をした夫婦のうち、未成年の子のいる夫婦に対して「協議離婚後見プログラム」を実施している。当該夫婦は、離婚意思確認の申請時に履修するプログラムを選択し、熟慮期間内に「協議離婚後見プログラム」のうちの1つを、離婚意思確認期日までに必ず履修しなければならない。履修しなかった場合には、離婚意思確認が遅れることがある。

イ 協議離婚後見プログラムの内容

㉠ 義務面談

- ・ 専門家との面談を通じて離婚の過程における心理的なサポート、子の養育に関する事項の支援が面談の内容である。
- ・ 平日と週末に行われるが、週末は法院以外の場所で行われる。

㉡ 長期相談プログラム

- ・ 再結合または健全な離婚のための専門相談員との夫婦相談、個別相談、父母教育等、当事者の実情に合わせた深度ある相談である。
- ・ 最大7回まで受けることができる。

㉢ 夫婦間の感情治癒プログラム・子の将来のための家族間の意思疎通技術

- ・ チェソンエHD幸福研究所が実施。

㉣ 親子相互作用集団相談

- ・ 「フェッブル・トリニティ相談センター」が実施。
- ・ 子を養育する父母の一方と36か月以上の未就学児童1名のプログラムと、子を養育する父母の一方と小学生1名のプログラムがある。

子の養育と親権者決定に関する協議書

母 姓 名 _____
住民登録番号 _____

1 親権者および養育者の決定（□には✓をつけ、該当する事項を記入してください。）

子の名前	性別	生年月日（住民登録番号）	親権者	養育者
	☐ 男 ☐ 女	年 月 日 (—)	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同
	☐ 男 ☐ 女	年 月 日 (—)	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同
	☐ 男 ☐ 女	年 月 日 (—)	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同
	☐ 男 ☐ 女	年 月 日 (—)	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同

支払人	☐ 父 ☐ 母	支払を受ける者	☐ 父 ☐ 母
支払方法	☐ 定期金		☐ 一時金
支払額	離婚の届出の翌日から子らがそれぞれ成年に達する日の前日まで 未成年者1人当たり毎月 <u>金</u> <u>ウォン</u> (ハングル併記: <u>ウォン</u>)		離婚の届出の翌日から子らがそれぞれ成年に達する日の前日までの養育費に関し <u>金</u> <u>ウォン</u> (ハングル併記: <u>ウォン</u>)
支払日	毎月 日		年 月 日
その他			
支払を受ける口座	() 銀行 口座名義人: 口座番号:		

日 付	時 間	引渡場所	面接場所	その他 (面会交流時の注意事項)
☐ 毎月 _____週目 _____曜日	時 分から 時 分まで			
☐ 毎週 _____曜日	時 分から 時 分まで			
☐ その他				

1. 所得税の源泉徴収票、事業者登録証および事業者所得金額証明願等所得金額を証明するための資料：父・母別に各1通
2. 上記1の疎明資料を添付することができない場合には、父・母の所有する不動産の登記簿謄本または父・母名義の賃貸借契約書、財産税納税領収（証明）証
3. 慰謝料または財産分与に関する合意書がある場合には、その合意書の写本1通
4. 子の養育と親権者決定に関する協議書の写本2通

父： (印/署名) 母： (印/署名)

〇〇家庭（地方）法院		判事確認印
事件番号		
確認日		

子の養育と親権者決定に関する協議書の作成要領

- 未成年の子（妊娠中の子を含みますが、離婚に関する案内を受けた日から3か月または法院が別途定めた期間内に成年に達する子を除きます。）がいる夫婦が協議離婚をするときは、子の**養育と親権者決定**に関する協議書を、確認期日の1か月前までに提出しなければなりません。
- 未成年の子と養子縁組をした場合、実父母の親権が消滅し、養父母が親権者となりますので、実父母は養父母と養子縁組をした子の養育と親権者決定に関する事項を記載してはいけません。
- 離婚意思確認の申請後、養育と親権者決定に関する協議が円滑に行われない場合には、速やかに家庭法院に審判の申立てをしなければなりません。
- 確認期日までに協議書を提出しなかった場合、離婚意思確認が遅れたり、不確認として処理されることがあります。また、協議の内容が**子の福祉**に反する場合には、家庭法院は補正を命ずることができ、補正に応じなかった場合には、不確認として処理されます。
- 離婚の届出日の翌月から未成年の子がそれぞれ成年に達する日の前日までの期間に該当する養育費については、**養育費負担調書**が作成されます。離婚後、養育費負担調書に記載された養育費を支払わなかった場合には、養育費負担調書に基づいて強制執行をすることができます。それ以外の協議事項については、「**別の裁判手続**」により、過料や監置等の制裁を受けることがあり、強制執行を受けることがあります。
- 協議書を作成する前に、家庭法院の相談委員の相談を受けることを勧めます。

1 親権者および養育者の決定

親権者は子の財産管理権、法律行為の代理権等を有し、**養育者**は子と共同生活を営みながら各種の危険から子を保護する役割を果たします。協議離婚をするときは、親権者および養育者は子の福祉を優先的に考慮して父または母の一方、父母共同のいずれかに指定することができ、あるいは、親権者と養育者を別々に指定することもできます（**共同親権、共同養育は、離婚後も父母が円満に協議をすることができる場合**にのみ望ましいものであり、各自の権利・義務、役割、同居期間等を明確に定めておくことによって将来の紛争を予防することができます）。

妊娠中の子については、子の名前の欄に「母が妊娠中の子」と記載し、生年月日の欄には「妊娠〇か月」と記載してください。性別欄には記載する必要がありません。

2 養育費の負担

子に対する養育義務は、親権者であるか養育者であるかを問わず、父母として必ず負担しなければならない法律上の義務です。養育費は、子の年齢、数、父母の財産状況等を考慮して適正な金額を協議で定めなければなりません。経済的能力が全くない場合には、協議により、養育費を負担しないと定めることができます。離婚の届出の前の養育費または成年に達した後の教育費等については、父母が協議して「その他」の欄に記載することができますが、養育費負担調書には記載されませんので、強制執行をするためには別の裁判手続による必要があります。

3 面会交流権の行使の有無およびその方法

民法第837条の2の規定により、離婚後子を直接養育しない父母（非養育親）の一方と子は、互いに会う権利を有しており、面会交流は、子が父母双方の愛情を受け、健やかに成長するために絶対に必要なものです。面会交流の日時は、子の予定を考慮して定期的・規則的に定めることが子の安定的な生活に役立ち、子の引渡場所および時間、面会交流の場所、面会交流時の注意事項（その他の欄に記載します。）を詳細に定

めることによって将来の紛争を予防することができます。

4 添付書類

協議書が子の福祉に合致するか否かを判断するため、父・母の毎月の所得額と財産に関する資料等が必要となりますので、証憑書類を提出してください。

5 その他の留意事項

法院は、協議書の原本を2年間保存した後に廃棄しますので、法院から交付された協議書謄本は、離婚の届出前にコピーをとって保管して下さい。

協議離婚制度のご案内

1 協議離婚制度とは

夫婦間の自由な離婚への合意によって婚姻関係を解消する制度であり、まずは管轄法院で協議離婚意思の確認を受けた後、**双方が署名または捺印**した離婚届書にその確認書謄本を添付して、市（区）・邑・面の長に届出をすることによって離婚の効力が発生します。ここでいう「市」とは、「区」が設置されていない市をいいます。

2 協議離婚手続は

(1) 協議離婚意思確認の申請

ア 申請時に提出すべき書類

① 協議離婚意思確認申請書 1通

- ・夫婦が一緒に作成し、申請書様式は法院の申請書受付窓口にあります。
- ・期日の告知は、電話等で行われることもありますので、申請書に電話連絡先を正確に記載しなければなりません。電話連絡先に変更があった場合には、直ちに法院に届け出なければなりません。

② 夫の家族関係証明書および婚姻関係証明書 各1通

妻の家族関係証明書および婚姻関係証明書 各1通

- ・市（区）・邑・面・洞の事務所で発給しています。

③ 住民登録謄本 1通

- ・住所地を管轄する法院に離婚意思確認申請をする場合にのみ、添付します。

④ 未成年の子（妊娠中の子を含みますが、離婚に関する案内を受けた日から3か月または法院が別途定めた期間内に成年に達する子を除きます。）がいる夫婦は、離婚に関する案内を受けた後、その子の養育と親権者決定に関する協議書1通とその写本2通、または、家庭法院の審判書正本および確定証明書3通を提出しなければなりません。夫婦の双方が出頭して申請をし、離婚に関する案内を受けた場合は、協議書は確認期日の1か月前までに提出することができ、審判書正本および確定証明書は確認期日までに提出することができます。子の養育と親権者決定に関する協議が円滑に行われない場合には、速やかに家庭法院に審判の申立てをし、審判書正本および確定証明書を提出しなければなりません。未提出の場合または提出が遅れた場合は、協議離婚意思確認が遅れたり、不確認として処理されることがあります。

- ・とくに離婚の届出の翌日から未成年の子が成年に達する日の前日までの期間に係る養育費について協議書を作成した場合には、養育費負担調書が作成され、別の裁判がなくとも強制執行をすることができますので、養育費の負担については慎重に協議をしなければなりません。
- ・未成年の子と養子縁組をした場合、実父母の親権が消滅し、養父母が親権者となりますので、実父母は養父母と養子縁組をした子の養育と親権者決定に関する事項を記載してはいけません。
- ・子の養育案内については、ユーチューブに公開されている「離婚——わが子をどのように守って世話すべきか（法院離婚父母教育〔子の養育案内〕動画）」(<https://www.youtube.com/watch?v=GMzgrxYseVw>)を参照してください（ユーチューブに「子女養育案内」と検索します）。

⑤ 離婚届書

- ・離婚届書は、法院に提出するものではなく、市（区）・邑・面の事務所に離婚の届出をするときに

提出するものです。しかし、法院に申請をする際、あらかじめ離婚届書の裏面に記載された作成方法に従って夫婦が一緒に作成して署名または捺印をした後に各自が1通を保管し、離婚の届出時に提出すれば便利です。

- ・届出書は、法院の申請書受付窓口および市（区）・邑・面の事務所にあります。

⑥ 夫婦の一方が外国にいる場合または刑務所（拘置所）に収監中の場合

- ・在外国民登録簿謄本1通（在外公館および外交通商部が発給）、または、収容証明書1通（刑務所および拘置所が発給）を添付します。

イ 申請書を提出する法院

- ・離婚当事者の登録基準地または住所地を管轄する法院に、夫婦の双方が出頭して申請書を提出しなければなりません。
- ・夫婦の一方が外国にいる場合、または、刑務所（拘置所）に収監中の場合に限り、他の一方が単独で申請書を提出して案内を受けることができます。添付書類は申請書の提出時にすべてを添付しなければなりません。

ウ 離婚に関する案内

- ・法院から離婚に関する案内を必ず受けなければならない、相談委員の相談を受けるよう勧告されることがあります。とくに未成年の子の養育と親権者決定については、相談委員の相談を受けた上で協議書を作成することを勧めます。
- ・申請書を受け付けた日から3か月を経過するまでに離婚に関する案内を受けなかった場合には、協議離婚意思確認申請を取り下げたものとみなされます。

エ 離婚熟慮期間の短縮または免除

- ・案内を受けた日から未成年の子（妊娠中の子を含みます。）がいる場合には3か月、成年に達する日の1か月前より前から3か月前までの未成年の子がいる場合には成年に達した日、1か月以内に成年に達する未成年の子がいる場合およびその他の場合には1か月が経過した後に離婚意思確認を受けることができます。家庭内暴力等の急迫の事情によって上記期間の短縮または免除が必要な事由がある場合には、これを疎明して事由書を提出することができます。この場合、相談委員の相談を通じて事由書を提出することができます。
- ・事由書を提出した後7日以内に確認期日の再指定の連絡がない場合には、最初に指定された期日が維持され、これに対しては異議の申立てをすることができません。

オ 申請書の取下

- ・申請書が受け付けられた後も、離婚意思確認を受けるまでは、夫婦の一方または双方は当該申請を取り下げることができます。

カ 協議離婚意思の確認

- ・必ず夫婦の双方が本人の身分証（住民登録証、運転免許証または旅券のいずれか）と判子を持参し、通知された確認期日に法院に出頭しなければなりません。
- ・確認期日に2回にわたって出頭しなかった場合には、確認申請を取り下げたものとみなされますので、再度離婚意思確認の申請をしなければなりません。
- ・夫婦の離婚意思と、未成年の子がいる場合には子の養育と親権者決定に関する協議書または家庭法院の審判書正本および確定証明書が確認されたときは、法院は、夫婦に対し、確認書謄本1通と、未成年の子がいる場合には協議書謄本および養育費負担調書正本、または、家庭法院の審判書正本および確定証明書を1通ずつ交付します。
- ・確認期日までに協議をすることができなかったために家庭法院に審判の申立てをした場合は、確認期日に出頭してその事由を疎明しなければなりません。
- ・法院は、子の福祉のために、子の養育と親権者決定に関する協議について補正を命ずることがで

き、補正に応じなかった場合には、不確認として処理されます。

- ・不確認として処理された場合には、家庭法院に、別途、裁判離婚または裁判による親権者指定等を請求することができます。

(2) 協議離婚の届出

- ・離婚意思確認書謄本は、交付を受けた日から3か月を経過するとその効力を失いますので、届出の意思がある場合には、上記期間内に、当事者の一方または双方が市（区）・邑・面の事務所に確認書謄本を添付した離婚届書を提出しなければなりません。
- ・離婚の届出がなければ離婚は成立せず、上記期間を経過した場合には、再度家庭法院の離婚意思確認を受けなければ、離婚の届出をすることができません。
- ・未成年の子がいる場合には、離婚の届出時に、協議書謄本または審判書正本および確定証明書を添付して親権者指定の届出をしなければなりません。妊娠中の子がいる場合には、離婚の届出の時ではなく、その子の出生の届出の時に協議書謄本または審判書正本および確定証明書を添付して親権者指定の届出をしなければなりません。
- ・確認書謄本を紛失した場合：確認書謄本の交付を受けた日から3か月以内であれば、離婚意思確認申請をした法院から確認書謄本の再交付を受けることができます。
- ・法院は、協議書の原本を2年間保存した後に廃棄しますので、交付された協議書謄本は、離婚の届出前にコピーをとって保管するようにして下さい。

(3) 離婚意思の撤回

- ・離婚意思確認を受けた後であっても、離婚の意思がない場合には、市（区）・邑・面の長に対し、確認書謄本を添付して離婚意思撤回書を提出してください。
- ・離婚届書が離婚意思撤回書より先に受理された場合には、撤回書を提出しても、離婚の効力が発生します。

3 協議離婚の効果は

- ・家庭法院の離婚意思確認を受けて届出をすることによって婚姻関係が解消されます。
- ・離婚後も、子に対する父母の権利と義務は協議離婚にかかわらず存続しますが、未成年の子（妊娠中の子を含みます。）がいる場合には、その子の養育と親権者決定に関する協議書または家庭法院の審判の内容によります。
- ・とくに離婚の届出の翌日から未成年の子が成年に達する日の前日までの期間に係る養育費については養育費負担調書が作成されます。離婚後に養育費負担調書による養育費を支払わなかった場合には、養育費負担調書正本に家庭法院が付与した執行文を添付して、強制執行をすることができます。
- ・離婚する夫と異なる登録基準地の使用を希望する妻は、登録基準地変更の届出を別途しなければなりません。

法院名		事件 番号		担当 裁判部	電話：	確認 期日	1 回：	
						2 回：		
							離婚案内を 受けた事実を 確認する。	☐

協議離婚制度のご案内（在外国民用）

1 協議離婚制度とは

夫婦間の自由な離婚への合意によって婚姻関係を解消する制度であり、在外国民として登録された国民が在外公館の長に協議離婚意思確認申請をし、ソウル家庭法院より離婚意思の確認を受けた後、**双方が署名または捺印した離婚届書**にその確認書謄本を添付して、在外公館の長等に届出をすることによって離婚の効力が発生します。

2 協議離婚手続は

(1) 協議離婚意思確認の申請

ア 申請時に提出すべき書類

- ① 協議離婚意思確認申請書 1通
 - ・夫婦が一緒に作成し、申請書様式は在外公館の申請書受付窓口にあります。
 - ・申請書には常時連絡可能な電話連絡先を正確に記載しなければなりません。電話連絡先に変更があった場合には、直ちに法院に届け出なければなりません。
- ② 夫の家族関係証明書および婚姻関係証明書 各1通
妻の家族関係証明書および婚姻関係証明書 各1通
 - ・市（区）・邑・面・洞の事務所で発給しています。
- ③ 未成年の子（妊娠中の子を含みますが、離婚に関する案内を受けた日から3か月または法院が別途定めた期間内に成年に達する子を除きます。）がいる夫婦は、離婚に関する書面による案内を受けた後、その子の養育と親権者決定に関する協議書1通とその写本2通、または、家庭法院の審判書正本および確定証明書3通を提出しなければなりません。未提出の場合または提出が遅れた場合は、協議離婚意思確認が遅れたり、不確認として処理されることがあります。
 - ・とくに離婚の届出の翌日から未成年の子が成年に達する日の前日までの期間に係る養育費について協議書を作成した場合には、養育費負担調書が作成され、別の裁判がなくとも強制執行をすることができますので、養育費の負担については慎重に協議をしなければなりません。
 - ・未成年の子と養子縁組をした場合、実父母の親権が消滅し、養父母が親権者となりますので、実父母は養父母と養子縁組をした子の養育と親権者決定に関する事項を記載してはいけません。
 - ・子の養育案内については、ユーチューブに後悔されている「離婚——わが子をどのように守って世話すべきか（法院離婚父母教育〔子の養育案内〕動画）」（<https://www.youtube.com/watch?v=GMzgrxYseVw>）を参照してください（ユーチューブに「子女養育案内」と検索します）。
- ④ 離婚届書
 - ・離婚届書は、法院に提出するものではなく、在外公館の長等に離婚の届出をするときに提出するものです。しかし、申請をする際、あらかじめ離婚届書の裏面に記載された作成方法に従って夫婦が一緒に作成して**署名または捺印**をした後に各自が1通を保管し、離婚の届出時に提出すれば便利です。
- ⑤ 夫婦の一方が外国にいる場合または刑務所（拘置所）に収監中の場合
 - ・在外国民登録簿謄本1通（在外公館および外交通商部が発給）、または、収容証明書1通（刑務所および拘置所が発給）を添付します。

イ 申請書を提出する在外公館

- ・離婚当事者の住所地を管轄する在外公館に、夫婦の双方が出頭して申請書を提出しなければなりません。
- ・夫婦の一方が他の外国にいる場合、または、刑務所（拘置所）に収監中の場合に限り、他の一方が単独で申請書を提出して案内を受けることができます。

ウ 離婚に関する案内

- ・在外公館の長から書面による案内を受けることができます。

エ 離婚熟慮期間の短縮または免除

- ・案内を受けた日から未成年の子（妊娠中の子を含みます。）がいる場合には3か月、成年に達する日の1か月前より前から3か月前までの未成年の子がいる場合には成年に達した日、1か月以内に成年に達する未成年の子がいる場合およびその他の場合には1か月が経過した後に離婚意思確認を受けることができます。家庭内暴力等の急迫の事情によって上記期間の短縮または免除が必要な事由がある場合には、これを疎明して事由書を提出することができます。

オ 協議離婚意思の確認

- ・必ず夫婦の双方が本人の身分証（住民登録証、運転免許証または旅券のいずれか）と判子を持参し、居住地を管轄する在外公館に出頭しなければなりません。夫婦の一方が他国に居住している場合には申請当事者だけ出頭します。
- ・夫婦の一方が国内にいるが、ソウル家庭法院の管轄外の住所地に居住している場合、国内居住者は住民登録票謄（抄）本を提出し、住所地を管轄する家庭法院で離婚意思の確認を受けることをソウル家庭法院に申請することができます。
- ・法院は、子の福祉のために、子の養育と親権者決定に関する協議について補正を命ずることができ、補正に応じなかった場合には、不確認として処理されます。
- ・不確認として処理された場合には、家庭法院に、別途、裁判離婚または裁判による親権者指定等を請求することができます。

(2) 協議離婚の届出

- ・離婚意思確認書謄本は、交付を受けた日から3か月を経過するとその効力を失いますので、届出の意思がある場合には、上記期間内に、当事者の一方または双方が在外公館、登録基準地または現在地の市（区）・邑・面の事務所に確認書謄本を添付した離婚届書を提出しなければなりません。ここでいう「市」とは、「区」が設置されていない市をいいます。
- ・離婚の届出がなければ離婚は成立せず、上記期間を経過した場合には、再度家庭法院の離婚意思確認を受けなければ、離婚の届出をすることができません。
- ・未成年の子がいる場合には、離婚の届出時に、協議書謄本または審判書正本および確定証明書を添付して親権者指定の届出をしなければなりません。妊娠中の子がいる場合には、離婚の届出の時ではなく、その子の出生の届出の時に協議書謄本または審判書正本および確定証明書を添付して親権者指定の届出をしなければなりません。
- ・確認書謄本を紛失した場合：確認書謄本の交付を受けた日から3か月以内であれば、離婚意思確認申請をした法院から確認書謄本の再交付を受けることができます。
- ・法院は、協議書の原本を2年間保存した後に廃棄しますので、交付された協議書謄本は、離婚の届出前にコピーをとって保管するようにして下さい。

(3) 離婚意思の撤回

- ・離婚意思確認を受けた後であっても、離婚の意思がない場合には、登録基準地または現在地の市

(区)・邑・面の長に対し、確認書謄本を添付して離婚意思撤回書を提出してください。

- ・離婚届書が離婚意思撤回書より先に受理された場合には、撤回書を提出しても、離婚の効力が発生します。

3 協議離婚の効果は

- ・家庭法院の離婚意思確認を受けて届出をすることによって婚姻関係が解消されます。
- ・離婚後も、子に対する父母の権利と義務は協議離婚にかかわらず存続しますが、未成年の子（妊娠中の子を含みます。）がいる場合には、その子の養育と親権者決定に関する協議書または家庭法院の審判の内容によります。
- ・とくに離婚の届出の翌日から未成年の子が成年に達する日の前日までの期間に係る養育費については養育費負担調書が作成されます。離婚後に養育費負担調書による養育費を支払わなかった場合には、養育費負担調書正本に家庭法院が付与した執行文を添付して、強制執行をすることができます。
- ・離婚する夫と異なる登録基準地の使用を希望する妻は、登録基準地変更の届出を別途しなければなりません。

【資料4】[第19号書式]

○ ○ 法 院
養 育 費 負 担 調 書

事 件 20 号協 協議離婚意思確認申請

父 ○ ○ ○ (住民登録番号)

住所

母 ○ ○ ○ (住民登録番号)

住所

未成年の子 ○ ○ ○ (住民登録番号)

日 時 : 年 月 日 時 分

場 所 : 号協議離婚室

以下のとおり養育費負担に関して協議が調ったことを確認。

(例) 父○○○は、母○○○に対し、この事件による離婚の届出がなされれば、未成年の子らに対する養育費として、離婚の届出の翌日から子らがそれぞれ成年に達する日の前日まで、1人当たり月 ウォンを毎月 日に支払う。

法院主事 (印)
判 事 (印)

【資料5】

協議離婚 子の養育案内動画視聴感想文

事件番号：

姓 名：

1. 「離婚——わが子をどのように見守って世話すべきか」の動画に登場する家族のうち、現在自分の家庭が抱えている困難と同じような困難を抱えている家庭はどれでしたか。その理由は何ですか。

2. 「離婚——わが子をどのように見守って世話すべきか」の動画を通じて知ることができた、離婚後の子の養育に関する新しい情報についてご記載ください。

【資料6】

裁判上の離婚 子の養育案内感想文

事件番号		お名前 (原告／被告)	(署名)
------	--	----------------	------

下記の内容は、あなたがオンライン教育を履修したかどうかを確認するために作成するものです。作成した内容は公開されず、裁判および手続の進行に参考とすることがありますので、案内した教育動画をすべて視聴した後、自筆で誠実に作成してください。

1. 離婚の過程で子を保護し、離婚から生じる好ましくない影響から子を守るためには、父母自身の現在の心理状態を理解して適切な反応を選択することが重要です。離婚を経験するすべての父母が同じ心理的段階を経るわけではありませんが、一般には「衝撃・憤怒・感情の起伏・受容」の段階を経ます。

1－1. では、現在、あなたはどの心理的段階にあると思いますか。

1－2. あなたの感情の状態によって養育または面会交流に困難があるなら、どのような支援が必要だと思いますか。

2. 本案内を通じて、離婚の過程で父母が苦しい状況にあっても、まずは子が父母の離婚に適応し、健やかに成長するよう父母が手助けをすることが重要であることをご理解いただけたと思います。

2－1. 現在、あなたの子について懸念がありますか。ある場合には、もっとも懸念されるのはどのような点ですか。

2－2. あなたが子の適応を手助けするためにできる行動は何だと思いますか。

3. 離婚をしようとする夫婦は、今後誰が主に子の世話をするか（親権者および養育者）、同居しない父母は子とどの程度の頻度でどのように会うか（面会交流）、そして養育費をどのように分担するか等について協議しなければなりません。

3－1. あなたは、親権者および養育者を決定する際にもっとも重要な考慮事項は何だと思いますか。その理由は何ですか。

4. 本案内を通じて知ることができた新しい情報（決心）は何ですか。

台湾における離婚後の子の養育計画

国立台北大学法律学院准教授 黄淨愉

一、養育計画に関する法制度の不足

台湾民法では、離婚を協議離婚及び裁判離婚に分けている。協議離婚は、書面を作成し、2人以上の証人の署名があり、当事者双方が戸籍機関に出頭し離婚届を出せば成立する（1050条、戸籍法34条）。協議離婚では、夫婦が共同で養育計画書を作成する義務は規定されていない。一方、裁判離婚は、調停が成立しなかった場合に、裁判所が離婚を認めるかどうかを判断する（1052条）。裁判所が離婚を認めた場合は、請求または職権により、子の最善の利益を判断基準として、子の年齢、意思、人格的發展、及びフレンドリーペアレントルールなどを斟酌し（1055条の1第1項）、親権（1055条1項）、面会交流（5項本文）を定め、並びに養育費の支払いを命じる（4項、1114条1号、1116条の2）こととなる。すなわち、当事者が離婚を訴えない限り、裁判所は子の養育計画の作成に介入しない。また、いわゆる請求または職権により親権などを定めるとは、養育計画の作成支援を行うことではなく、裁判所が判断するということである。

したがって、台湾において養育計画書の作成は、離婚要件ではない。裁判所はただ、当事者間に争いがあり、判断を求められる際に、調停手続において合意させるよう関与することができるにすぎない。つまり養育計画について合意がなくても、離婚ができる。さらに、訴訟手続に入ると、裁判所が親権などを定める際に、子の最善の利益を考慮するために、ソーシャルワーカーの訪問報告や家事調査官の調査報告を参考にすることができるとされている（1055条の1第2項）。もっとも、それらの任務は報告を完成させることであり、合意形成を促すものではない。そのほか、児童福利聯盟（以下、「児盟」と称する）などの民間団体は家事相談サービスを提供している¹。他方、地方自治体には社会福祉サービスセンターがあり、自ら家事相談サービスを提供し、または案件を民間団体に回している²。それだけではなく、地方自治体は裁判所に家事サービスセンターを設置し、またはその設置を民間団体に委託することができるとされている（少年及家事法院組織法19条の1）。そのため、夫婦の一方または双方が子の養育計画を作成する意思がある場合は、民間団体や地方自治体に支援を求めることができる。

¹ サービス提供者一覧（2024年7月に更新）は、衛生福利部ホームページ：

<https://www.sfaa.gov.tw/SFAA/Pages/Detail.aspx?nodeid=1518&pid=12945>（2025年1月31日にアクセス）を参照されたい。なお、衛生福利部は2004年に、サービス提供者に対し助成金の支給を始めている。

² 衛生福利部は、地方自治体の家事紛争への早期介入を促すために、2020年より、戸籍機関が調査票を配布し当事者のニーズに早く気づくこと、社会福祉サービスセンターが民間団体に案件を紹介・委託することなどの工夫をしてきた。その結果として、2019年から2021年までに、全国で家事相談サービスを提供する民間団体の数は11団体から24団体に増加し、裁判所から委託されるものではない案件の割合は、14.1%から32.9%に上昇している。同部はさらに、2022年より、子の養育計画の作成支援を推進するよう、地方自治体と民間団体との連携を強化することを試みた。詳細は、衛生福利部ホームページ：<https://www.sfaa.gov.tw/SFAA/Pages/Detail.aspx?nodeid=1330&pid=11222>（2025年1月31日にアクセス）を参照されたい。

二、現行法における養育計画書の法的効果

養育計画書の作成は離婚要件ではないため、夫婦の間に養育計画書が作成されていた場合、①双方の自主的な合意によるもの、②一方または双方が民間団体や地方自治体に支援を求め、その支援の下で作成したもの、③裁判所が請求または職権により親権などを定める際に、双方が裁判所の支援の下で作成したものがあると考えられる。①と②の場合に、当事者が作成したのは契約である。一方が契約を履行しない場合、他方は契約の履行を訴え、勝訴判決が確定した後、履行勧告または強制執行を請求することができる。それに対し、③の場合、裁判所が作成したのは調停調書か和解調書であり、合意できない時に下したものは裁定書である。いずれにせよ、債務者が履行しない場合、債権者は直ちに履行勧告または強制執行を請求することができる。

したがって、養育計画書の法的効果は一般の合意と同様である。ただ、子の引き渡しまたは面会交流を命じる債務名義であれば、執行裁判所は間接強制のほかに、直接強制を採ることができることが、法的に認められている（家事事件法 194 条）。とはいえ、実務では、面会交流の直接強制はあまり採られていない³。債務者が間接強制を無視したりする場合には、債権者は面会交流の変更（民法 1055 条 5 項但書）ないし親権の変更（3 項）を裁判所に請求することによって、対抗するしかない。なお、面会交流が円滑に行われるようにするために、深刻な衝突が予見される案件について、ソーシャルワーカーの付き添いでの面会交流を手配することができる。裁判所、主管機関または民間団体が提供する施設で面会交流が行われることとなる⁴。

三、民間団体版の養育計画書

司法院（最高裁判所に相当する）のウェブサイトには、子の養育計画に関する資料として、児盟が作成に携わった「未成年の子の養育計画に関する手引き（原文：未成年子女照顧計画手冊）」及び司法院が作成した「面会交流申立書の範例（原文：酌（改）定會面交往事件（附表）」が掲載されている⁵。当該手引きの内容がさらに児盟に修正され、「自分のためにも、子どものためにも、しっかりと別れる（原文：為自己為孩子好好分手：當孩子永遠的父母）」というパンフレットに集約されている。当該パンフレットは、衛生福利部（厚生労働省に相当する）の助成を受け作られ、同部のウェブサイトにも掲載されている。そこで、本稿では、児盟版の子の養育計画書を紹介し、申立書の範例を補足しつつ、台湾における子の養育計画の内容および特徴について説明することと

³ 筆者が、2024 年 7 月 4 日に児童福利聯盟の李惠娟主任、任欣儀政策課課長にインタビューした際に、わかったことである。なお、法務部「婚姻法律問題權益保障手冊」（2023 年）64-65 頁（<https://www.moj.gov.tw/2204/2528/2529/2530/2533/192444/post>）をも参照。

⁴ 司法院「我要看孩子 !! 申請与未成年子女会面交往」（2019 年）2 頁（<https://www.judicial.gov.tw/tw/dl-51074-99fada530bba4a81a6f28ef60dcca22f.html>）、児童福利聯盟文教基金会「為自己為孩子好好分手：当孩子永遠的父母」（2021 年）18 頁（<https://www.sfaa.gov.tw/SFAA/Pages/Detail.aspx?nodeid=1331&pid=11544>）。

⁵ 司法院ホームページ：<https://www.judicial.gov.tw/tw/cp-105-58171-a547b-1.html>（2025 年 1 月 31 日にアクセス）。なお、当該手引きは、カリフォルニア州高等裁判所・オレンジ郡家庭裁判所サービスセンターの子の養育計画に関する要綱、及びアリゾナ州家庭調停裁判協会の 2011 年サミット計画を参考に作成されたものである。

する。

1. 概要

パンフレットでは、まず養育計画の作成ポイントをまとめている。①児童虐待や家庭内暴力がある場合は、人身安全を最優先に考えなければならないため、養育計画の作成は不要となる。②生活環境、学習環境を安定させるために、子には主となる住居が必要であり、非監護親は面会交流、子の世話や養育費の分担を通じ、子のニーズを満たすべきである。③父母は、連絡帳、電子メール、Google カレンダー、電話、LINE などを利用し、子に関する情報を交換したりコミュニケーションを取ったりすることができる。電話を利用する際に、事前に時間と話題を決め、トラブルを避けるよう心掛ける。④子の成長に伴い、養育計画を調整していく。合意できない場合は、家事相談サービスを利用するか、裁判所に調停を申し立てることができる⁶。次に、子の年齢に応じ、「0 歳から 3 歳未満」、「3 歳から 6 歳未満」、「6 歳から 12 歳未満」、「12 歳から 18 歳未満」（乳児、幼児、小学生、中高生）の異なる段階に分けた「普段の日」の養育計画に関し、その提案を紹介している。

2. 「普段の日」に関する養育計画

小学生段階を例に取ると、注意事項として主に以下の点が挙げられている。①学校の時間割などに合わせながら養育計画を立てる。②子との接触は継続的で規則的にしたほうがよい。③学校や塾を引き渡しの場所として利用すると、トラブルが避けやすい。④監護親は、無断で課外活動を決めたりして面会交流を妨げてはならない。⑤調整が必要な場合、双方は早期に対処すべきである。⑥子といる間に、宿題をさせることや、しつけをすることなどの責任を負う⁷。

養育計画の提案は 3 つあり、いずれも平日及び週末の面会交流が含まれているが、頻度や日数に違いがある（表を参照されたい）。児盟によると、いずれの提案も、父母が近く住んでおり、子の平日の生活に参加したい、または仕事の都合で子の世話を互いにサポートしたい場合に適しているという。それに対し、司法院範例は、毎月 2 回の週末面会交流（宿泊可）に、平日は電話などで親子の絆を深めることを提案しており、父母が遠く住んでいる場合にも適しているといえる。

3. 「冬休みと夏休み」に関する養育計画

休みの日に関し、注意事項は主に以下の通りである。①休みの日や祝日に関する養育計画は通常、普段の日に関するそれに優先する。②計画を作成する際に、学校の年間スケジュールやサマーキャンプの日程を参考にする必要がある。③面会交流の 30 日前までに、他方の親に休暇中のイベントの参加者、目的地、連絡先を知らせるのが望ましい。④数週間の面会交流であっても旅行に行かない場合は、他方の親にも面会の機会を与え

⁶ 児盟・注 4) 18-19 頁。

⁷ 児盟・注 4) 24 頁。

るよう心掛ける。旅行に行く場合は、電話での連絡を増やし、子に連続性、安心感を与えるべきである⁸。

冬休みについては、週交替で同居することが提案されている。それは冬休みが短く、しかも旧正月を挟むことを考慮したためかと考えられる。それに対し、夏休みは長いため、週交替（1週間 x 約4回）で同居するだけでなく、「2週間 x 2回」か「4週間 x 1回」の同居に合意することができるとしている。さらに、連続同居期間に関し年齢要素を考慮し、8歳未満（小学校低学年）の子に対し2週間以内に制限しているが、8歳以上の子に対し4週間から1ヶ月でもよいと、選択肢を増やしている。

他方、司法院範例によると、面会交流の日数を増やすことができるとしながら、学期終了の翌日から面会交流を始めるか、双方で別途取り決めるか、また、休みの日に関する養育計画は普段の日のそれに優先するかどうかを、申立人がチェックマークを入れる形となっている。したがって、面会交流の開始日、期間、回数などについては、児盟の提案と同様に、やはり父母のさらなる合意が必要となる。

4. 「祝日など」に関する養育計画

祝日に関し、注意事項は主に2点ある。①子どもにとって、両親と一緒に祝日を過ごすこと、家族行事に参加すること、より多くの親戚と接することは重要である。②長距離交通手段を利用し家族の集まりに参加する必要がある場合は、面会交流のスケジュールをより柔軟に組む。また、場所が遠い場合は、年度別で面会交流を考えることを薦める⁹。旧正月に関する養育計画の中、提案1はまさに注意事項の②に対応し、長時間の移動による疲れや、短時間の滞在を避けるためのものである。

なお、提案1の「年交替で旧正月を過ごす」か、提案2と提案3の「年交替でまたは毎年同じく、旧正月の前半か後半を過ごす」かは、いずれも公平性を重視している。そのため、「毎年、旧正月の前半を父と過ごし、後半を母と過ごす」という取り決めは、「大晦日から旧暦の1日までは父方の家族と過ごし、2日には母とその実家に帰る」という台湾の伝統的な習慣を打破しておらず、男女不平等の疑いがあるものの、それは合意によるものであり、尊重されるべきである。ところが、司法院範例で採用されている「毎年同じく、旧正月の中の一定期間を子と過ごす」という面会交流の方法は、児盟の提案3に類似しているが、他の選択肢が用意されてないため、柔軟性に欠けるといわざるを得ない。

5. 子の意思への尊重

父母が養育計画を作成・調整する際には、特に15歳以上の子の意思を尊重すべきだと、児盟が考えている¹⁰。司法院範例でも、「上記面会交流の方法と期間は、子が15歳に達した時から、その意向を尊重し、子が面会を望まない場合は強要してはならない」

⁸ 児盟・注4) 30頁。

⁹ 児盟・注4) 33頁。

¹⁰ 児盟・注4) 27、49頁。

との付記が書かれている。そのことから、子が15歳未満の場合、如何に面会交流するかは父母の意思に基づくものだということがわかった。いずれの場合にも、子の意思は、民間団体が提供する家事相談サービスの中や、裁判所が裁定を下す前の訪問調査の中において、聞かれるであろう¹¹。

表 児盟版の養育計画書（6歳から12歳未満）

類型		提案	養育計画の内容	筆者による説明
普段の日		1	甲：土日から1日を選ぶ：__曜日の__時から__時まで、及び__曜日の夕方__時から__時まで 乙：その他のすべての時間	毎週末の1日＋平日1回数時間
		2	甲：毎月から週末を1つか2つ選ぶ：土曜日の__時から日曜日の__時まで、及び__曜日と__曜日の夕方__時から__時まで 乙：その他のすべての時間	月に1-2回週末の2日＋平日2回数時間
		3	甲：毎月から週末を1つ選ぶ：金曜日の__時から日曜日の__時まで、及び__曜日の夕方__時から__時まで 乙：その他のすべての時間	月に1回週末の3日＋平日1回数時間
冬休みと夏休み		1	冬休みか夏休みは、毎週交替で6歳以上の子と同居する	週交替で同居
		2	夏休みは、甲は6-8歳の子と2週間2回不連続で同居する	2週間 x2回
		3	夏休みは、甲は8歳以上の子と4週間連続で同居し、または乙と交替で7月か8月の面会交流を計画する	4週間 x1回
祝日など	旧正月	1	奇数年/偶数年、甲は大晦日の前日（または大晦日）から旧暦の5日まで子と過ごす	年交替で旧正月を過ごす
		2	奇数年/偶数年、甲は大晦日の前日（または大晦日）から旧暦の1日まで、乙は2日から5日まで子と過ごす	年交替で旧正月の前半か後半を過ごす
		3	毎年、甲/乙は大晦日の前日（または大晦日）から旧暦の1日まで、甲/乙は2日から5日まで子と過ごす	毎年同じ旧正月の前半か後半を過ごす
	祝日と旧正月以外の	1	奇数年/偶数年、全ての祝日は甲が子と過ごす	年交替で全ての祝日を過ごす
		2	交替で祝日を子と過ごす。例えば、一方が清明節	交替で祝日を過ごす

¹¹ 注3) 児盟によると、実務では、親権事件について訪問調査が行われているが、面会交流事件については必ずしもそうではない。

	連休		(新暦の4月5日)を子と過ごせば、端午節(旧暦の5月5日)は他方が子と過ごす	す
		3	祝日の日数を均分する。例えば、清明節を含み、春休みが4日間ある場合、一方は最初の2日間、他方は後の2日間を子と過ごす	連休を前半と後半に均分する
		4	特約せず、通常のように面会交流をする	特約がない
	父/母の日		父の日は父、母の日は母が子と過ごすことを原則とする。母の日は父が子と過ごす週に当たる場合、調整は可能とする	主役と過ごす原則
	子の誕生日		双方と一緒に子の誕生日を祝うことを原則とする。出席できない一方は、前もって祝うか、双方が交替で子と過ごす	主役と過ごす原則

説明：本表は、筆者によって児盟の注4パンフレットの25、31、34-35頁を参考に作成された。

6. 養育費と面会交流との関係

児盟は、養育費は面会交流と引き換えにすることができない(面会交流しないから養育費を支払わなくてよいと考えてはならない)と注意喚起している¹²。ちなみに、裁判所は通常、行政院(日本の内閣と各省庁を併せたもの)が毎年発表した地方別一人当たりの平均消費支出額を養育費の計算基準としている¹³。児盟によると、当該基準は各地の物価などを反映するものであり、また、裁判実務でも各案件に応じ支払い額を調整する動きが見られ、例えば、監護親の費やした時間と労力を考慮し、他方により多くの養育費を負担させることがあるという¹⁴。それは、双方の経済力を養育費分担の唯一の判断要素とする民法1115条2項の制約から、解放されている状態といってよい。

以上

¹² 児盟・注4) 40頁。

¹³ 児盟・注4) 43頁。

¹⁴ 注3を参照されたい。

【資料 2】民間団体等からのヒアリング（報告書第 2 の 2 関係）

当事者間における合意形成の観点から、民間での ADR を積極的に実施している「家族のための ADR センター」へのヒアリングを実施した。

当センターでは調停を実施する際、当事者間において「誰かが話している間は最後まで話を聞く」というルールを設けており、話合いの枠組みをきちんと整えることで、同席の話合いが可能となる利点などがある。

1 話合いや取決めについて

ADR の特徴として、紛争性の低いところから話合いができる場であること、こどもにとってよい親子交流が親に負担の無い形でどう実現できるか、それぞれに合った内容で考えられることなどが挙げられた。

合意の際の留意点としては、試行的に数か月実施してみて、条件を決めると双方のイメージが合致して継続しやすくなるといった意見や、大まかに方針だけ決めるほうがよい場合もあれば、内容を細かく決めるほうがよい場合もあり、ケースに応じて使い分ける必要があるといった意見があった。

2 具体的検討と今後の課題

（1）養育費・面会交流についての協議

養育費・面会交流を長期的にこういった形で協議するのかという点に関しては、2～3 年をめどにイメージをすること、これらの期間まで上手くいくと、相手への怒りも沈静化してきて、争わない場合も多くなる傾向があるようである。一方で、こどもが小さい場合などは 2～3 年後を目指して、そこで再協議という形を考える例もある。

親子交流については、こども側の事情で実施できないこともあるので、別居親には「月 1 回交流と決めたら年間 10 回くらい」、同居親には「それでも 10 回は実施すべき、8 回では相手も怒る」など、完璧を求めず、しかし取決めからかけ離れない感覚の一致をさせることが大事であるとの指摘がされた。

（2）弁護士への周知啓発

離婚件数全体から見ると、ADR の件数は多くないが、もっと当事者に利用してもらうためには、ADR の利便性を弁護士に知ってもらうことが重要であるという指摘があり、弁護士に対する周知啓発が必要であるという意見が出された。また、様々な当事者に対応できる法的な知識を弁護士に身につけてもらうことや ADR の調停人となる弁護士の増加が期待されるという意見も出された。

こどものための養育計画書

この養育計画書は、離婚や別居の後もお子さんが健やかに成長できるように、お子さんの養育に必要な事項を父母の間で決めておくものです。作成する前に、必ず「こどものための養育計画書作成の手引き」をよく読んだ上で、父母の間で十分に話し合うようにしましょう。話し合いの際には以下の点にも注意してください。

(話し合いの際のポイント)

- ・ こどもの健やかな成長を第一に考えて計画書を作成しましょう。
- ・ こどもが本心を話せるような環境を整え、こどもの思い・気持ちに耳を傾けましょう。
- ・ 親同士の争いにこどもを巻き込まないように十分に配慮しましょう。
- ・ お互いがこどもの親であることを理解し、相手の意見に十分に耳を傾けましょう。
- ・ こどもを取り巻く環境は成長につれて変わっていくことに注意しましょう。

※ 自分たちだけで話し合うことができるか不安があるという場合には、自治体の相談窓口や弁護士等の専門家、離婚等を専門に扱っているADRなどの民間団体に相談することも検討してみてください。詳しくは「手引き」を御参照ください。

こども			
1	ふりがな		生年月日
	氏 名		年 月 日生
	親権者： 父 ・ 母		
3	ふりがな		生年月日
	氏 名		年 月 日生
	親権者： 父 ・ 母		
2	ふりがな		生年月日
	氏 名		年 月 日生
	親権者： 父 ・ 母		
4	ふりがな		生年月日
	氏 名		年 月 日生
	親権者： 父 ・ 母		

養育費			
支払う側		受け取る側	
[父 ・ 母] は、[父 ・ 母] に対して、次のとおり養育費を支払います。			
	支払期間		金額
子 1	☐ 年 月 日まで ☐ 年 月 日から ☐ 歳に達した後の3月まで ☐ まで		月額 円
子 2	☐ 年 月 日まで ☐ 年 月 日から ☐ 歳に達した後の3月まで ☐ まで		月額 円
子 3	☐ 年 月 日まで ☐ 年 月 日から ☐ 歳に達した後の3月まで ☐ まで		月額 円
子 4	☐ 年 月 日まで ☐ 年 月 日から ☐ 歳に達した後の3月まで ☐ まで		月額 円
振込先		※ 振込み以外の方法により支払うこととする場合には、具体的な支払方法を記載してください。	
※ 振込手数料は、支払う側が負担することとします。			
金融機関		銀行 支店	
口座の種類		普通 ・ 当座	
口座番号			
口座の名義			
その他(特別な費用の負担、ボーナス支払時の加算など)			

親子交流

	親子交流の内容と頻度	受け渡しの場所	父母連絡方法
子1と「父・母」	☐ 宿泊なし（頻度： に 回程度 ）	☐ [父 ・ 母]の自宅近く ☐ 子の最寄り駅 （駅名： ） ☐ その他の場所 （ ） ☐ その都度協議	☐ SNS （ ） ☐ メール ☐ 電話 ☐ その他 （ ）
	☐ 宿泊あり（頻度： に 回程度 ）		
	☐ 長期休暇の過ごし方など		
	☐ その他の交流(ビデオ通話・電話・手紙・SNSなど)		
	☐ その都度協議する		
子2と「父・母」	☐ 宿泊なし（頻度： に 回程度 ）	☐ [父 ・ 母]の自宅近く ☐ 子の最寄り駅 （駅名： ） ☐ その他の場所 （ ） ☐ その都度協議	☐ SNS （ ） ☐ メール ☐ 電話 ☐ その他 （ ）
	☐ 宿泊あり（頻度： に 回程度 ）		
	☐ 長期休暇の過ごし方など		
	☐ その他の交流(ビデオ通話・電話・手紙・SNSなど)		
	☐ その都度協議する		
子3と「父・母」	☐ 宿泊なし（頻度： に 回程度 ）	☐ [父 ・ 母]の自宅近く ☐ 子の最寄り駅 （駅名： ） ☐ その他の場所 （ ） ☐ その都度協議	☐ SNS （ ） ☐ メール ☐ 電話 ☐ その他 （ ）
	☐ 宿泊あり（頻度： に 回程度 ）		
	☐ 長期休暇の過ごし方など		
	☐ その他の交流(ビデオ通話・電話・手紙・SNSなど)		
	☐ その都度協議する		
子4と「父・母」	☐ 宿泊なし（頻度： に 回程度 ）	☐ [父 ・ 母]の自宅近く ☐ 子の最寄り駅 （駅名： ） ☐ その他の場所 （ ） ☐ その都度協議	☐ SNS （ ） ☐ メール ☐ 電話 ☐ その他 （ ）
	☐ 宿泊あり（頻度： に 回程度 ）		
	☐ 長期休暇の過ごし方など		
	☐ その他の交流(ビデオ通話・電話・手紙・SNSなど)		
	☐ その都度協議する		

その他の約束事項など

- ☐ 父母どちらも、親子交流の機会を尊重し、こどもの前で相手の悪口を言わないことを約束します。
- ☐ 交流の方法や頻度等について、こどもとの間だけで約束しないこと、こどもを伝言役にしないことを約束します。

(その他約束事項があれば自由にお書きください。)

例： プレゼント、学校行事等への参加、親族等の立会い、第三者機関の利用など

重要事項の決定方法
【子の生活場所や転居】

	生活場所	転居する際の協議方法
居 所	☐ ①子 は、[父 ・ 母] と同居します。 ☐ ②子 は、前記「親子交流」欄のとおり、交代で監護します。 ☐ ③その他	☐ ①子の転居については、父母の話し合いで決定します。 ☐ ②子の転居については、[父 ・ 母] が決定しますが、事前に[父 ・ 母] に連絡します。 ☐ ③その他

【医療に関する事項】

医 療	☐ ①子 の医療に関する事項は、父母の話し合いで決定します。 ただし、日常的な医療行為（軽微なけがや風邪の治療など）や、緊急の医療行為については、単独で決定できます。
	☐ ②子 の医療に関する事項は、[父 ・ 母] が決定します。 ただし、重要な医療行為については[父 ・ 母] に対しても、連絡をします。
	☐ ③その他

【進学・就職に関する事項】

進 学 ・ 就 職	☐ ①子 の進学・就職に関する事項は、父母の話し合いで決定します。 ただし、日常的な学校とのやり取りや事務手続等は[父 ・ 母] が行います。
	☐ ②子 の進学・就職に関する事項は、[父 ・ 母] が決定します。 ただし、進学・就職に関する重要な事項については[父 ・ 母] に対しても、連絡をします。
	☐ ③その他

【その他の事項】

そ の 他	☐ 子 の ☐ 海外旅行・留学、 ☐ アルバイト、 ☐ その他() ☐ 財産の管理（対象財産： ） については、以下の方法により決定します。
	☐ 子 の ☐ 海外旅行・留学、 ☐ アルバイト、 ☐ その他() ☐ 財産の管理（対象財産： ） については、以下の方法により決定します。
	☐ 子 の ☐ 海外旅行・留学、 ☐ アルバイト、 ☐ その他() ☐ 財産の管理（対象財産： ） については、以下の方法により決定します。

再協議について

- ☐ 以下の場合には、この計画書の内容について、再度話合いの機会を設けることを約束します。
- ☐ 作成から 年が経過したとき
 - ☐ 子 が に進学するとき
 - ☐ 父母のどちらかが再婚するなど生活状況に重大な変化が生じたとき
 - ☐ その他 ()
- ☐ その他(再協議の方法など)

その他(約束事項等を自由にお書きください。)

氏名欄に父母それぞれが署名(又は記名押印)したものを2通作成してください。作成した書面は父母それぞれが1通ずつ大切に保管してください。

作成日 年 月 日

父

母

ふりがな		ふりがな	
氏 名	⑩	氏 名	⑩
住所	〒 電話 メール	住所	〒 電話 メール
勤務先	名称 所在地 〒	勤務先	名称 所在地 〒

こどものための養育計画書

記載例①（母と同居、宿泊ありの親子交流、重要事項は基本的に話し合いで決めることとするケース）

この養育計画書は、離婚や別居の後もお子さんが健やかに成長できるように、お子さんの養育に必要な事項を父母の間で決めておくものです。作成する前に、必ず「こどものための養育計画書作成の手引き」をよく読んだ上で、父母の間に十分に話し合うようにしましょう。話し合いの際には以下の点にも注意してください。

（話し合いの際のポイント）

- ・ こどもの健やかな成長を第一に考えて計画書を作成しましょう。
- ・ こどもが本心を話せるような環境を整え、こどもの思い・気持ちに耳を傾けましょう。
- ・ 親同士の争いにこどもを巻き込まないように十分に配慮しましょう。
- ・ お互いがこどもの親であることを理解し、相手の意見に十分に耳を傾けましょう。
- ・ こどもを取り巻く環境は成長につれて変わっていくことに注意しましょう。

※ 自分たちだけで話し合うことができるか不安があるという場合には、自治体の相談窓口や弁護士等の専門家、離婚等を専門に扱っているADRなどの民間団体に相談することも検討してみてください。詳しくは「手引き」を御参照ください。

こども

1	ふりがな	この まもる	生年月日	2	ふりがな	この あゆみ	生年月日
	氏名	甲野 まもる	2015 年 5 月 1 日生		氏名	甲野 あゆみ	2019 年 8 月 1 日生
親権者： 父 ・ 母				親権者： 父 ・ 母			
3	ふりがな		生年月日	4	ふりがな		生年月日
	氏名		年 月 日生		氏名		年 月 日生
親権者： 父 ・ 母				親権者： 父 ・ 母			

養育費

支払う側

受け取る側

〔父・母〕は、〔父・母〕に対して、次のとおり養育費を支払います。

	支払期間	金額	支払時期
子1	☐ 年 月 まで 2024 年 12 月から ☒ 22 歳に達した後の3月まで ☐ まで	月額 〇万 円	☒ 毎月 25 日に1か月分 ☐ 毎年 月に 月 各 日に 月分ずつ
子2	☐ 年 月 まで 2024 年 12 月から ☒ 22 歳に達した後の3月まで ☐ まで	月額 〇万 円	☒ 毎月 25 日に1か月分 ☐ 毎年 月に 月 各 日に 月分ずつ
子3	☐ 年 月 まで 年 月から ☐ 歳に達した後の3月まで ☐ まで	月額 円	☐ 毎月 日に1か月分 ☐ 毎年 月に 月 各 日に 月分ずつ
子4	☐ 年 月 まで 年 月から ☐ 歳に達した後の3月まで ☐ まで	月額 円	☐ 毎月 日に1か月分 ☐ 毎年 月に 月 各 日に 月分ずつ
振込先 ※ 振込手数料は、支払う側が負担することとします。 金融機関 ○○ 銀行 △△ 支店 口座の種類 普通 ・ 当座 口座番号 ○○○○○○ 口座の名義 コウノ メグミ			
※ 振込み以外の方法により支払うこととする場合には、具体的な支払方法を記載してください。			

その他（特別な費用の負担、ボーナス支払時の加算など）

・子1、2の進学、病気その他特別な事情による費用の負担については、別途協議することとします。

親子交流

	親子交流の内容と頻度	受け渡しの場所	父母連絡方法
子1と 〔父・母〕	☐ 宿泊なし（頻度： に 回程度 ） ☒ 宿泊あり（頻度： 週 に 1 回程度土曜から1泊） ☒ 長期休暇の過ごし方など ・夏休みと冬休みにそれぞれ1週間程度、父親宅で過ごす ☐ その他の交流（ビデオ通話・電話・手紙・SNSなど） ☐ その都度協議する	☒ 〔父・母〕の自宅近く ☐ 子の最寄り駅 （駅名： ） ☐ その他の場所 （ ） ☐ その都度協議	☒ SNS （ ○○○ ） ☐ メール ☐ 電話 ☐ その他 （ ）
子2と 〔父・母〕	☐ 宿泊なし（頻度： に 回程度 ） ☒ 宿泊あり（頻度： 週 に 1 回程度土曜から1泊） ☒ 長期休暇の過ごし方など ・夏休みと冬休みにそれぞれ1週間程度、父親宅で過ごす ☐ その他の交流（ビデオ通話・電話・手紙・SNSなど） ☐ その都度協議する	☒ 〔父・母〕の自宅近く ☐ 子の最寄り駅 （駅名： ） ☐ その他の場所 （ ） ☐ その都度協議	☒ SNS （ ○○○ ） ☐ メール ☐ 電話 ☐ その他 （ ）
子3と 〔父・母〕	☐ 宿泊なし（頻度： に 回程度 ） ☐ 宿泊あり（頻度： に 回程度 ） ☐ 長期休暇の過ごし方など ☐ その他の交流（ビデオ通話・電話・手紙・SNSなど） ☐ その都度協議する	☐ 〔父・母〕の自宅近く ☐ 子の最寄り駅 （駅名： ） ☐ その他の場所 （ ） ☐ その都度協議	☐ SNS （ ） ☐ メール ☐ 電話 ☐ その他 （ ）
子4と 〔父・母〕	☐ 宿泊なし（頻度： に 回程度 ） ☐ 宿泊あり（頻度： に 回程度 ） ☐ 長期休暇の過ごし方など ☐ その他の交流（ビデオ通話・電話・手紙・SNSなど） ☐ その都度協議する	☐ 〔父・母〕の自宅近く ☐ 子の最寄り駅 （駅名： ） ☐ その他の場所 （ ） ☐ その都度協議	☐ SNS （ ） ☐ メール ☐ 電話 ☐ その他 （ ）

その他の約束事項など

- 父母どちらも、親子交流の機会を尊重し、こどもの前で相手の悪口を言わないことを約束します。
- 交流の方法や頻度等について、こどもとの間だけで約束しないこと、こどもを伝言役にしないことを約束します。

（その他約束事項があれば自由にお書きください。）

例： プレゼント、学校行事等への参加、親族等の立会い、第三者機関の利用など

- ・こどもの参観日や学校行事等については交互に参加することに合意します。
- ・こどもの父方の祖父母が親子交流に同席する場合には、あらかじめ父から母に連絡をします。

重要事項の決定方法
【子の生活場所や転居】

	生活場所	転居する際の協議方法
居 所	☒ ①子 1、2 は、[父 母] と同居します。 ☐ ②子 は、前記「親子交流」欄のとおり、交代で監護します。 ☐ ③その他	☒ ①子の転居については、父母の話し合いで決定します。 ☐ ②子の転居については、[父 ・ 母] が決定しますが、事前に[父 ・ 母] に連絡します。 ☐ ③その他

【医療に関する事項】

医 療	☒ ①子 1、2 の医療に関する事項は、父母の話し合いで決定します。 ただし、日常的な医療行為（軽微なけがや風邪の治療など）や、緊急の医療行為については、単独で決定できます。
	☐ ②子 の医療に関する事項は、[父 ・ 母] が決定します。 ただし、重要な医療行為については[父 ・ 母] に対しても、連絡をします。
	☐ ③その他

【進学・就職に関する事項】

進 学 ・ 就 職	☒ ①子 1、2 の進学・就職に関する事項は、父母の話し合いで決定します。 ただし、日常的な学校とのやり取りや事務手続等は[父 ・ 母] が行います。
	☐ ②子 の進学・就職に関する事項は、[父 ・ 母] が決定します。 ただし、進学・就職に関する重要な事項については[父 ・ 母] に対しても、連絡をします。
	☐ ③その他

【その他の事項】

そ の 他	☒ 子 1、2 の ☒ 海外旅行・留学、 ☐ アルバイト、 ☐ その他() ☐ 財産の管理（対象財産：) については、以下の方法により決定します。 ・こどもの海外旅行、留学については、事前に母から父に連絡をすることとします。
	☐ 子 の ☐ 海外旅行・留学、 ☐ アルバイト、 ☐ その他() ☐ 財産の管理（対象財産：) については、以下の方法により決定します。
	☐ 子 の ☐ 海外旅行・留学、 ☐ アルバイト、 ☐ その他() ☐ 財産の管理（対象財産：) については、以下の方法により決定します。

再協議について

■ 以下の場合には、この計画書の内容について、再度話合いの機会を設けることを約束します。

- 作成から 3 年が経過したとき
- 子 が 進学するとき
- 父母のどちらかが再婚するなど生活状況に重大な変化が生じたとき
- その他 (遠方への転勤、海外赴任が必要となったとき)
- その他(再協議の方法など)

その他(約束事項等を自由にお書きください。)

氏名欄に父母それぞれが署名(又は記名押印)したものを2通作成してください。作成した書面は父母それぞれが1通ずつ大切に保管してください。

作成日 2024 年 11 月 30 日

父		母	
ふりがな	この まなぶ	ふりがな	この めぐみ
氏 名	甲野 まなぶ	氏 名	甲野 めぐみ
住所	〒 〇〇〇-△△△△ 〇〇県△△市〇〇町 △△-〇〇-□□ 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 メール 〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp	住所	〒 △△△-〇〇〇〇 〇〇県■市△△町 ●●-■-▲▲ 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 メール 〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp
勤務先	名称 〇〇〇〇株式会社 所在地 〒 〇〇〇-△△△△ 〇〇県■市▲▲町 △△-〇〇-□□	勤務先	名称 株式会社●●●● 所在地 〒 △△△-〇〇〇〇 〇〇県△△市〇〇町 △△-〇〇-□□

こどものための養育計画書

記載例②（父と同居、月数回の親子交流、重要事項の決定について情報提供を合意するケース）

この養育計画書は、離婚や別居の後もお子さんが健やかに成長できるように、お子さんの養育に必要な事項を父母の間で決めておくものです。作成する前に、必ず「こどものための養育計画書作成の手引き」をよく読んだ上で、父母の間に十分に話し合うようにしましょう。話し合いの際には以下の点にも注意してください。

（話し合いの際のポイント）

- ・ こどもの健やかな成長を第一に考えて計画書を作成しましょう。
- ・ こどもが本心を話せるような環境を整え、こどもの思い・気持ちに耳を傾けましょう。
- ・ 親同士の争いにこどもを巻き込まないように十分に配慮しましょう。
- ・ お互いがこどもの親であることを理解し、相手の意見に十分に耳を傾けましょう。
- ・ こどもを取り巻く環境は成長につれて変わっていくことに注意しましょう。

※ 自分たちだけで話し合うことができるか不安があるという場合には、自治体の相談窓口や弁護士等の専門家、離婚等を専門に扱っているADRなどの民間団体に相談することも検討してみてください。詳しくは「手引き」を御参照ください。

こども

1	ふりがな	おつかわ ゆうき	生年月日	2	ふりがな	おつかわ あおい	生年月日
	氏 名	乙川 ゆうき	2011 年 6 月 1 日生		氏 名	乙川 あおい	2016 年 9 月 1 日生
	親権者 : 父 ・ 母				親権者 : 父 ・ 母		
3	ふりがな		生年月日	4	ふりがな		生年月日
	氏 名		年 月 日生		氏 名		年 月 日生
	親権者 : 父 ・ 母				親権者 : 父 ・ 母		

養育費

支払う側 受け取る側

[父 ・ 母] は、[父 ・ 母] に対して、次のとおり養育費を支払います。

	支払期間	金額	支払時期
子 1	2024 年 12 月から □ 歳に達した後の3月まで □ まで	月額 〇万 円	☐ 毎月 日に1か月分 ☒ 毎年 2、4、6、8、10、12月 各 末 日に 2 か月分ずつ
子 2	2024 年 12 月から □ 歳に達した後の3月まで □ まで	月額 〇万 円	☐ 毎月 日に1か月分 ☒ 毎年 2、4、6、8、10、12月 各 末 日に 2 か月分ずつ
子 3	年 月から □ 歳に達した後の3月まで □ まで	月額 円	☐ 毎月 日に1か月分 ☐ 毎年 月 各 日に か月分ずつ
子 4	年 月から □ 歳に達した後の3月まで □ まで	月額 円	☐ 毎月 日に1か月分 ☐ 毎年 月 各 日に か月分ずつ
振込先 ※ 振込手数料は、支払う側が負担することとします。		※ 振込み以外の方法により支払うこととする場合には、具体的な支払方法を記載してください。	
金融機関 〇〇 銀行 △△ 支店 口座の種類 普通 ・ 当座 口座番号 〇〇〇〇〇〇 口座の名義 オツカワ タロウ			

その他（特別な費用の負担、ボーナス支払時の加算など）
・子1、2の進学、病気その他特別な事情による費用の負担が生じた場合には、それぞれその費用の合計額の2分の1を負担することとします。

親子交流

	親子交流の内容と頻度	受け渡しの場所	父母連絡方法
子1と「父・母」	☒ 宿泊なし（頻度： 月 に 〇 回程度） ☐ 宿泊あり（頻度： に 回程度） ☐ 長期休暇の過ごし方など ☒ その他の交流（ビデオ通話・電話・手紙・SNSなど） ・ メールやSNS（〇〇〇）でこどもと直接連絡を取ることに合意します。 ☐ その都度協議する	☐ [父・母]の自宅近く ☒ 子の最寄り駅（駅名： 〇〇駅） ☐ その他の場所（ ） ☐ その都度協議	☐ SNS（ ） ☒ メール ☐ 電話 ☐ その他（ ）
子2と「父・母」	☒ 宿泊なし（頻度： 月 に 〇 回程度） ☐ 宿泊あり（頻度： に 回程度） ☐ 長期休暇の過ごし方など ☒ その他の交流（ビデオ通話・電話・手紙・SNSなど） ・ メールやSNS（〇〇〇）でこどもと直接連絡を取ることに合意します。 ☐ その都度協議する	☐ [父・母]の自宅近く ☒ 子の最寄り駅（駅名： 〇〇駅） ☐ その他の場所（ ） ☐ その都度協議	☐ SNS（ ） ☒ メール ☐ 電話 ☐ その他（ ）
子3と「父・母」	☐ 宿泊なし（頻度： に 回程度） ☐ 宿泊あり（頻度： に 回程度） ☐ 長期休暇の過ごし方など ☐ その他の交流（ビデオ通話・電話・手紙・SNSなど） ☐ その都度協議する	☐ [父・母]の自宅近く ☐ 子の最寄り駅（駅名： ） ☐ その他の場所（ ） ☐ その都度協議	☐ SNS（ ） ☐ メール ☐ 電話 ☐ その他（ ）
子4と「父・母」	☐ 宿泊なし（頻度： に 回程度） ☐ 宿泊あり（頻度： に 回程度） ☐ 長期休暇の過ごし方など ☐ その他の交流（ビデオ通話・電話・手紙・SNSなど） ☐ その都度協議する	☐ [父・母]の自宅近く ☐ 子の最寄り駅（駅名： ） ☐ その他の場所（ ） ☐ その都度協議	☐ SNS（ ） ☐ メール ☐ 電話 ☐ その他（ ）

その他の約束事項など

- 父母どちらも、親子交流の機会を尊重し、こどもの前で相手の悪口を言わないことを約束します。
- 交流の方法や頻度等について、こどもとの間だけで約束しないこと、こどもを伝言役にしないことを約束します。

（その他約束事項があれば自由にお書きください。）

例：プレゼント、学校行事等への参加、親族等の立会い、第三者機関の利用など

・やむを得ない事情により親子交流を実施することができなかったときは、父は、母に対して、代わりの日時を提案して話し合いをすることとします。

・子1、2の誕生日、クリスマス等の特別な機会にプレゼントを渡すことに合意します。

・親子交流に当たって第三者機関の受渡し支援を利用することとし、その費用（利用料、年会費）はそれぞれ2分の1ずつ負担することとします。ただし、親子交流中の交通費、飲食費及び施設利用料等の実費については、母が負担することとします。

・父は、母に対して、各学期の終了時に子1、2の成績表を送付することとします。

重要事項の決定方法
【子の生活場所や転居】

	生活場所	転居する際の協議方法
居所	☒ ①子 1、2 は、 父・母 と同居します。 ☐ ②子 は、前記「親子交流」欄のとおり、交代で監護します。 ☐ ③その他	☐ ①子の転居については、父母の話し合いで決定します。 ☒ ②子の転居については、 父・母 が決定しますが、事前に 父・母 に連絡します。 ☐ ③その他

【医療に関する事項】

医療	☐ ①子 の医療に関する事項は、父母の話し合いで決定します。 ただし、日常的な医療行為（軽微なけがや風邪の治療など）や、緊急の医療行為については、単独で決定できます。
	☒ ②子 1、2 の医療に関する事項は、 父・母 が決定します。 ただし、重要な医療行為については 父・母 に対しても、連絡をします。
	☐ ③その他

【進学・就職に関する事項】

進学・就職	☐ ①子 の進学・就職に関する事項は、父母の話し合いで決定します。 ただし、日常的な学校とのやり取りや事務手続等は 父・母 が行います。
	☒ ②子 1、2 の進学・就職に関する事項は、 父・母 が決定します。 ただし、進学・就職に関する重要な事項については 父・母 に対しても、連絡をします。
	☐ ③その他

【その他の事項】

その他	☒ 子 1、2 の ☐ 海外旅行・留学、 ☐ アルバイト、 ☐ その他() ☒ 財産の管理（対象財産： 子1、2名義の預金 ）() については、以下の方法により決定します。 ・子1、2名義の以下の預金は、父がそれぞれこどものために適切に管理することを約束します。 ① ○○銀行△△支店の普通預金(口座番号・・・、名義・・・) (以下略)
	☐ 子 の ☐ 海外旅行・留学、 ☐ アルバイト、 ☐ その他() ☐ 財産の管理（対象財産：() については、以下の方法により決定します。
	☐ 子 の ☐ 海外旅行・留学、 ☐ アルバイト、 ☐ その他() ☐ 財産の管理（対象財産：() については、以下の方法により決定します。

再協議について

- 以下の場合には、この計画書の内容について、再度話合いの機会を設けることを約束します。
 - ☐ 作成から 年が経過したとき
 - ☐ 子 が に進学するとき
 - 父母のどちらかが再婚するなど生活状況に重大な変化が生じたとき
 - ☐ その他 ()
- その他(再協議の方法など)
 - ・再協議に当たって、いずれか一方がADR(〇〇)の利用を希望する場合には、誠実に対応することを約束します。

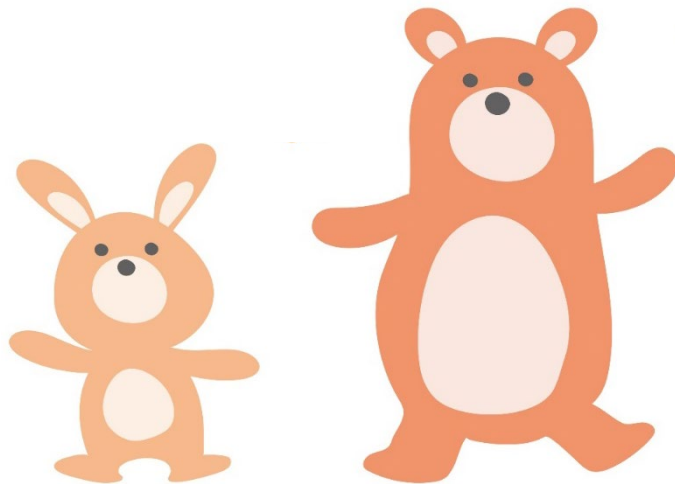
その他(約束事項等を自由にお書きください。)

氏名欄に父母それぞれが署名(又は記名押印)したものを2通作成してください。作成した書面は父母それぞれが1通ずつ大切に保管してください。

作成日 2024 年 11 月 30 日

父		母	
ふりがな	おつかわ たろう	ふりがな	おつかわ はなこ
氏 名	乙川 太郎 	氏 名	乙川 花子 
住所	〒 〇〇〇-△△△△ 〇〇県△△市〇〇町 △△-〇〇-□□ 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 メール 〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp	住所	〒 △△△-〇〇〇〇 〇〇県■市△△町 ●●-■-▲▲ 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 メール 〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp
勤務先	名称 〇〇〇〇株式会社 所在地 〒 〇〇〇-△△△△ 〇〇県■市▲▲町 △△-〇〇-□□	勤務先	名称 株式会社●●●●● 所在地 〒 △△△-〇〇〇〇 〇〇県△△市〇〇町 △△-〇〇-□□

こどものための 養育計画書作成の手引き



目 次

第1	はじめに	3
第2	養育費について	6
1	養育費とは	6
2	養育費の取決め方法	6
	(1) 養育費を支払う者と受け取る者	6
	(2) 養育費の金額	6
	(3) 支払期間について	6
	(4) 支払時期	7
	(5) 支払方法	7
	(6) その他	7
第3	親子交流	9
1	親子交流とは	9
2	親子交流に当たっての心構え	9
3	親子交流の取決め方法	10
	(1) 親子交流の内容・頻度	10
	(2) 受け渡しの場所	11
	(3) 父母の連絡方法	11
	(4) その他の約束事項など	11
第4	重要事項の決定方法	14
1	重要事項の決定とは	14
2	こどもの生活場所や転居	14
3	こどもの医療について	15
4	こどもの進学・就職について	15
5	その他の事項について	16
第5	再協議について	16

第1 はじめに

この養育計画書は、離婚や別居の後もお子さんが健やかに成長できるように、お子さんの養育に必要な事項を父母の間で取り決めておくものです。

離婚や別居は父母双方の生活に大きな変化をもたらすものですが、お子さんにとっても大きなできごとです。両親の離婚や別居を経験したお子さんには、不安や落ち込みなど様々な感情が生じやすいといわれています。

そのような状況の中で、**お子さんの幸せを実現**できるのは、両親をおいてほかにありません。お子さんのおかれた状況はケースバイケースですが、それぞれの状況に合わせて、**両親それぞれが適切な形でお子さんの成長を支えていくことが**、その後のお子さんの健やかな成長と幸せにつながるでしょう。

この計画書では、お子さんの健やかな成長を支えるために必要な事項として「**養育費**」、「**親子交流**」、「**重要事項の決定**」を取り上げています。

お子さんの養育について父母の間であらかじめ話し合っておくことは、お子さんにとって重要であることに加え、長期的に見ると、親自身にとっても、子育ての中で生じる負担を分担したり、相手とのやりとりなどによるストレスを減らしたりすることにもつながるというメリットがあります。

これからの安心や笑顔のためにも、この手引きを読みながら、**お子さんの幸せのためにできること**を考えてみましょう。



この計画書は、お子さんのこれからの健やかな成長と幸せに向けて、それを支える両親に検討していただくものです。それぞれの状況に応じて、必要なサポートも得ながら作成、活用していただきたいと思います。自分たちだけで話し合うことができるか不安があるという場合には、自治体の相談窓口や弁護士等の専門家、離婚等を専門に扱っているADRなどの民間団体に相談することも検討してみてください。また、心身に対する暴力などの被害により安全な話し合いが難しい状況にある場合は、親子の安全と安心を確保するためにも、まずは専門機関に相談しましょう。

—この計画書を作るにあたって、特に配慮していただきたいことを3つ記載します—

1 こども自身の思い・気持ちに耳を傾けること

こどもは両親の離婚や別居の際に様々な気持ちを抱きますが、親のことを気遣って、自分の思いや気持ちを言い出せないことも少なくありません。だからといって親の都合だけで計画書を作成したのではこどものためにはならず、長続きもしません。

難しいことですが、こどもの思い・気持ちに耳を傾けることも求められます。これは親が知りたいことを掘り葉掘り聞いたり、決断を迫ったりすることとは違います。

こどものペースを大事にしながらこどもの様子を見守り、その気持ちに耳を傾けるようにしましょう。

親がそのような姿勢を持ち、こどもが自発的にその本心を話せるような環境を整えることによって、こどもも自分の思いや気持ちを伝えてもよいと思うようになるかもしれません。

また、こどもには両親の状況や今後の見通しをこどもが理解できる言葉で説明することも大切です。

詳しくは、法務省が作成した離婚を考えている方に向けた動画の中の「3. こどものためにできること」の[チャプター](#)をご覧ください。



2 親同士がこどもを巻き込んで争うことがないようにすること

こどもは両親の言葉や態度を敏感に感じ取っています。別居や離婚の際に両親の争いにさらされることによって、こどもの成長、発達に悪影響が生じる可能性があることが、国内外の多くの研究で分かっています。

この計画書を作るために、こどもを争いに巻き込んでしまっては本末転倒です。また、③のとおり、こどもの発達や成長によって、望ましい形も変わってきます。

書面を作ること自体を目的にするのではなく、相手も（自分と同じく）こどもの親であるということを尊重し、その意見や子育てに関する考え方にも耳を傾け、こどもの成長を支えることができるような親同士の関係を目指しましょう。



3 成長するにつれて環境は変わっていくこと

こどもが成長するにつれて周囲の環境も変わっていきます。例えば、小学生であったこどもが中学校に進学することによって、**生活のリズムや友人関係が変化**したり、新たな**部活や習い事**などに熱中するようになるかもしれません。

こどもの成長にとっては、こうした**学校生活や友人との交流**も、親との関わり合いと同様に欠かせないものです。

いったん取り決めたことも、**事情や環境の変化**に伴い、当初の計画書どおりにいかなくなることも生じるでしょう。そのような場合にも、「計画書が守られていない」として相手を責めるのではなく、**こどもの状況に合わせて柔軟に話し合う姿勢**を持つことが大切です。



*これらの点を理解した上で、次の点を一つ一つ確認しながらチェックを付けてみてください。

- ☐ こどもの健やかな成長を第一に考えて計画書を作成します。
- ☐ こどもが自分の思い・気持ちを伝えられるよう、こどもが本心を話せるような環境を整え、こども気持ちに耳を傾けます。
- ☐ 親同士がこどもを巻き込んで争うことがないように十分に配慮します。
- ☐ お互いがこどもの親であることを尊重し、話し合いを拒否したり自分の意見を一方的に押しつけたりせず、相手の意見に十分に耳を傾けます。
- ☐ こどもを取り巻く事情や環境が変わっていくことを理解し、今後も柔軟に話し合う姿勢を持ちます。

⇒以上の項目にチェックを付けた上で、次ページ以降の具体的項目に進んでください。



法務省が作成した離婚を考えている方に向けた動画では、離婚によって親子が受ける影響、お子さんへの関わり方、親子交流や養育費など、離婚の際に知っておくとよいことを解説しています。まずはお子さんの目線で離婚や別居について考えてみましょう。



具体的な相談先は、こちらの**[法務省ウェブサイト](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00013.html)**を御参照ください。

【悩んだときは専門家に相談してください】

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00013.html

第2 養育費について

1 養育費とは

養育費とは、こどもを監護・教育するために必要な費用のことをいいます。一般的には、経済的・社会的に自立していないこどもが自立する（例えば、大学等を卒業する）までに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。



養育費は、こどもの健やかな成長のために大変重要なものです。離婚に伴って、こどもと離れて暮らすこととなった親であっても、また、こどもの親権者ではなくなった親であっても、引き続きこどもとの関係を大切にし、その成長を支えるためにも、養育費について話し合ってお取り決めておくようにしましょう。

2 養育費の取決め方法

こどもが新しい生活をスムーズに始められるよう、養育費については金額や支払方法などを具体的に決めておくことがよいでしょう。

(1) 養育費を支払う者と受け取る者

誰が誰に対して養育費を支払うかを明確にしておく必要があります。書式の「支払う側」、「受け取る側」に必ず丸印を付けてください。

(2) 養育費の金額

養育費は、こどもが日常生活を送る中で日々必要となるものですので、まずは1か月当たりの金額を決めておくといよいでしょう。具体的な金額については、こどもの生活状況や父母の収入等に応じて、話し合いによって決めることが必要ですが、その際には、裁判所が公表している「養育費算定表」が参考になります。

(https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/H30shihou_houkoku/index.html)

この算定表は、家庭裁判所の実務においても参考にされているものですが、養育費の金額はそれぞれの事情に応じて決められるものですので、飽くまで算定表は目安であるということに注意してください。

(3) 支払期間について

いつからいつまで養育費を支払うかを必ず決めておくようにしましょう。

支払の始期については、例えば、計画書を作成した月又はその翌月からとすることが考えられます。

支払の終期については、養育費はこどもが自ら働いて経済的に自立するまで支払う必要があるものですので、成年に達したからといって終了するとは限りません。大学等への進学の可能性なども踏まえて、こどもが経済的に自立するために十分な期間を定めておくようにしましょう。

具体的には「〇年〇月まで」とか「子が22歳に達した後に初めて到来する3月まで」などと定めておくことが考えられます。

(4) 支払時期

毎月の養育費を支払う期限を決めておくようにしましょう。例えば、1 か月ごとに支払うことにする場合には、「毎月●日に」と定めておくようにしましょう。数ヶ月分をまとめて支払うような場合には、例えば「毎年2、4、6、8、10、12月の各●日までに2か月分」と合意をしておくことが考えられます。

(5) 支払方法

養育費をどのような方法で支払うかを決めておくようにしましょう。後のトラブルを避けるためには、支払履歴が残る方法（金融機関への振込みなど）によることが望ましいです。他の方法によることも可能ですが、そのような合意をする場合には、具体的な方法を明記しておくようにしましょう。

(6) その他

そのほか養育費については次のような取決めをしておくことも考えられます。

ア 特別な費用の負担（進学や病気等）

月額で定める養育費には、公立学校の教育費や通常の治療費などこどもの日常生活に必要な費用が含まれていますが、こどもの進学や病気等に伴って、それだけでは対応できないような特別な出費が発生することもあります。

こうした特別な費用については、今後も連絡や話し合いがスムーズにできる間柄・関係にあるのであれば、柔軟に対応できるように、その都度話し合って負担を決めることとしておくことも考えられます（例①）。

他方で、何度も話し合うことによるトラブルやストレスを避けたいという場合には、あらかじめ負担の割合を決めておくことも考えられるでしょう（例②）。

また、例えば、こどもの年齢や就学状況等から、今後大学への進学が見込まれているようなケースでは、入学金や授業料について、詳細に合意をしておくことも考えられます（例③）。

例① 特別な費用が発生した場合には、その都度話し合うこととする場合

「子●の進学、病気その他特別な事情による費用の負担については、別途協議することとします。」

例② 特別な費用についてあらかじめ負担の割合を決めておく場合

「〇〇は、子●の進学、病気その他特別な事情による費用の負担が生じた場合には、その費用の合計額の2分の1を負担することとします。」

例③ 大学の進学費の負担について詳細に合意する場合

「〇〇は△△に対し、子●が大学等（専門学校や短期大学を含む。）に進学した場合には、その入学金及び授業料（の●●%に相当する金員）を、毎年3月末日までに支払います。△△は〇〇に対し、入学金や授業料の金額が分かる資料を交付します。」

イ 毎月の支払額を変動制にする場合（ボーナス支払時の加算等）

前記2(2)のとおり、養育費の額については、まずは月額で定めておくことが望ましいです。もっとも、例えば、収入の状況によっては、ボーナスの支払月に多めに支払い、その分だけ他の月については金額を抑えておく方がスムーズに支払ができることもあるでしょう。



こうした取決めをする場合には、「金額」欄には基本となる金額を記載しつつ、「その他」欄に、「養育費の金額については、毎年7月と12月にそれぞれ●万円を加算します。」などと、具体的な月と加算する金額を記載するとよいでしょう。

第3 親子交流

1 親子交流とは

親子交流とは、こどもと離れて暮らしている親が、**こどもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること**をいいます。

こどもは、両親の離婚を経験する中で、「自分が悪いことをしたのではないか?」、「自分を嫌いになっていなくなってしまったのではないか?」などと不安な気持ちになることもあります。



親子交流は、父母それぞれの立場から「あなたが悪いのではない」、「離れて暮らしているけれど、どちらの親もあなたのことを大切に思っている」という気持ちを伝えていく一つの方法です。

また、親子交流は、こども自身が、父母との離別という事態を乗り越えて、離れて暮らす親の愛情や信頼を確かめ、自己のアイデンティティーを確立し、いつでも両親に寄り添ってもらえるという安心感ももたせてくれることが期待されます。適切な形での親子交流を通じて、こどもと離れて暮らしている親も、こどもの養育に関わり、親としての責任を果たしていくことが、こどもの健やかな成長と幸せにつながるでしょう。

親子の安全・安心を確保することができないなど親子交流をすることがこどもの利益に反する場合において、親子交流を推奨するものではありません。

2 親子交流に当たっての心構え

親子交流は、こどもにとって楽しい時間を過ごすためのものですので、**同居親も別居親もお互いの悪口を言わない**ということに注意してください。こどもは、一方の親から他方の親の悪口を聞かされると、自分が責められているように感じたり、どちらかの親の味方をしないといけないと感じて、苦しい気持ちになることがあります。こどもにとっては、二人ともかけがえのない親です。こどものためにも、こどもの前では言い争うことがないようにしましょう。

また、本来親同士で話し合うべきことについて、**こどもを間に挟まないようにすること**も大切です。こどもは親の板挟みになると、困ってしまいます。他方の親に連絡すること

なく、こどもとの間で勝手に約束したり、**こどもに他方の親に対する伝言をさせたりしない**ようにしましょう。

養育計画書の書式の「その他の約束事項など」には、こうした注意事項を記載していますので、お互いに確認の上、チェックを付けてください。

3 親子交流の取決め方法

親子交流は、こどもの健やかな成長のためにとても大切なものですが、こどもにとって望ましい親子交流を行うためには**父母双方の理解と協力**が欠かせません。親子交流の方法、時期、回数等については、こどもが安心して親子交流を楽しめるように、こどもの年齢、健康状態、生活状況等を考えながら無理のないように決めることが大切です。

(1) 親子交流の内容・頻度

親子交流の方法には、直接会って交流する方法（**直接交流**）のほかに、ビデオ通話、電話、手紙、メール、SNS等を通じて交流する方法（**間接交流**）もあります。

直接交流については、その内容（日帰りか宿泊か）や頻度（週●回、月●回など）を決めておくといよいでしょう。

間接交流については、その方法や時間等を決めておくといよいでしょう。定期的な交流のほかにも、**夏休みなどの長期休暇**をどのように過ごすかについてあらかじめ話し合っておくことも考えられます。

もちろん、これらを組み合わせることも可能ですので、例えば、日帰りの親子交流を定期的に行いつつ、長期休暇については○泊の宿泊をするといった取決めをすることもできます。

内容や頻度をどの程度具体的に決めておくべきかは、それぞれの間柄（関係性）やこどもの状況によっても異なります。特に、こどもは、成長するに伴って**取り巻く環境が変化**していきます。例えば、**部活や習い事**を始めたことによって決められた時間に親子交流をすることが難しくなることもあるかもしれません。

今後も連絡や話合いが十分にできる間柄（関係性）にあるのであれば、余り詳細に決めすぎない方がこどもの生活状況や急な事情変更（こどもの体調悪化など）に柔軟に対応できます。このような場合には「**その都度協議する**」、「**○に○回程度**」などと抽象的に決めておくほうがよいでしょう。

他方で、方法や頻度等をあらかじめ詳細に決めておいた方がスムーズに交流ができ

るという場合には、例えば「〇に〇回、〇曜日午前〇時から午後〇時まで」などと具体的な日時、交流の時間を決めておくことも考えられます。

また、こどもが低年齢である場合は、こどもの体力や心身の状況を考慮して、こどもの負担とならないように交流の時間等に配慮する必要があります。比較的高年齢のこどもの場合は、塾・部活・習い事・交友関係等に配慮して、ゆとりをもった概括的な取決めが適していることもあります。

なお、急な事情変更に対応するためには、例①のように代替日の提案について約束をしておくことも考えられます。

例① 代替日の提案

「やむを得ない事情により親子交流を実施することができなかったときは、〇〇は、△△に対して、代わりの日時を提案して話し合いをすることとします。」

(2) 受け渡しの場所

親子交流を開始する際、終了する際に、こども又は他方の親とどこで待ち合わせをするかをあらかじめ決めておく、親子交流をスムーズに行うことができるでしょう（受け渡しについて第三者機関のサポートを受ける場合については、後記(4)参照）。

(3) 父母の連絡方法

親子交流の日時場所の連絡や、こどもの体調悪化など突発的な事情に対応するために、親同士の連絡方法をあらかじめ決めておくようにしましょう。

(4) その他の約束事項など

親子交流については、他にも以下のような項目について約束をしておくことが考えられます。

ア プレゼントやお小遣い

こどもと離れて暮らす親からのプレゼントやお小遣いは、常識的な範囲のものであれば、適切な親子交流の方法の一つとなるでしょう。



プレゼントやお小遣いは必ず決めておかなければならないものではありませんが、お互いの監護教育の方針には様々な考え方がありますので、トラブルを避けるためにはあらかじめ大まかな約束事について取り決めておくことも考えられます。一例として、例②のようにプレゼントやお小遣いを渡すタイミングを決めておくことが考えられます。

例② プレゼントのタイミングについて取り決める場合

「〇〇と△△は、△△が子●の誕生日、クリスマス・・・等の特別な機会にプレゼントを渡すことに合意します。」

イ 学校行事等への参加

こどもの年齢や就学状況に応じて、こどもの授業参観や運動会、文化祭など学校行事への参加について話し合いをしておくことが考えられます。

こうした学校行事は、こどもと離れて暮らす親からすると、こどもの成長を見守るための機会となりますが、あらかじめ話し合いをしておかないと親同士のトラブルとなる可能性もあります。例えば、交互に参加することとする場合には例③のように取り決めておくことが考えられます。

例③ 父母が交互に行事等への参加をすることとする場合

「〇〇と△△は、こどもの参観日や学校行事等について交互に参加することに合意します。」

ウ 親族等の立会い

親子交流の際に、親の親族（こどもの祖父母等）が同席するかどうかが問題となることがあります。特に同席について支障がないのであれば、あえて特別に取決めをする必要はありませんが、親族の同席について意見が異なる場合には、例④、例⑤のように事前連絡や回数等についてあらかじめ取り決めておくことが考えられます。

例④ 祖父母の立会いについて事前に同居親に連絡することとする場合

「こどもの祖父母が親子交流に同席する場合には、あらかじめ〇〇に連絡をします。」

例⑤ 祖父母等の立会いについて回数等を決めておく場合

「こどもの祖父母が親子交流に同席するのは年に〇回とし、それを超える同席が必要な場合には、あらかじめ〇〇に連絡をして承諾を得ることとします。」

エ 第三者機関（親子交流支援団体）を利用する場合

こどものために親子交流を実施すること自体は前向きに考えていても、相手との様々なやり取りに不安やストレスを抱えている方もいらっしゃるかもしれません。

そのような場合には、民間の親子交流支援団体のサポートを利用することもできます。親子交流支援団体では、連絡の仲介や親子交流の付き添いを行うなどの活動を行っています。親子交流支援団体については、法務省の [ホームページ](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00286.html) (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00286.html) において、「親子交流支援団体等の一覧表」(※) を公表していますので、参考にしてみてください。

なお、親子交流支援団体による支援としては、例えば、父母間の連絡調整（具体的な日時や場所等を決めるための連絡を代わりに行う）、受渡し支援（こどもの受渡しを代わりに行う）、見守り支援（親子交流の場に付き添い、親子交流を見守る）などがありますが、その支援の内容は団体によって様々です。

親子交流支援団体を利用する場合には、その支援の内容、条件や費用等について合意をしておくことが考えられますが、そのような取決めをする際には必ず事前に当該団体に連絡をして支援内容等を確認し、利用の申込み等の手続をするようにしてください。

(※) なお、この一覧表は、法務省ホームページへの掲載を希望された親子交流支援団体等を掲載したものであり、全ての親子交流支援団体等が掲載されているものではありません。親子交流支援団体等は、民間の団体や個人であり、公的機関が運営するものではありません。また、法務省が親子交流支援団体等の活動内容を調査したり、保証したりするものでもありません。

オ こどもに関する情報提供

離れて暮らす親にとっては、こどもの健康状態、学校生活、生活状況や成長ぶりなど、こどもの日々の暮らしの様子が分からずに、不安を抱く場合もあるかもしれません。

このような場合には、一緒に暮らす親から、定期的にこどもの写真、様子・成長ぶり、大切なイベントなどの情報提供があると安心できるでしょう。



もっとも、このようなこどもの情報提供は、父母がこどもの利益のために情報を共有することで、こどもに対する責任を果たし、円滑な協力をするためのものであって、争いの手段や道具とすべきものではありません。この点に十分に配慮して、こどもの成長のためのルール作りをするよう心掛けてください。

第4 重要事項の決定方法

1 重要事項の決定とは

未成年のこどもの監護教育（こどもの世話や教育・医療など）や財産の管理については、法律上、親権者が、こどもの利益のために、権利を有し、義務を負うとされています。もっとも、親権者でないからといって、こどもの養育に一切関与できないということではありません。また、親権者であるからといって、こどもの養育に全ての責任を負わなければいけないというわけでもありません。

親権者をどのように定めるにせよ、父母それぞれが、こどもにとって一番望ましい形でこどもの養育に関わることが重要です。こどもの成長を支えるためには、特に、こどもの住む場所、医療、進学・就職などの重要な事項について、両親で話し合う機会を設けたり、あるいは、何らかの形でこどもと離れて暮らす親とも情報を共有することが、こどもにとっても望ましいことがあるでしょう。

そこで、以下では、このような重要事項の決定方法についての取決め方を説明します（なお、最終的に話し合いがまとまらない場合は親権者がこれらの重要事項を決めることになります。また、心身に対する暴力等のおそれがある場合には、父母の話し合いや情報共有が強制されるものではありません。そのような場合は専門機関に相談することも検討してみてください。）。

2 こどもの生活場所や転居

離婚や別居の後、こどもがどこで誰と生活するかは、当然のことながら、今後のこどもの生活にとって大切です。十分に話し合った上で決めるようにしましょう。こどもが父母のどちらかと同居する場合には「生活場所」欄の①にチェック等を入れてください。



父母が交代でこどもの面倒をみるなど監護（子育て）の分担をするような場合（例：平

日は一方の家、土日は他方の家など）には同欄の②にチェックを入れつつ、「親子交流」の「宿泊あり」欄等を利用して、具体的にどちらがどのようにこどもの面倒を見るのかを記載してください。

また、こどもの進学や同居親の転勤等に伴って、こどもの転居が必要となる場合があります。**転居する際の協議方法**についてもあらかじめ話し合っておくとよいでしょう。こどもの転居については、例えば、「**転居する際の協議方法**」欄の①のように、父母の話し合いで決めることが考えられるほか、同欄の②のように、父母のどちらかが決めることとしつつ事前に転居先を連絡することも考えられますので、よく話し合った上で、チェックを入れてください。**その他の合意をする場合**には同欄の③にチェックを入れつつ具体的な協議方法について記載をしてください。

3 こどもの医療について

未成年のこどもの医療についてどのようなことを取り決めておくかは、こどもの健康状態や持病の有無等によっても変わりますが、例えば、大きな手術など、**こどもの健康に大きな影響を与えるもの**については、（ア）父母の話し合いで決めることとする、（イ）父母の一方が決めることとしつつその内容については他方にも連絡をするといった取決めをしておくことが考えられます。他方で、軽微な怪我や風邪の治療などの日常的な医療に関する事項や、突発的な事態が生じた場合の緊急の医療は、父母のいずれかが単独で決めることとし、後できちんと説明や連絡をすること等を取り決めておく方が、こどもにとっては望ましいでしょう。

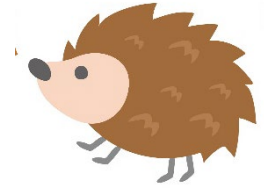
「医療」欄の①は、こどもの医療については、父母の話し合いで決めることとしつつ、**日常的な医療行為**（軽微なけがや風邪の治療などのケース）や**緊急の医療行為**（話し合う時間的余裕がないケース）については、父母のどちらも単独で決めることができるものです。同欄の②は、こどもの医療については父母の一方が決めることとしつつ、重要な医療行為については、他方にも連絡することを約束するものです。

4 こどもの進学・就職について

未成年のこどもの進学・就職の決定は、こどもの将来に大きな影響を与える出来事です。こどもの年齢や就学状況などにもよりますが、（ア）父母の話し合いで決めることとする、（イ）父母の一方が決めることとしつつ、その内容については他方にも通知するといった取決めをしておくことが考えられます。もっとも、（ア）による場合であっても、日常的に発生する学校とのやり取りや事務手続などはどちらか一方が行うこととしておいた方がよい場合

も多いでしょう。

「進学・就職」欄の①は、こどもの進学・就職についての事項は、父母の話し合いで決めることとしつつ、**日常的に発生する学校とのやり取りや事務手続など**はいずれか一方が行うこととするものです。「進学・就職」欄の②は、こどもの進学・就職に関する事項は、父母の一方が決めることとしつつ、重要な事項については他方にも連絡することとするものです。



5 その他の事項について

以上のほかに父母の間であらかじめ話し合っておくことが考えられる事項として、①**海外旅行や留学**、②**アルバイト**、③**こども名義の財産の管理**などがあります。

これらの事項についてもあらかじめ協議方法を決めておくこととする場合には、前記3や4の医療、進学・就職などの欄を参考に、その内容を記載してください。上記①から③まで以外の事項で特に取り決めておくべき事項があれば「その他」欄にチェックを入れて具体的な内容を記載してください。

第5 再協議について

こどもを取り巻く環境は、こどもが成長するにつれて変わっていきます。また、父母自身の生活状況も、就職・転職や再婚などによって変わっていく可能性があります。そのため、話し合っただけで決めたことであっても、**こどもの利益を考えて、柔軟に変更したり再度話し合ったりすることが望ましい場合**があり得ます。

こうした**事後的な事情の変化**については、あえて取決めをせずに随時話し合うこととすることもよいですが、例えば、作成日から〇年が経過した時点、こどもの小中学校等への入学時、父母の再婚時など、あらかじめ**ターニングポイント**で再度話し合いの機会を設けることとしておけば、再協議を持ちかけやすくなるでしょう。

また、話し合いに当たって **ADR 等の第三者機関のサポート**を受けることとすることも考えられますが、そのような場合には「その他」欄にその旨を記載しておくこととスムーズに再協議ができるでしょう。

【資料4】 父母（離婚当事者）からのアンケート回答結果（報告書第6の1関係）

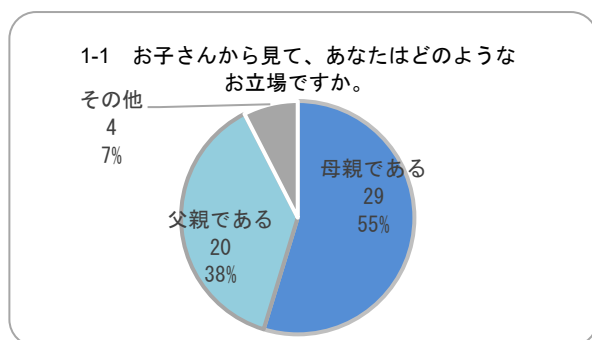
有効回答として、合計53件の回答が得られた¹。そのうち、対象自治体に居住する母親または父親からの回答は、36名²、協力団体からの回答は12名³、その他（祖父母ほか親戚等）の回答が3名であった。

以下、表中の「自治体」とは、自治体を通して得られた回答を、「協力団体」とは、協力団体を通して得られた回答を意味する。

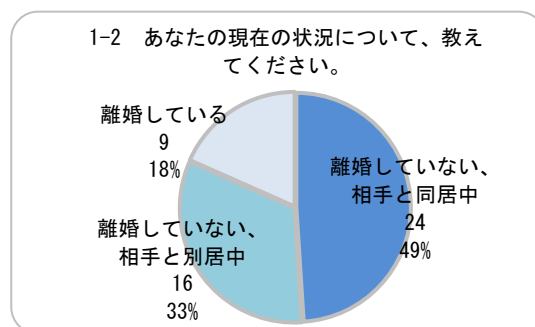
1 当事者の状況

全体としての属性については、母親29名、父親20名、その他1名で母親が多く、相手との現在の状況（離婚・同居の別）については、全体数として離婚前同居24名、離婚前別居16名、離婚後9名であり、離婚前同居が半数を占めていた。

<父・母の数とその割合>



<現在の状況(離婚前同居、離婚前別居、離婚後)>



全体 (n=53)	母親	父親	親戚その他
	29	20	4
自治体	25	12	0
協力団体	4	8	1
親戚その他	0	0	3

全体 (n=49)	離婚はしておらず、 現在、相手と別居中	離婚はしておらず、 現在、相手と同居中	離婚をしている
	24	16	9
自治体	22	12	3
協力団体	2	4	6

¹ 継続的に利用可能でないメールアドレス（いわゆる「捨てアド」や1回限り登録できるアドレス）からの回答が短時間に連続して認められたため、それらの回答は有効回答として扱わなかった。

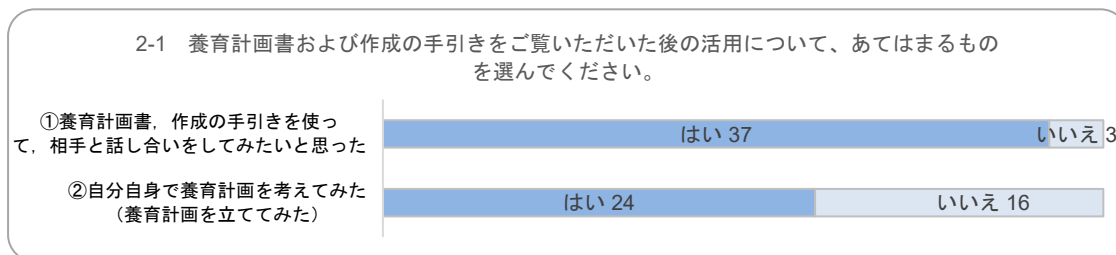
² ほかに、対象自治体外からの回答が1件あった。

³ ほかに、祖父母ほか親戚等からの回答が1件あった。

2 離婚前の当事者に対する質問項目への回答（n = 40）

（1）読んだ後の活用状況

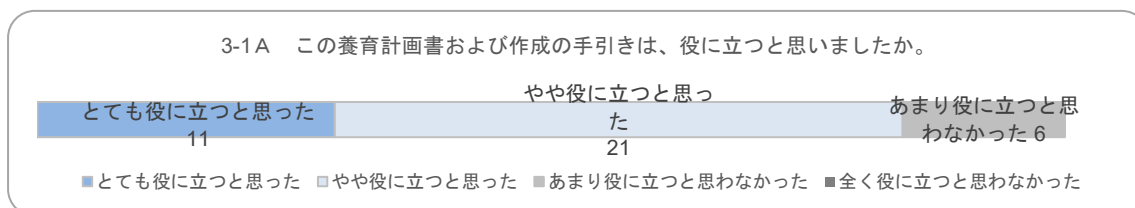
養育計画書、作成の手引きを使って、①相手と話し合いをしてみたいと思ったか否か、②自分自身で養育計画を考えてみたか否かについて、①②ともに「はい」と回答したのは23名、①が「はい」②が「いいえ」と回答したのは1名、①は「いいえ」②は「はい」と回答したのが14名、①②ともに「いいえ」と回答したのは2名であった（合計40名）。また全体の総数としては、以下の回答を得た。



全体 (n=40)	①相手と話し合いをしてみたいと思った		②自分自身で養育計画を考えてみた	
	はい	いいえ	はい	いいえ
	37	3	24	16
自治体	33	1	22	12
協力団体	4	2	2	4

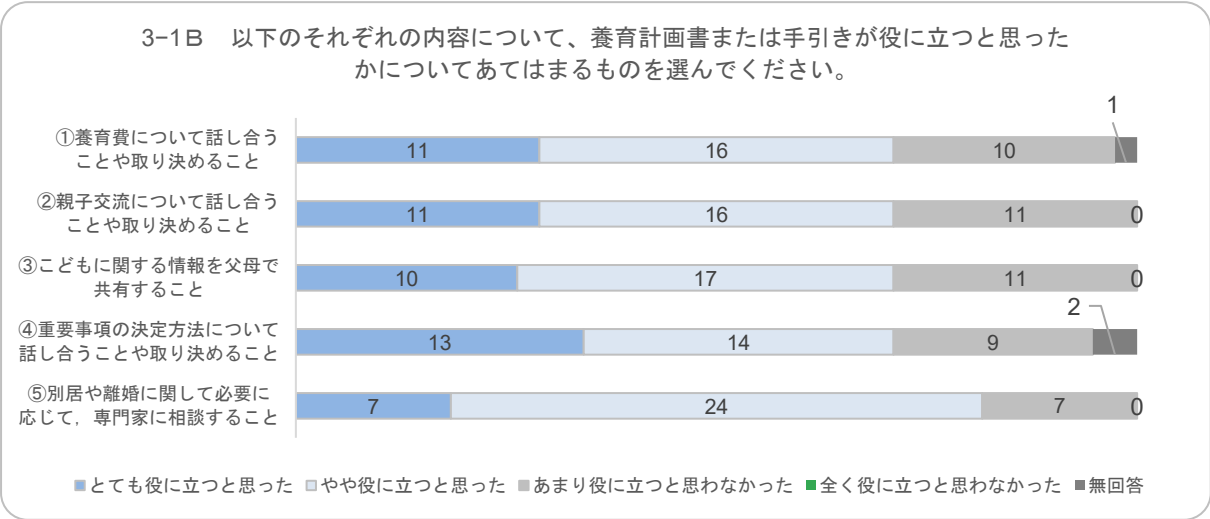
ア 活用した場合の感想、全体的な改善点

（1）のいずれかで「はい」と回答した調査協力者に対し、この養育計画書および作成の手引きは、役に立つと思うかと尋ねたところ、（とても役に立つと思った11、やや役に立つと思った21、あまり役に立つと思わなかった6、全く役に立つと思わなかった0）の回答を得、8割を超える人が肯定的な受け止めだったことがみえる。



全体 (n=38)	とても役に立つと思った	やや役に立つと思った	あまり役に立つと思わなかった	全く役に立つと思わなかった
	11	21	6	0
自治体	7	21	5	0
協力団体	4	0	1	0

また、以下のそれぞれの内容について、養育計画書または作成の手引きが役に立つと思ったか〔3-1B〕を尋ねた。回答は以下のとおりである。



全体 (n=38)	とても役に立つと思った	やや役に立つと思った	あまり役に立つと思わなかった	全く役に立つと思わなかった	無回答
① 養育費について話し合うことや取り決めること	11	16	10	0	1
② 親子交流(面会交流)について話し合うことや取り決めること	11	16	11	0	0
③ こどもに関する情報(こどもの健康状態、学校生活、生活状況や成長ぶりなど)を父母で共有すること	10	17	11	0	0
④重要事項の決定方法について話し合うことや取り決めること	13	14	9	0	2
⑤別居や離婚に関する事で、必要に応じて、専門家(弁護士、カウンセラー、自治体の窓口など)に相談すること	7	24	7	0	0

そして、養育計画書および作成の手引きの改善点〔3-1C〕を自由記述で尋ねたところ、専門家の意見や実践的なチェックリストの希望、イメージがわかりやすい図やカラー・グラフィックの視覚的デザインの希望、各セクションへのアクセスを容易にすること、動画で視聴することへの希望、具体的な事例を多く取り入れてほしいという意見があった一方で、ページ数の多さや文字が多く読みにくい点や要点の分かりにくさが挙げられた。

イ 活用しなかった場合の理由等

前記（ア）でいずれも「いいえ」と回答した調査協力者（2名）に対しては、自分自身で養育計画を立ててみたり、養育計画書、作成の手引きを使って、相手と話し合いをしてみたいと思わない（あるいはできない）理由について尋ねたところ、相手に断られるから、養育計画について考えることが負担であるという回答が得られた。

(2) 読んだ後の意欲等

養育計画書および作成の手引きを読んで感じた項目について尋ねたところ、以下の回答が得られた。

	全体（複数回答）
①こどもの気持ちに耳を傾けようと思う	6
②親の争いにこどもを巻き込まないよう、ふるまおうと思う	15
③親子交流について、取り決めようと思う	9
④養育費について、取り決めようと思う	13
⑤別居や離婚に関し、必要に応じ専門家に相談しようと思う	5

3 離婚後の当事者に対する質問項目への回答（n = 9）

（1）年数

離婚してからの年数について尋ねたところ、離婚直後から半年が4名、半年から1年未満が1名、2年から5年未満が1名、5年から10年未満が1名、10年以上が2名であった。

全体（n=9）	離婚直後 ～半年	半年 ～1年未満	1年 ～2年未満	2年 ～5年未満	5年 ～10年未満	10年以上
	4	1	0	1	1	2

（2）計画書と手引き全体のわかりやすさ、その理由

とてもわかりやすい（1）、わかりやすい（8）、わかりづらい（1）、わかりづらい・とてもわかりづらい（0）との回答が得られた。

全体（n=9）	とてもわかりやすい	わかりやすい	わかりづらい	とてもわかりづらい
	8	1	0	0

その理由〔2-2〕を尋ねたところ、離婚協議の際に参考にしたかった、重要なところは色分けされていたり、養育費や親子交流など細かく書くところがありわかりやすい、親子交流のプレゼント等への言及が参考になったという意見があった。

（3）取決めの状況

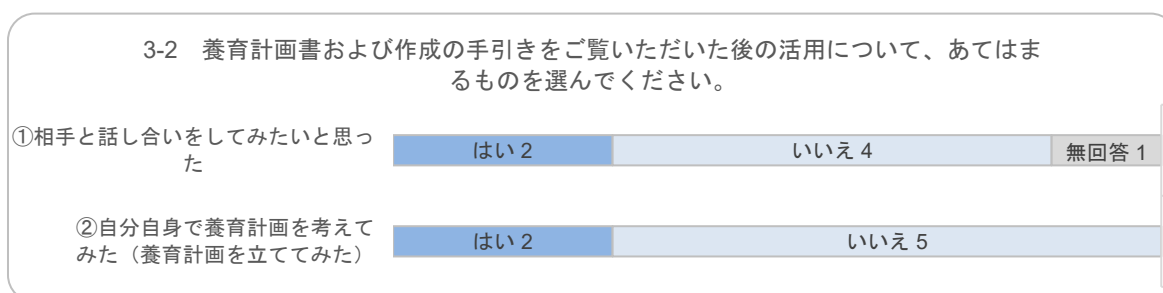
また、①養育費の取り決め、②面会交流の取り決め、③重要事項の決定に関する取り決めの状況については次表のとおりである。

	①養育費の取決め		②面会交流の取決め		③重要事項の決定に関する取決め	
	している	していない	している	していない	している	していない
全体（n=9）	8	1	6	3	2	7
自治体	2	1	1	2	1	2
協力団体	6	0	5	1	1	5

（4）上記（3）の養育費、面会交流、重要事項のいずれかの取り決めをしていなかった場合に、読んだ後の活用状況、活用した場合の感想

養育計画書及び手引きを読んだ後の活用状況について尋ねたところ、①養育計画書、作成の手引きを使って、相手と話し合いをしてみたいと思ったかについて（はい2、いいえ4）、②自分

自身で養育計画を考えてみた（養育計画を立ててみた）について（はい2、いいえ5）の回答が得られた。



全体 (n=7)	相手と話し合いをしてみたいと思った			自分自身で養育計画を考えてみた	
	はい	いいえ	無回答	はい	いいえ
	2	4	1	2	5

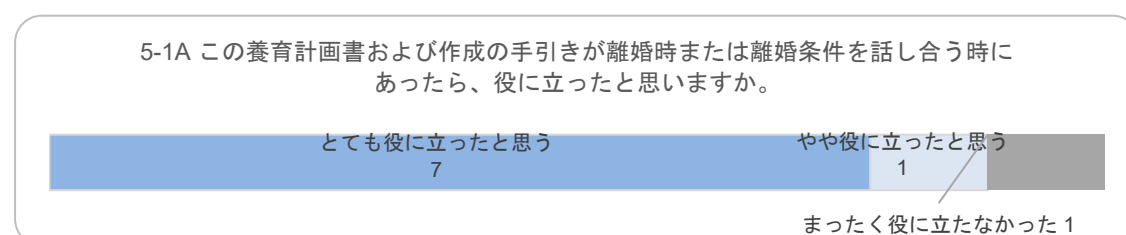
上記のいずれかで「はい」と回答した調査協力者（4名）に対し、この養育計画書および作成の手引きは、役に立つと思うかと尋ねたところ、全員が「とても役に立つと思った」と回答した。

また、それぞれ、下記の項目について役に立つかを尋ねたところ、以下の回答を得た。

全体 (n=4)	とても役に立つと思った	やや役に立つと思った	あまり役に立つと思わなかった	全く役に立つと思わなかった
① 養育費について話し合うことや取り決めること	3	1	0	0
② 親子交流(面会交流)について話し合うことや取り決めること	3	0	1	0
③ こどもに関する情報(こどもの健康状態、学校生活、生活状況や成長ぶりなど)を父母で共有すること	3	0	1	0
④ 重要事項の決定方法について話し合うことや取り決めること	3	0	1	0
⑤ 別居や離婚に関する事で、必要に応じて、専門家(弁護士、カウンセラー、自治体の窓口など)に相談すること	2	2	0	0

(5) 仮に離婚時等に計画書などがあったことを想像した回答

この養育計画書および作成の手引きが離婚時または離婚条件を話し合う時にあったら、役に立ったと思うかについては、とても役に立ったと思う（7）、やや役に立ったと思う（1）、あまり役に立たなかったと思う（0）、まったく役に立たなかったと思う（1）の回答が得られた。



全体 (n=9)	とても役に立ったと思う	やや役に立ったと思う	あまり役に立たなかったと思う	全く役に立たなかったと思う
	7	1	0	1

また、その理由について尋ねたところ、親子交流が重要であることが分かりやすく示されている、子どもの利益のためには同居親も親子交流の取り決めなくして離婚はしなかっただろう、あまりよく分かっていないまま離婚した、離婚届を出す時に手引きをもらっていたらもっと違う選択が出来た、子供への精神的な影響も変わっていたと思う、という意見に対し、DVや児童虐待があり、相手との話し合いが難しい、悩んだ結果、妥協することになったという意見があった。

(6) 全体的な改善点

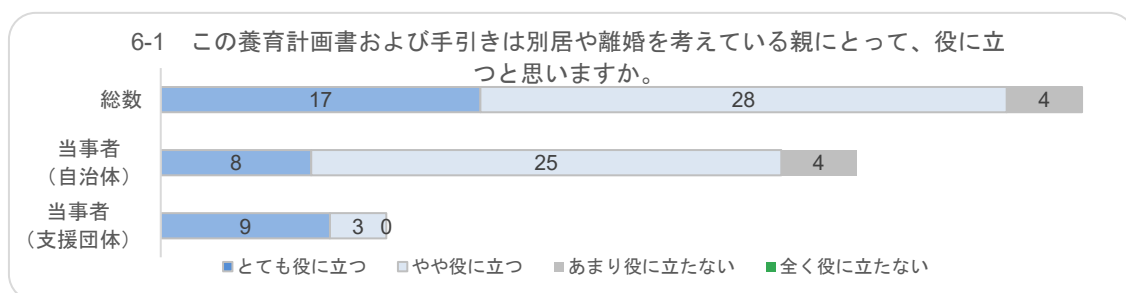
さらに、改善点について尋ねたところ、全体的に文章を詰め込んだ形となっており全て読むのが疲れる、離婚をする時は他の事でも忙しいし小さいこどもがいると余計色々忙しく、そんなに時間がうまく取れない人もいるのではないかと、間に図など入れて見やすくした方がいいのではないか、離婚したときにどこに相談すればわからなかったのか、どこに相談すればいいか専門機関について具体的に書いてほしい、項目については、例など具体的に書かれているが、実際の夫婦間でよく話されている具体例をもっと羅列しても良いのではないかと、もっと沢山の例があればいいなと感じた（メガネや喘息のネブライザー、怪我による装具など、考え付かないものもある）、いろんな具体例がもっとあればイメージもつきやすくありがたいのではないかと、という意見があった。

また、「あなたは悪くない」と子どもに言うのと、「では誰が悪いの?」と悪者探しになってしまうので「あなたのせいではない」などに修正したほうがよいのではないかと、全体的には子供を会わせないといけない、話し合わないといけない、こうすべきだという圧のようなものを感じて怖くなった、円満離婚をする夫婦は多くなく、何が子供のためになるのか自分を責めることになった、こうあればいいという理想論のように感じた、という意見も見られた。

4 当事者共通の質問項目への回答

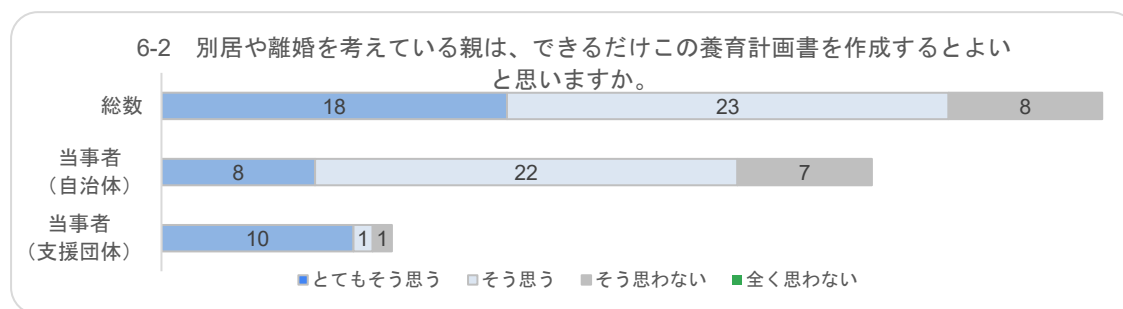
(1) 離婚を考えている親御さんの立場に立った感想等

養育計画書および手引きは別居や離婚を考えている親にとって、役に立つかどうかについては、とても役に立つ（17）、やや役に立つ（28）、あまり役に立たない（4）全く役に立たない（0）の回答を得た。内訳は下記のとおりである。



全体 (n=49)	とても役に立つ	やや役に立つ	あまり役に立たない	全く役に立たない
	17	28	4	0
自治体	8	25	4	0
協力団体	9	3	0	0

さらに、別居や離婚を考えている親は、できるだけこの養育計画書を作成するとよいと思うか〔6-2〕については、とてもそう思う（18）、そう思う（23）、そう思わない（8）、全く思わない（0）の回答が得られた。内訳は下記のとおりである。



全体 (n=49)	とてもそう思う	そう思う	そう思わない	全くそう思わない
	18	23	8	0
自治体	8	22	7	0
協力団体	10	1	1	0

(2) その他全体的な感想

最後に、その他感想について自由記述を求めたところ、「離婚届をもらいに行った時に目を通してあげれば良かった」「離婚に向き合えるようになった」「こどもの心は何かしら傷がつくので、ケアする場所や金額などの項目は積極的に載せて欲しい」「既に離婚した元家族に遡ってでも養育計画書の作成を義務付けてほしい」等の意見がみられた。また、「「親」に焦点を当てすぎており、親以外の大人との信頼関係も非常に大切ではないか」「離婚後の養育費の請求について書いてほしい」という意見も見られた。

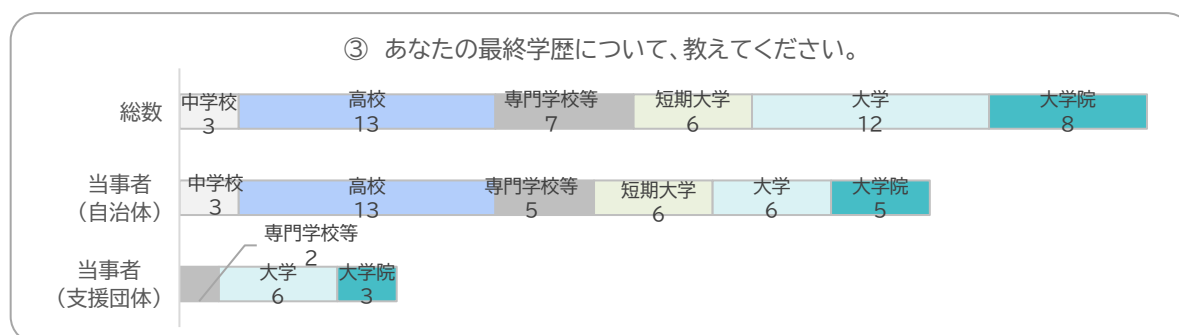
5 当事者の基本属性等

(1) 基本属性

回答者の属性として、①（元）パートナーからの暴力的な言動の有無（まったくなかった18、たまにあった19、よくあった11）、②年齢（20代：11、30代：12、40代：14、50代：12）、③最終学歴（中学3、高校13、高専・専門学校等7、短期大学6、大学12、大学院8）、④居住自治体（大阪府35、東京都2、及び支援団体からの紹介11）を尋ねた。

(元)パートナーの暴力的な言動について			
(n=48)	まったくなかった	たまにあった	よくあった
全体	18	19	11
自治体	14	14	9
協力団体	4	5	2

年齢 (n=49)	20代	30代	40代	50代
全体	11	12	14	12
自治体	11	9	9	9
協力団体	0	3	5	3



(n=49)	中学校	高校	専門学校等	短期大学	大学	大学院
全体	3	13	7	6	12	8
自治体	3	13	5	6	6	5
協力団体	0	0	2	0	6	3

(2) 話し合い後のアンケート回答の意向

最後に、養育計画書及び作成の手引きを使って相手と話し合いをした場合に再度アンケートに協力してもらえるかの意向を尋ねたところ、44名（92%）が「はい」と回答した。

6 話し合い後のアンケート結果

前期5(2)で「はい」と回答した44名のメールアドレスに対し、アンケートリンクを送付したところ、1名から有効回答が得られた⁴。

この養育計画書および手引きは別居や離婚を考えている親にとって、役に立つと思いますかとの質問には、「とても役に立つ」、「別居や離婚を考えている親は、できるだけこの養育計画書を作成するとよいと思いますか。」との質問にも「とてもそう思う」との回答が得られた。また、養育計画書または作成の手引きは、④重要事項の決定方法について話し合うことや取り決め

⁴ 2名の回答が得られたものの、1名は1回目のアンケートとの紐づけのための数字が一致していなかったため、無効と判断した。

ること、⑤別居や離婚に関することで、必要に応じて、専門家（弁護士、カウンセラー、自治体の窓口など）に相談することについては、「とても役に立った」、③こどもに関する情報（こどもの健康状態、学校生活、生活状況や成長ぶりなど）を父母で共有することについては、「やや役に立った」との回答が得られた。

一方で、話し合いをしてみて、養育計画書等が役に立ったか、改善するところ等の質問には無回答であった。

【資料5】 職員・支援者からのアンケート回答結果（報告書第6の2関係）

合計17件の回答が得られた。

1 共通の質問項目への回答

(1) 計画書と手引き全体のわかりやすさ、その理由

この養育計画書および作成の手引きの分かりやすさについて尋ねたところ、とても分かりやすい（5）、わかりやすい（9）、わかりづらい（2）、大変わかりにくい（0）の回答があった。

1-1 養育計画書および作成の手引きをご覧いただいた印象を伺います。全体の分かりやすさについてどのように感じられましたか。

とても分かりやすい 5

分かりやすい 9

分かりづらい 2

全体 (n=16)	とてもわかりやすい	わかりやすい	わかりづらい	とてもわかりづらい
	5	9	2	0

その具体的理由を尋ねたところ、「取り決める趣旨として子どもを主体とした記述がされている」「具体例などが解説してあることから何を話し合うべきかが明確になった」「手引きで算定表や親子交流支援団体の資料も紹介されているところが利用者の参考になる」「今後の生活や子の養育への不安を十分に斟酌したかなり丁寧で暖かい内容になっている」という意見が見られた一方で、「手引きは分量が多すぎてストレスフルな当事者には敬遠されるのではないか」「離婚を考えている父母に読ませるところまでどう持っていくかが課題」「情報が多いため離婚前の混乱期にこの量を読めるかが不安」という意見も見られた。

また、手引きについては、イラスト、フローチャートを交えてはどうか、記載例の「その他の欄」の記載例は誘導的との批判が出るように思われ、文章化せず項目建てにとどめる方法もあるのでは、との意見があった。

(2) 養育計画書および作成の手引きが別居や離婚を考えている親にとって役に立つか

養育計画及び手引きの感想について、とても役に立つと思った（7）、やや役に立つと思った（7）、あまり役に立つと思わなかった（3）、全く役に立つと思わなかった（0）の回答を得た。

2-1A この養育計画書および作成の手引きは、別居や離婚を考えている親にとって役に立つと思いましたか。

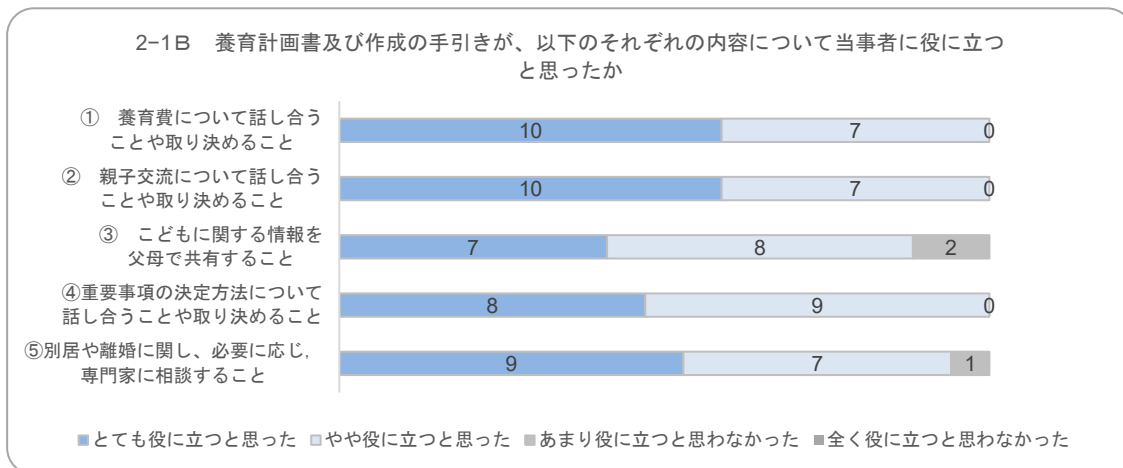
とても役に立つと思
った
7

やや役に立つと思っ
た
7

、

全体 (n=17)	とても役に立つと思った	やや役に立つと思った	あまり役に立つと思わなかった	全く役に立つと思わなかった
	7	7	3	0

また、以下のそれぞれの内容について、養育計画書または作成の手引きが役に立つと思ったかを尋ねた。回答は以下のとおりである。



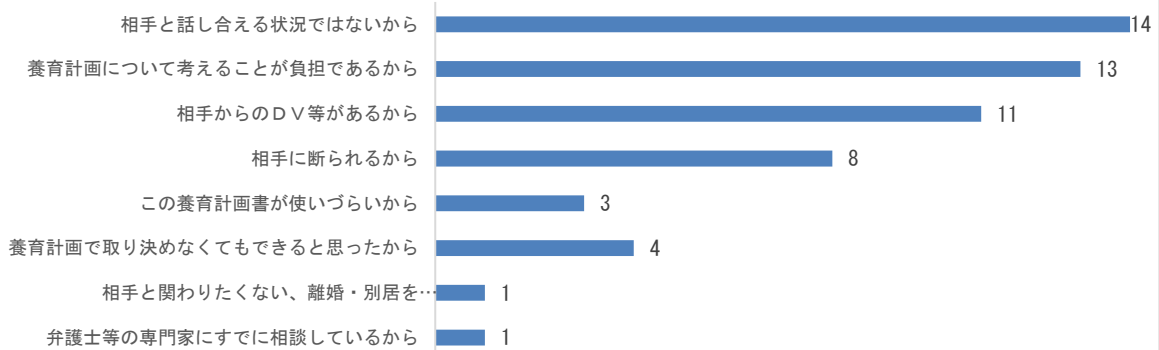
全体 (n=4)	とても役に立つ	やや役に立つ	あまり役に立たない	全く役に立たない
① 養育費について話し合うことや取り決めること	10	7	0	0
② 親子交流(面会交流)について話し合うことや取り決めること	10	7	0	0
③ こどもに関する情報(こどもの健康状態、学校生活、生活状況や成長ぶりなど)を父母で共有すること	7	8	2	0
④重要事項の決定方法について話し合うことや取り決めること ¹	8	9	0	0
⑤別居や離婚に関することで、必要に応じて、専門家(弁護士、カウンセラー、自治体の窓口など)に相談すること	9	7	1	0

(3) 活用しなかった場合の理由等

また、職員・支援者の立場からみて、当事者が自分自身で養育計画を立ててみたり、養育計画書、作成の手引きを使って、相手と話し合いをしてみたいと思わないと思われる理由について尋ねたところ、以下の回答が得られた。

¹ 回答数は36である。

2-2A 当事者が自分自身で養育計画を立ててみたり、養育計画書、作成の手引きを使って、相手と話し合いをしてみたいと思わないと思われる理由



	全体（複数回答）
①相手と話し合える状況ではないから	14
②養育計画について考えることが負担であるから	13
③相手からのDV等があるから	11
④相手に断られるから	8
⑤この養育計画書が使いづらいから	3
⑥養育計画で取り決めなくてもできると思ったから	4
⑦相手と関わりたくない、離婚・別居を優先しようという心情であるから	1
⑧弁護士等の専門家にすでに相談しているから	1

(4) 全体的な改善点

養育計画書および作成の手引きの改善点を自由記述で尋ねたところ、面会交流についてはアバウトな取決めの方が柔軟で融通が利く場合もあるため、記載例を場合分けして増やすことも考えられるのではないかと、詳細な話し合いができるかどうか心配な父母が多いと思われるので最低限の取決め例があってもよいのでは、という意見のほか、離婚前は気持ち的にも非常に負荷のかかった不安定な状況の中、この量の資料を読み込むのはなかなか大変ではないか、別居や離婚といった感情が不安定になりがちな場面では手引きの内容が息苦しく感じるのではないかと、という意見があった。

手引きについては、再協議の欄にもこどもの数を増やすとよい、こどもの気持の確認、特に年齢が高いこどもについての意向確認などについて書かれていないという示唆があった。

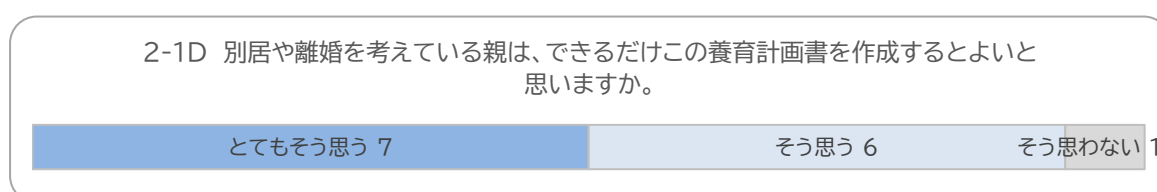
また、「こどもに関する情報提供」の箇所はどういう頻度でどういう方法でどのような情報を提供（交換）するのか取り決められるようにするのが良いのでは、また、間接的な親子交流と重複する部分があるので、整理しておく必要がある、「重要事項の決定方法」の例示につき今回の民法等の改正（改正民法824条の2関係）に沿った形に改める必要があるのではないかと、という意見もあった。

手引きの理解やこれによる計画策定は各自治体のひとり親支援の部署など、第三者の伴走が

ないと求める効果は果たせないのではないか、「この手引きのご説明を受けられたい場合には各自治体のひとり親支援の部署へお気軽にお問い合わせください」なりの文言を入れても良いのではと感じた、離婚前にこれを読まないといけないと言う啓発や、ショート動画でキーワードとポイントのみ発信するなどの工夫があるとよいのではないかという示唆があった。

2 離婚を考えている親御さんの立場に立った感想等

また、これから離婚を考えている父母を想像しての養育計画書、手引きについての感想について、別居や離婚を考えている親は、できるだけこの養育計画書を作成するとよいと思うかについては、とてもそう思う（7）、そう思う（6）、そう思わない（1）、全く思わない（0）の回答が得られた。内訳は下記のとおりである。



全体 (n=14)	とても役に立つと思った	やや役に立つと思った	あまり役に立つと思わなかった	全く役に立つと思わなかった
	7	6	1	0

3 その他全体的な感想

また、感想について自由記述を求めたところ、「子どもについての情報共有、重要事項の決定についても養育計画書の対象とされていることが素晴らしいと思った」「これまでの合意書よりも相当具体的になっているので詳細な取決めができる父母の場合は極めて有効なツールではないか」という意見のほか、「葛藤が高くなった場合はここまで話し合い自体が困難で取決めができないと離婚できないという諦めにつながらないかが心配される」「離婚時は穏やかな話し合いができる状態にないので、結局弁護士や第三者が入らないと合意形成できないのではないか」「相談窓口の充実が不可欠と痛感した」「自治体等窓口相談員の専門化（研修）や増員が必要」「非弁行為との関連でどこまで相談に応じられるのか」との意見もあった。

また、「具体性と柔軟性とのバランスが難しい」「記載例を類型化して増やすことも考えられるのではないか」「共同親権が選択できるようになった場合の記載例についてはさらに複雑な記載例が必要になるのではないか」「この計画書をどこかに提出して承認を受けることにするのか」「効力について明確にしておく必要があるのではないか」「図などを使って、わかりやすい表現にならないか」「相手と関わりたくないという意識を改善しないと、せっかくの手引や計画書が使われずに終わってしまうため、何らかの「義務化」又は「意識の変化」が必要ではないか、例えば、市区町村の子ども家庭関係部署に配置されている母子父子自立支援員等が利用者に手引や計画書の使用の意義を丁寧に説明して、利用者の意識を変えていく等が考えられる」「離婚前提に養育費の金額などはなかなか決め切れないのではないか」「自治体窓口へは当事者で

話し合いが難しい状況の方が多く来られるため、協議離婚できる方が養育計画へアクセスできるような工夫が必要ではないか」等の意見があった。

4 当事者の基本属性

最後に、回答者の属性を尋ねた。①年齢、②勤務・居住自治体（支援団体からの紹介かの別も含む）を尋ねた。結果は下記のとおりである。

年齢(n=14)	20代	30代	40代	50代
全体	0	3	4	7

年齢(n=14)	東京都豊島区	大阪府八尾市	支援団体・その他
全体	2	4	8